

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>策定 令和2年 3月31日</p> <p>改定 令和8年 ●月●●日</p>	<p>策定 令和2年 3月31日</p>
<p>第1章 大綱策定の目的</p> <p>第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題</p> <p>第3章 文化財保存活用の基本理念と基本方針</p> <p>第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p> <p>第5章 県内市町村への支援の方針</p> <p>第6章 防災・災害発生時の対応</p> <p>第7章 文化財保存・活用の推進体制</p> <p>第8章 文化財の確実な継承に向けて</p>	<p>第1章 大綱策定の目的</p> <p>第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題</p> <p>第3章 文化財保存活用の基本理念と基本方針</p> <p>第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p> <p>第5章 県内市町村への支援の方針</p> <p>第6章 防災・災害発生時の対応</p> <p>第7章 文化財保存・活用の推進体制</p> <p>第8章 文化財の確実な継承に向けて</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第1章 大綱策定の目的</p> <p>1 大綱策定の背景と目的</p> <p>21世紀に入り、急速に進む少子高齢化によって日本は人口減少社会へと転じた。しかも人口の都市部への集中と中山間地域での過疎化により、将来相当数の地方自治体が深刻な事態に陥ることが予測されている。群馬県においても、平成16年（2004）の203万をピークに、人口の減少が続いている。</p> <p>このような社会状況の変化により、私たちは様々な面において、従前通りの仕組みや方策を転換する必要に迫られている。文化財保護行政もその例外ではない。高度成長期以降の大規模開発に伴う埋蔵文化財への対応を主因として組織体制を拡充してきた地方自治体では、開発事業の減少に伴い専門職員の配置がなされなくなるなど、体制が縮小される例も見受けられる。人口が減少し、社会全体での余裕がなくなっていく中で、文化財をどのように取り扱っていくのか、真剣に検討しなければならない。</p> <p>文化財を守り伝えてきた地域社会においても、少子高齢化の波は深刻な影響を及ぼしている。十分に価値が理解されないまま朽ち果ててしまう建造物や、後継者不足により存続が危ぶまれている民俗文化財等は少なくない。過疎化している中山間地域で顕著であるが、都市部でも住民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化等により地域社会のつながりが希薄となり、同様な問題が生じている。各地域で守り伝えられてきた貴重な文化財が、滅失・散逸の危機にさらされており、いかにそれを防止するかが喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした状況から、国の文化審議会では平成29年（2017）5月に文部科学大臣から諮問を受け、「これから文化財の保存と活用の在り方」について検討を始めた。同年12月には「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」がまとめられている。</p>	<p>第1章 大綱策定の目的</p> <p>1 大綱策定の背景と目的</p> <p>21世紀に入り、急速に進む少子高齢化によって日本は人口減少社会へと転じた。しかも人口の都市部への集中と中山間地域での過疎化により、将来相当数の地方自治体が深刻な事態に陥ることが予測されている。群馬県においても、平成16年（2004）の203万をピークに、人口の減少が続いている。</p> <p>このような社会状況の変化により、私たちは様々な面において、従前通りの仕組みや方策を転換する必要に迫られている。文化財保護行政もその例外ではない。高度成長期以降の大規模開発に伴う埋蔵文化財への対応を主因として組織体制を拡充してきた地方自治体では、開発事業の減少に伴い専門職員の配置がなされなくなるなど、体制が縮小される例も見受けられる。人口が減少し、社会全体での余裕がなくなっていく中で、文化財をどのように取り扱っていくのか、真剣に検討しなければならない。</p> <p>文化財を守り伝えてきた地域社会においても、少子高齢化の波は深刻な影響を及ぼしている。十分に価値が理解されないまま朽ち果ててしまう建造物や、後継者不足により存続が危ぶまれている民俗文化財等は少なくない。過疎化している中山間地域で顕著であるが、都市部でも住民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化等により地域社会のつながりが希薄となり、同様な問題が生じている。各地域で守り伝えられてきた貴重な文化財が、滅失・散逸の危機にさらされており、いかにそれを防止するかが喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした状況から、国の文化審議会では平成29年5月に文部科学大臣から諮問を受け、「これから文化財の保存と活用の在り方」について検討を始めた。同年12月には「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」がまとめられている。この答</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>この答申では、「文化財の保存と活用は、共に、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである」とし、現在、そして将来も文化財を活用し、その価値や魅力を享受することを可能とするためには、計画的な修理・管理等の適切な保存が重要であると指摘している。その上で、これから文化財の継承の方策として、「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」と、「個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充」をあげている。</p> <p>これらを踏まえ<u>文化財保護法は、平成31年（2019）4月1日に改正法が施行</u>された。これは、過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸の防止を緊急の課題と捉え、文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことのできる体制整備と、地域における未指定を含めた文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力強化を図るものである。</p> <p>この改正により、<u>当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱、以下大綱）</u>の策定（法第183条の2）と、<u>当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画、以下地域計画）</u>の作成と申請（法第183条の3）、国指定文化財の所有者や管理団体による<u>重要文化財の保存及び活用に関する計画（重要文化財保存活用計画、以下保存活用計画）</u>の作成（法第53条の2）が可能となり、地域計画と保存活用計画については国による認定が制度化された。地域計画が国の認定を受けることにより、市町村は国に対して登録文化財の提案が可能となり、一部の事務については町村へも権限移譲ができたこととなった。保存活用計画が認定を受けると、文化財所有者や管理団体は計画に基づく保存・管理を行うまでの手続きを弾力化することが可能となるほか、一部の美術工芸品については一定の条件の下で相続税の納税が猶予される。この他、市町村は文化財保存活用支援団体を指定することにより、民間を含めた地域一体で文化財の適切な継承を目指すことが可能となった。</p>	<p>申では、「文化財の保存と活用は、共に、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである」とし、現在、そして将来も文化財を活用し、その価値や魅力を享受することを可能とするためには、計画的な修理・管理等の適切な保存が重要であると指摘している。その上で、これから文化財の継承の方策として、「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」と、「個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充」をあげている。</p> <p>これらを踏まえ平成30年6月に文化財保護法が改正された。これは、過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸の防止を緊急の課題と捉え、文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことのできる体制整備と、地域における未指定を含めた文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力強化を図るものである。</p> <p>この改正により、都道府県による域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である大綱の策定と、市町村による文化財の保存・活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画（以下地域計画）の作成、国指定文化財の所有者や管理団体による個別文化財の保存活用計画の作成が可能となり、地域計画と保存活用計画については国による認定が制度化された。地域計画が国の認定を受けることにより、市町村は国に対して登録文化財の提案が可能となり、一部の事務については町村へも権限移譲ができたこととなった。保存活用計画が認定を受けると、文化財所有者や管理団体は計画に基づく保存・管理を行うまでの手続きを弾力化することが可能となるほか、一部の美術工芸品については一定の条件の下で相続税の納税が猶予される。この他、市町村は文化財保存活用支援団体を指定することにより、民間を含めた地域一体で文化財の適切な継承を目指すことが可能となった。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（租税特別措置法第 70 条の 6 の 7）。この他、市町村は文化財保存活用支援団体を指定することにより、民間を含めた地域一体で文化財の適切な継承を目指すことが可能となった。</p> <p>このような文化財保護法の改正をふまえ、本大綱は、群馬県において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための基本的な方針を示すとともに、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進するために策定するものである。</p> <p>なお、本大綱で対象とする「文化財」は、文化財保護法第 2 条に規定される有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の 6 類型に加え、埋蔵文化財や文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術等とし、いずれも未指定文化財を含むこととする。</p> <p>コラム 1 文化財の保存と活用</p> <p>近年、文化財を活用し、地域振興や観光振興につなげていこうという気運が高まっており、文化財に期待される役割が大きくなっている。そのためには、文化財の適切な「保存」と、効果的な「発信」「活用」を行う必要があることから、平成 26 年（<u>2014</u>）に、文化庁は「文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業」を実施し、調査報告書として「文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」を公開した。</p> <p>この中では、文化財の「保存」と「活用」について以下の考え方を示している。</p> <p>「保存」：文化財の適切な状態での維持（日常的な管理、修理等）</p> <p>「活用」：①文化財の公開による活用（鑑賞、学術的な利用等） ②文化財の地域振興等への活用（地域振興、観光・産業振興、まちづ</p>	<p>このような文化財保護法の改正をふまえ、本大綱は、群馬県において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための基本的な方針を示すとともに、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進するために策定するものである。</p> <p>なお、本大綱で対象とする「文化財」は、文化財保護法第 2 条に規定される有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の 6 類型に加え、埋蔵文化財や文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術等とし、いずれも未指定文化財を含むこととする。</p> <p>コラム 1 文化財の保存と活用</p> <p>近年、文化財を活用し、地域振興や観光振興につなげていこうという気運が高まっており、文化財に期待される役割が大きくなっている。そのためには、文化財の適切な「保存」と、効果的な「発信」「活用」を行う必要があることから、平成 26 年に、文化庁は「文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業」を実施。調査報告書として「文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」を公開した。</p> <p>この中では、文化財の「保存」と「活用」について以下の考え方を示している。</p> <p>「保存」：文化財の適切な状態での維持（日常的な管理、修理等）</p> <p>「活用」：①文化財の公開による活用（鑑賞、学術的な利用等） ②文化財の地域振興等への活用（地域振興、観光・産業振興、まちづ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>くり、教育等）</p> <p><u>昭和25年（1950）5月に</u>文化財保護法が制定された当初は、①を中心とした活用を想定していたが、<u>平成31年4月の改正では</u>今日的な文化財の役割から、より踏み込んだ②の活用を図っていくことが望ましいとしている。文化財の「保存」を前提としながらも、積極的な「活用」を図ることで保存に係る体制や基盤が整備され、さらなる文化財の活用につながるようなサイクルを構築することにより、地域活動の促進や、管理体制の確保、保存のための資金確保等の相乗効果を生み出すことが期待されている。</p>	<p>くり、教育等）</p> <p>文化財保護法が制定された当初は、①を中心とした活用を想定していたが、今日的な文化財の役割から、より踏み込んだ②の活用を図っていくことが望ましいとしている。文化財の「保存」を前提としながらも、積極的な「活用」を図ることで保存に係る体制や基盤が整備され、さらなる文化財の活用につながるようなサイクルを構築することにより、地域活動の促進や、管理体制の確保、保存のための資金確保等の相乗効果を生み出すことが期待されている。</p>
2 大綱策定の経過	2 大綱策定の経過
<p>（1）組織</p> <p>大綱策定にあたり、群馬県教育委員会事務局文化財保護課（現：群馬県地域創生部文化財保護課）※以下、「県文化財保護課」）が事務局となり、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会」を設置して策定作業を行うこととした。委員会の構成員は、群馬県文化財保護審議会委員10名及び県内市町村の代表として文化財主管課長5名である。また、多様な意見を反映させるため、府内の関係課（世界遺産課・文化振興課・観光物産課）の職員をオブザーバーとともに、文化財の保存・活用に係わる民間団体から意見を聴取することとした。そしてこの委員会の組織及び運営を明確に規定するため、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定めた。</p>	<p>（1）組織</p> <p>大綱策定にあたり、群馬県教育委員会事務局文化財保護課が事務局となり、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会」を設置して策定作業を行うこととした。委員会の構成員は、群馬県文化財保護審議会委員10名及び県内市町村の代表として文化財主管課長5名である。また、多様な意見を反映させるため、府内の関係課（世界遺産課・文化振興課・観光物産課）の職員をオブザーバーとともに、文化財の保存・活用に係わる民間団体から意見を聴取することとした。そしてこの委員会の組織及び運営を明確に規定するため、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定めた。</p>
<p>（2）経過</p> <p>平成30年（2018）1月に文化庁が開催した都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議において、同年に予定されている文化庁の組織改変と文化財保護法の改正について事前説明があった。この中で、都道府県が定める大綱と市町村が作成する地域計画、個別の保存活用計画の位置付けが明確に示されたことに</p>	<p>（2）経過</p> <p>平成30年1月に文化庁が開催した都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議において、同年に予定されている文化庁の組織改変と文化財保護法の改正について事前説明があった。この中で、都道府県が定める大綱と市町村が作成する文化財保存活用地域計画、個別の保存活用計画の位置付けが明確に示され</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>より、本県でも大綱策定に向けた準備を開始した。</p> <p>平成 30 年度に入って、具体的な策定委員会の組織や運営についての検討を行い、必要な経費を平成 31 年度当初予算として要求した。併せて、委員会の構成員に内諾を得て、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定め、平成 30 年 11 月 <u>16 日</u> から施行した。平成 31 年 2 月 1 日に第 1 回策定委員会を開催し、大綱の策定スケジュールや基本構成について審議を行った。</p> <p>令和元年 <u>(2019)</u> 6 月 7 日には第 2 回策定委員会を開催し、文化財の保存・活用に係わる民間団体から意見を聴取し、大綱案について検討を行った。この検討を基に大綱案を完成させ、策定委員会構成員やオブザーバーとして参加している民間団体、府内の関係課、県内市町村に提示して意見を求めた。8 月 1 日の第 1 回文化財保護審議会、10 月 29 日の第 3 回策定委員会での検討と、その間の意見のやりとりを経て大綱素案を取りまとめ、再度県内市町村からの意見を聴取するとともに、<u>12 月 20 日から令和 2 年（2020）1 月 19 日まで</u> パブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めた。</p> <p>市町村やパブリックコメントの意見を踏まえ、大綱の最終案を確定し、令和 2 年 2 月 <u>3 日</u> の第 4 回策定委員会での審議を経て、3 月 <u>19 日の令和 2 年 3 月</u> 教育委員会会議で決定した。<u>同月 23 日には「群馬県文化財保存活用大綱」冊子版を発行するとともに、同月 31 日には、デジタル版を群馬県ホームページ上に公開した。</u></p> <p><u>本大綱には、大綱の計画期間として「本大綱の計画期間は特に定めないが、社会状況の変化や県政の状況を勘案し、概ね 5 年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新する。」</u> とある。よって、令和 7 年度中の改定を目指とした。</p> <p><u>令和 6 年（2024）8 月 1 日の第 1 回文化財保護審議会において、主な見直</u></p>	<p>たことにより、本県でも文化財保存活用大綱策定に向けた準備を開始した。</p> <p>平成 30 年度に入って、具体的な策定委員会の組織や運営についての検討を行い、必要な経費を平成 31 年度当初予算として要求した。併せて、委員会の構成員に内諾を得て、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定め、平成 30 年 11 月から施行した。平成 31 年 2 月 1 日に第 1 回策定委員会を開催し、大綱の策定スケジュールや基本構成について審議を行った。</p> <p>令和元年 6 月 7 日には第 2 回の策定委員会を開催し、文化財の保存・活用に係わる民間団体から意見を聴取し、大綱案について検討を行った。この検討を基に大綱案を完成させ、策定委員会構成員やオブザーバーとして参加している民間団体、府内の関係課、県内市町村に提示して意見を求めた。8 月 1 日の第 1 回文化財保護審議会、10 月 29 日の第 3 回策定委員会での検討と、その間の意見のやりとりを経て大綱素案を取りまとめ、再度県内市町村からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めた。</p> <p>市町村やパブリックコメントの意見を踏まえ、大綱の最終案を確定し、令和 2 年 2 月の第 4 回策定委員会での審議を経て、3 月の教育委員会会議で決定した。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>し項目の提示を行い、承認を得た。その後、令和7年（2025）1月31日の第2回文化財保護審議会にて、改定大綱（素案）の全体構成に関する審議を経て、その承認を得た。</p> <p>令和7年7月から8月にかけて市町村及び関係機関からの意見聴取を行い、運用面からの微修正をおこなった。8月1日の第1回文化財保護審議会において、改定大綱案（全文）に関する審議を経て、修正を行った。12月●日から1月●日までパブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めた。</p> <p>市町村や関係機関及びパブリックコメントの意見を踏まえ、改定大綱案を確定し、令和8年（2026）1月31日の第2回文化財保護審議会での報告を経て、3月●日の●●●●会議で決定した。同月●日には、デジタル版を群馬県ホームページ上に公開した。</p> <p>3 大綱の位置付け</p> <p>（1）群馬県総合計画及び他分野計画等との関係</p> <p>策定時（令和2年3月）の位置づけ 第15次総合計画である「はばたけ群馬プランⅡ」を平成28年（2016）に策定した。ここでは、人口減少対策を土台とし、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として、「魅力あふれる群馬」の実現を目指している。</p> <p>この総合計画の下に、県政の各分野における基本的な指針や計画が策定されている。教育分野の最上位計画としては、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」（平成28年3月策定）「第3期群馬県教育振興基本計画」（平成31年3月策定）がある。</p> <p>この「第3期群馬県教育振興基本計画」では、「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」を基本目標と</p>	

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>し、8つの基本施策の下に19の施策の柱を立て、それに沿った43の取組をあげている。このうち、「基本施策1 時代を切り拓く力の育成」の「施策の柱2 文化芸術教育と郷土に誇りを持てる学びを推進する」の中で、文化財を活用した学びの推進が示されている。ここでは、国特別天然記念物の尾瀬に代表される豊かな自然や、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や世界の記憶「上野三碑」をはじめとする文化財を学校教育や社会教育に活用するとともに、情報提供や普及啓発に取り組むとしている。その上で一層の活用につながるよう、文化財の保護・指定・調査研究を計画的に進めることとしている。</p>	<p>し、8つの基本施策の下に19の施策の柱を立て、それに沿った43の取組をあげている。このうち、「基本施策1 時代を切り拓く力の育成」の「施策の柱2 文化芸術教育と郷土に誇りを持てる学びを推進する」の中で、文化財を活用した学びの推進が示されている。ここでは、国特別天然記念物の尾瀬に代表される豊かな自然や、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や世界の記憶「上野三碑」をはじめとする文化財を学校教育や社会教育に活用するとともに、情報提供や普及啓発に取り組むとしている。その上で一層の活用につながるよう、文化財の保護・指定・調査研究を計画的に進めることとしている。</p>
<p>文化振興に関しては、基本的な指針として「魅せる群馬の文化発信プラン－第2次群馬県文化振興指針」を平成30年に策定した。ここでは、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明確にするため、「守り育む」・「魅せる」・「発信する」・「呼び込む」の4つの視点を持って進める7つのプロジェクトを設定している。この中では、本県の豊かな自然と歴史風土の中で培われてきた文化資産は、県民の貴重な財産として将来にわたり引き継がれていくものであり、観光や地域振興と連携して地域を活性化するものであることから、保存し活用を図っていくとの基本理念が示されている。</p>	<p>文化振興に関しては、基本的な指針として「魅せる群馬の文化発信プラン－第2次群馬県文化振興指針」を平成30年に策定した。ここでは、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明確にするため、「守り育む」・「魅せる」・「発信する」・「呼び込む」の4つの視点を持って進める7つのプロジェクトを設定している。この中では、本県の豊かな自然と歴史風土の中で培われてきた文化資産は、県民の貴重な財産として将来にわたり引き継がれていくものであり、観光や地域振興と連携して地域を活性化するものであることから、保存し活用を図っていくとの基本理念が示されている。</p>
<p>この他、観光振興の実現に向けた基本計画として、群馬県観光振興計画「はばたけ群馬観光プラン2016-2019」が策定されている。</p>	<p>この他、観光振興の実現に向けた基本計画として、群馬県観光振興計画「はばたけ群馬観光プラン2016-2019」が策定されている。</p>
<p>これらの計画や大綱では、そこに掲げている目標の達成に向けて、文化財の保存と活用が重要な役割を果たすことが期待されており、県政の発展や教育振興に大きく寄与するものと位置付けられている。</p>	<p>これらの計画や大綱では、そこに掲げている目標の達成に向けて、文化財の保存と活用が重要な役割を果たすことが期待されており、県政の発展や教育振興に大きく寄与するものと位置付けられている。</p>
<p><u>改定時（令和8年3月）の位置づけ</u> 令和3年（2021）に策定された新・群馬県総合計画「GVISION2040」において、県が目指す2040年の姿を「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」</p>	

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>としている。</p> <p>この総合計画の下に、文化分野の最上位計画として、「新・群馬県文化振興指針～アートの力で、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける群馬の創造～」が令和5年（2023）に策定されており、ここでは、「誰もがクリエイティブにオリジナルな生き方ができる「ぐんまスタイル」の創造」を基本理念としている。</p> <p>この他、観光振興の実現に向けた基本計画として、群馬県観光振興計画～「GUNMA」を世界に誇るリトリートの聖地～が、令和6年に策定されている。</p> <p>また、教育分野の最上位計画である「第3期群馬県教育大綱」（令和7年3月策定）と第4期群馬県教育振興基本計画「群馬県教育ビジョン」（令和6年3月策定）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて－ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成－」を最上位目標としている。</p> <p>これらの計画や大綱では、地域学習や研究交流、地域づくり、観光等、多方面で文化財が活用されることが期待されており、県政の発展や教育振興等に大きく寄与するものと位置付けられている。</p> <p>この他、危機管理・防災の個別基本計画として「群馬県地域防災計画」があり、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震から守ることを目的とし、文化財においては、文化財の災害応急対策について定められている。</p> <p>（2）群馬県の行政体系における大綱の位置付け</p> <p>群馬県の行政体系における本大綱の位置付けは、県総合計画に基づいて策定された上記の計画指針等と整合を取りながら、総合的な視点から文化財の保存</p>	

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>と活用に向けた県の基本方針を定めるものであり、文化財に関わる府内関係部局の取組において基盤とするものである。</p> <p>（3）群馬県の文化財保護行政における大綱の位置付け</p>	<p>や指針等と整合を取りながら、総合的な視点から文化財の保存と活用に向けた県の基本方針を定めるものであり、文化財に関わる府内関係部局の取組において基盤とするものである。</p>
<p>本県の文化財保護行政全体における大綱は、県として文化財の保存・活用の基本方針を定めることで、県内市町村が相互に矛盾なく同じ方針の下でそれに取り組んでいくことを可能とし、市町村に対する支援の方針を示してその取組を推進していく役割を持つ。市町村は、大綱の方針を勘案しつつ、域内の文化財の保存と活用を具体的に進めていく。</p>	<p>（3）群馬県の文化財保護行政における大綱の位置付け</p> <p>本県の文化財保護行政全体における大綱は、県として文化財の保存・活用の基本方針を定めることで、県内市町村が相互に矛盾なく同じ方針の下でそれに取り組んでいくこと可能とし、市町村に対する支援の方針を示してその取組を推進していく役割を持つ。市町村は、大綱の方針を勘案しつつ、域内の文化財の保存と活用を具体的に進めていく。</p>
<p>この市町村が行う文化財の保存・活用について、目標や取組の内容、計画等を記載したのが先述の地域計画である。地域計画は、これに従って計画的に事業を進めることで継続性・一貫性のある取組を実施することができ、地域住民や民間団体等に広く周知して理解や協力を得ることで、地域総がかりによる文化財の保存・活用を図ることを可能とする。地域計画は、大綱や個別の文化財の保存活用計画とともに県内文化財の保存・活用にとって大きな役割を果たすものであり、市町村による積極的な作成を求めていく。</p>	<p>この市町村が行う文化財の保存・活用について、目標や取組の内容、計画等を記載したのが先述の地域計画である。地域計画は、これに従って計画的に事業を進めることで継続性・一貫性のある取組を実施することができ、地域住民や民間団体等に広く周知して理解や協力を得ることで、地域総掛かりによる文化財の保存・活用を図ることを可能とする。地域計画は、大綱や個別文化財の保存活用計画とともに県内文化財の保存・活用にとって大きな役割を果たすものであり、市町村による積極的な作成を求めていく。</p>
<p>4 大綱の計画期間</p> <p>本大綱の計画期間は特に定めないが、社会状況の変化や県政の状況を勘案し、概ね5年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新する。</p>	<p>4 大綱の計画期間</p> <p>本大綱の計画期間は特に定めないが、社会状況の変化や県政の状況を勘案し、概ね5年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新する。</p>
<p>第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題</p> <p>1 群馬県の概要</p>	<p>第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題</p> <p>1 群馬県の概要</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（1） 地理的・自然的な特徴</p> <p>群馬県は日本列島のほぼ中央部に位置する。南東部を除く県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県である。面積は約 6,362 km²で、その約 3 分の 2 が山地である。「上毛かるた」に「つる舞う形の群馬県」とうたわれるよう羽を広げた鶴の形にたとえられ、鶴の胸から首にあたる平野部と、両翼から尾の部分の山地や丘陵地帯に大きく分けられる。</p> <p>県境の山岳地帯は、谷川岳などの 2,000m 級の山々や、尾瀬ヶ原や芳ヶ平湿原群などの湿原、多くの湖沼等、変化に富んだ美しい自然に恵まれている。また、浅間山や草津白根山などの複数の火山が所在していることによって、浅間山の鬼押出し溶岩や草津白根山の湯釜のような独特的な景観とともに、数多くの温泉も存在する。県では、これらの自然環境や温泉等の観光資源を活用し、「リトリートの聖地」を目指した様々な取組を行っている。</p> <p>県最北端の大水上山を水源とする利根川は、片品川や吾妻川、烏川、碓氷川、鏑川、神流川、渡良瀬川等の支流を加え、県土を縦断している。これらの河川は、山地や丘陵地帯を流下する過程で、国の名勝や天然記念物に指定されている吾妻峡（長野原町・東吾妻町一国名勝）や三波石峡（藤岡市 国名勝及び天然記念物）、吹割渓ならびに吹割瀑（沼田市 国天然記念物及び名勝）等の渓谷や、典型的な河岸段丘等、変化に富んだ景観を形成している。特に沼田市周辺の河岸段丘は日本一美しいと称され、地理の教科書にもたびたび掲載されて、地元でもホームページ等で情報発信に努めている。近年は、利根川上流部でのラフティングやキャニオニング等のアウトドアスポーツも盛んで、外国からの観光客も増加している。</p> <p>県の南東部は、関東平野に連なる平坦部となっており、緩やかに傾斜する扇状地性の台地や沖積地が広がっている。南東端の最も低い地点は標高 13m に満たず、利根川や渡良瀬川がもたらした豊かな水は、館林市の「里沼（SATO-</p>	<p>（1） 地理的・自然的な特徴</p> <p>群馬県は日本列島のほぼ中央部に位置する。南東部を除く県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県である。面積は約 6,362 km²で、その約 3 分の 2 が山地である。「上毛かるた」に「つる舞う形の群馬県」とうたわれるよう羽を広げた鶴の形にたとえられ、鶴の胸から首にあたる平野部と、両翼から尾の部分の山地や丘陵地帯に大きく分けられる。</p> <p>県境の山岳地帯は、谷川岳などの 2,000 メートル級の山々や、尾瀬ヶ原や芳ヶ平湿原群などの湿原、多くの湖沼等、変化に富んだ美しい自然に恵まれている。また、浅間山や草津白根山などの複数の火山が所在していることによって、浅間山の鬼押出し溶岩や草津白根山の湯釜のような独特的な景観とともに、数多くの温泉も存在する。県では、これらの自然環境や温泉等の観光資源を活用した、「ぐんま県境稜線トレイル」という新たな取組を行っている。</p> <p>県最北端の大水上山を水源とする利根川は、片品川や吾妻川、烏川、碓氷川、鏑川、神流川、渡良瀬川等の支流を加え、県土を縦断している。これらの河川は、山地や丘陵地帯を流下する過程で、国の名勝や天然記念物に指定されている吾妻峡（長野原町・東吾妻町 国名勝）や三波（さんば）石峡（せききょう）（藤岡市 国名勝・天然）、吹割渓ならびに吹割瀑（沼田市 国天然記念物及び名勝）等の渓谷や、典型的な河岸段丘等、変化に富んだ景観を形成している。特に沼田市周辺の河岸段丘は日本一美しいと称され、地理の教科書にもたびたび掲載されて、地元でもホームページ等で情報発信に努めている。近年は、利根川上流部でのラフティングやキャニオニング等のアウトドアレジャーも盛んで、外国からの観光客も増加している。</p> <p>県の南東部は、関東平野に連なる平坦部となっており、緩やかに傾斜する扇状地性の台地や沖積地が広がっている。南東端の最も低い地点は標高 13m に満たず、利根川や渡良瀬川がもたらした豊かな水は、館林市の日本遺産「里沼</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>NUMA）－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化<u>二</u>（日本遺産）や、板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」（国重要文化的景観）、渡良瀬遊水地（ラムサール条約湿地）等を形成してきた。</p>	<p>（SATO-NUMA）－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化」や、国の重要文化的景観に選定された板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地等を形成してきた。</p>
<p>平野部と北部山間部との標高差が著しい群馬県では、気候や風土も両地域で大きく異なっている。平野部は太平洋側の気候に属し、夏は高温で雨が多い特徴がある。伊勢崎市や館林市などは、全国的にも暑い地域として知られている。冬は県境の山地を越えて乾いた「からっ風」が強く吹き下ろし、寒く乾燥した気候となっている。この「からっ風」は、夏の雷とともに群馬県を特徴付ける気象であり、かつては「かしぐね」という防風のための屋敷林を持つ農家も多数造られていた。乾燥した気候を利用して、伝統工芸品のだるまや、各種の農産乾物の生産も盛んであった。</p>	<p>平野部と北部山間部との標高差が著しい群馬県では、気候や風土も両地域で大きく異なっている。平野部は太平洋側の気候に属し、夏は高温で雨が多い特徴がある。伊勢崎市や館林市などは、全国的にも暑い地域として知られている。冬は県境の山地を越えて乾いた「からっ風」が強く吹き下ろし、寒く乾燥した気候となっている。この「からっ風」は、夏の雷とともに群馬県を特徴付ける気象であり、かつては「かしぐね」という防風のための屋敷林を持つ農家も多数造られていた。乾燥した気候を利用して、伝統工芸品のだるまや、各種の農産乾物の生産も盛んであった。</p>
<p>北部の山間部は日本海側の気候の影響を受け、冬は季節風に伴って雨や雪の降る日が多い。積雪量の多い吾妻<u>地域</u>や利根<u>地域</u>には、多くのスキー場が造られている。夏は冷涼な気候であるため、草津や水上等の温泉地を中心に避暑に訪れる観光客も多い。</p>	<p>北部の山間部は日本海側の気候の影響を受け、冬は季節風に伴って雨や雪の降る日が多い。積雪量の多い吾妻や利根地区には、多くのスキー場が造られている。夏は冷涼な気候であるため、草津や水上等の温泉地を中心に避暑に訪れる観光客も多い。</p>
<p>このような標高差や気候差のある県土では、年間を通して多様な農畜産物が生産される。平野部では、冬に雨が少なく日照時間が長いため、米と麦との二毛作が広範囲に行われている。また山間地では、冷涼な気候を利用してキャベツやレタス等の高原野菜の栽培が盛んである。この他にも全国で上位の生産量を誇る野菜や畜産物も多く、東京圏を中心に日本各地に出荷されている。また、豊富な水資源を活かして複数のダムが建設され、首都圏の水源地としての機能も果たしている。</p>	<p>このような標高差や気候差のある県土では、年間を通して多様な農畜産物が生産される。平野部では、冬に雨が少なく日照時間が長いため、米と麦との二毛作が広範囲に行われている。また山間地では、冷涼な気候を利用してキャベツやレタス等の高原野菜の栽培が盛んである。この他にも全国で上位の生産量を誇る野菜や畜産物も多く、東京圏を中心に日本各地に出荷されている。また、豊富な水資源を活かして複数のダムが建設され、首都圏の水源地としての機能も果たしている。</p>
<p>（2）歴史的な特徴</p>	<p>（2）歴史的な特徴</p>
<p><u>原始・古代</u>　日本列島における人類文化の痕跡は、約3万8千年前から始まるとされる旧石器時代（約38,000年前～16,000年前）に遡る。旧石器時代は</p>	<p>○ 原始・古代</p> <p>県内には、古くから的人類の生活の痕跡が多数残されており、平成30年度</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>狩猟採集によって食料を確保し、獲物となる動物などを追って遊動する生活であった。群馬県内でも、日本で初めて旧石器時代の遺跡と確認された岩宿遺跡（みどり市 国史跡）をはじめ、多くの遺跡が発見されている。高速道路や新幹線等の大規模な開発に伴って調査された遺跡が多く、赤城山南麓の丘陵性台地や、利根川や鏑川沿いの段丘上の台地に分布している。</p>	<p>末の時点で約 13,900 件が遺跡として周知されている。</p> <p>日本列島における人類文化の痕跡は、約 3 万 8 千年前から 1 万 6 千年前の旧石器時代に遡る。旧石器時代は狩猟採集によって食料を確保し、獲物となる動物などを追って遊動する生活であった。群馬県内でも、日本で初めて旧石器時代の遺跡と確認された岩宿遺跡（みどり市 国史跡）をはじめ、多くの遺跡が発見されている。高速道路や新幹線等の大規模な開発に伴って調査された遺跡が多く、赤城山南麓の丘陵性台地や、利根川や鏑川沿いの段丘上の台地に分布している。</p>
<p>縄文時代（約 16,000 年前～3,000 年前）に入ると土器の使用が始まり、<u>地面</u>を掘りくぼめた竪穴建物で居住し、集落が形成されるなど、より定住的な生活様式に変わっていく。平野部の台地上や丘陵地帯に大規模な集落が展開し、山間地でも川沿いの段丘上に遺跡が残されている。矢瀬遺跡（みなかみ町 国史跡）では、発掘調査によって竪穴建物とともに祭祀跡や墓域などが発見され、当時の集落の構造を把握することができた。</p>	<p>縄文時代に入ると土器の使用が始まり、土を掘りくぼめた竪穴建物で居住し、集落が形成されるなど、より定住的な生活様式に変わっていく。平野部の台地上や丘陵地帯に大規模な集落が展開し、山間地でも川沿いの段丘上に遺跡が残されている。みなかみ町の矢瀬遺跡（国史跡）では、発掘調査によって竪穴建物とともに祭祀跡や墓域などが発見され、当時の集落の構造を把握することができた。</p>
<p>弥生時代（約 3,000 年前～1,700 年前）は水田での稲作が開始され、群馬県内でも台地や丘陵上には環濠と呼ばれる溝に囲まれた集落が営まれ、隣接する谷地などを利用して水田が作られた。水田耕作に必要な木製農具も多数出土し、これらの作製には金属製品も使用されていたと推測される。弥生時代の初めの頃は大型の壺に骨を収めて埋葬する再葬墓が見られたが、中頃からは埋葬施設を溝で囲む周溝墓が造られるようになる。周溝墓からは、鉄剣や装身具などの副葬品が発見される例も多い。日高遺跡（高崎市 国史跡）では、環濠集落と水田跡、墓域がまとまって保存されている。</p>	<p>弥生時代は水田での稲作が開始され、群馬県域でも台地や丘陵上には環濠と呼ばれる溝に囲まれた集落が営まれ、隣接する谷地などを利用して水田が作られた。水田耕作に必要な木製農具も多数出土し、これらの作製に使用する金属製品も使用されていたと推測される。弥生時代の初めの頃は大型の壺に骨を収めて埋葬する再葬墓が見られたが、中頃からは埋葬施設を溝で囲む周溝墓が作られるようになる。周溝墓からは、鉄剣や装身具などの副葬品が発見される例も多い。高崎市の日高遺跡（国史跡）では、環濠集落と水田跡、墓域がまとまって保存されている。</p>
<p>古墳時代（約 1,700 年前～1,300 年前）には、現在の群馬県域は「毛野」、後に「上毛野」と呼ばれ、東日本最大全長 210m を測る天神山古墳（太田市 国史跡）をはじめとする数多くの大型前方後円墳を含め、大小合わせて 13,000 基</p>	<p>古墳時代には、現在の群馬県域は「毛野」、後に栃木県域の「下毛野」と分離して「上毛野」と呼ばれ、東日本最大の天神山古墳（太田市 国史跡）をはじめとする 100m を越える大型の前方後円墳を含め、大小合わせて 13,000 基以</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>以上の古墳が造られた。加えて観音山古墳（高崎市 国史跡）に代表される豪華な副葬品や豊富な埴輪等から、当時の群馬県域が東日本屈指の有力地域であったことがうかがえる。平野部では広く水田耕作が行われるようになり、高い農業生産力を背景に人口が増え、集落遺跡の数も増加していく。5世紀後半頃には馬の飼育が開始された。このような発展は、新しい技術を持った渡来系の集団によってもたらされ、有力豪族がこれらを組織して地域支配の体制を確立していくとみられている。</p> <p>その一方、古墳時代の群馬県域は、度々火山災害に見舞われ、大きな被害を受けている。<u>3世紀末</u>の浅間山の噴火や、5世紀末から6世紀前半にかけての2度の榛名山の噴火は、火山碎屑物や泥流等によって広範囲に被害をもたらした。<u>「甲を着た古墳人」</u>が発見されて大きな注目を集めた金井東裏遺跡（渋川市）や、<u>「日本のポンペイ」と呼ばれ、古墳時代の集落が降下軽石で完全埋没した黒井峯遺跡</u>（渋川市 国史跡）等は、榛名山の噴火による被災遺跡で、厚い火山碎屑物に埋もれていたために被災時の状況をそのまま現在に伝えている。山麓の集落や耕地に甚大な被害をもたらした火山災害であるが、<u>発掘された遺跡からは</u>そのたびに力強く復興した姿をうかがうこともできる。</p> <p>古代の律令制度の下では、群馬県域は「上野国」と呼ばれ、五畿七道の東山道に含まれる。畿内から東北へ向かう玄関口に位置しており、古くから交通の要衝であった。上野国内には13の郡が置かれ、和銅4年（711）の多胡郡建郡により14郡となっている。東山道諸国には幹線道路である駅路が整備され、群馬県内では西から東に県土を横断しており、<u>安中市、玉村町、太田市等</u>での遺構が確認されている。上野国は古代東国の政治と文化の中心地となり、ユネスコ「世界の記憶」に登録された<u>山上碑・多胡碑・金井沢碑で構成される上野三碑（いざれも高崎市 国特別史跡）</u>や、莊厳な七重の塔があった上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）などは、当時の繁栄の姿を今に伝えている。</p>	<p>上の古墳が造られた。加えて観音山古墳（高崎市 国史跡）に代表される豪華な副葬品や豊富な埴輪等から、当時の群馬県域が東日本屈指の有力地域であったことがうかがえる。平野部では広く水田耕作が行われるようになり、高い農業生産力を背景に人口が増え、集落遺跡の数も増加していく。5世紀後半頃には馬の飼育が開始された。このような発展は、新しい技術を持った渡来系の集団によってもたらされ、有力豪族がこれらを組織して地域支配の体制を確立していくとみられている。</p> <p>その一方、古墳時代の群馬県地域は、度々火山災害に見舞われ、大きな被害を受けている。4世紀の浅間山の噴火や、5世紀末から6世紀にかけての2度の榛名山の噴火は、火山碎屑物や泥流等によって広範囲に被害をもたらした。甲を着装した人骨が発見されて大きな注目を集めた金井東裏遺跡（渋川市）や、古墳時代の集落全体が残されていた黒井峯遺跡（渋川市 国史跡）等は、榛名山の噴火による被災遺跡で、厚い火山碎屑物に埋もれていたために被災時の状況をそのまま現在に伝えている。山麓の集落や耕地に甚大な被害をもたらした火山災害であるが、そのたびに力強く復興した姿をうかがうこともできる。</p> <p>古代の律令制度の下では、群馬県域は「上野国」と呼ばれ、五畿七道の東山道1に含まれる。畿内から東北へ向かう玄関口に位置しており、古くから交通の要衝であった。上野国内には13の郡が置かれ、和銅4年（711）の多胡郡建郡により14郡となっている。東山道諸国には幹線道路である駅路が整備され、群馬県内では西から東に県土を横断しており、太田市等での遺構が確認されている。上野国は古代東国の政治と文化の中心地となり、多胡碑（高崎市 国特別史跡）をはじめとする上野三碑や、莊厳な七重の塔があった上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）などは、当時の繁栄の姿を今に伝えている。しかし律令制の衰退とともに国力は衰え、関東一円を巻き込んだ平将門の乱により一層</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>しかし律令制の衰退とともに国力は衰え、関東一円を巻き込んだ平将門の乱により一層疲弊していく。平安時代末の天仁元年（1108）には、再び浅間山で大規模な噴火が発生し、上野国一帯に甚大な被害をもたらした。</p> <p>中世・近世 中世には、12世紀から摂関家等の所領として莊園が成立する。その代表例が県東部の新田莊であり、新田一族が莊内の各郷村に広がって、新田郡を支配していた。新田莊遺跡（太田市 <u>国史跡</u>）には新田氏にゆかりのある館跡（反町館跡・江田館跡）、寺院、墓等は新田氏にゆかりのある館跡（反町館跡・江田館跡）、寺院、墓等が一体としてあり、莊園経営によって地域を支配していた中世武士の様相がうかがうことができる。南北朝期から室町期では鎌倉府の体制のもと守護上杉氏の支配下にあったが、やがて鎌倉府体制の衰退によって政治情勢は不安定化して戦国時代を迎える。戦乱に備えた城の築造が本格化する。さらに武田氏や上杉氏、後北条氏などの有力な戦国大名たちによる争奪の場となったことから卓越した規模や構造を持つ城館が造られ、その数は1,000以上に及んだとみられる。現在でも、<u>鷹ノ巣城（下仁田町）</u>や<u>大戸城（東吾妻町）</u>など山中に当時の面影をうかがわせる中世城館跡が数多く残されている。</p> <p>近世に入ると幕府の北の守りとして重要視され、中～小規模の複数の藩と天領が入り交じって域内を支配していた。諸藩の藩主の一部は外様であったが、多くは大老や老中を務める譜代大名であった。徳川家康の関東入国当初に1万石以上の所領を与えられた大名は11氏を数え、その所領高は関東で最大の計40万石を超える。諸藩の一つである前橋藩には「関東の華」とたたえられた前橋城があり、跡地にある群馬県庁には今でも大規模な土壘が残されている。この前橋城は利根川の浸食により一時は廃棄され、当時の藩主であった松平家は川越へ移ったが、江戸時代末の慶応3年（1867）に再興された。</p> <p>近世以降は、国内で絹の需要が高まるにつれ群馬県域でも養蚕が主要な産業</p>	<p>疲弊していく。平安時代末の天仁元年（1108）には、再び浅間山で大規模な噴火が発生し、上野国一帯に甚大な被害をもたらした。</p> <p>○ 中世・近世</p> <p>中世には、12世紀から摂関家等によって莊園が成立する。その代表例が県東部の新田莊であり、新田一族が莊内の各郷村に広がって、新田郡全域を支配していた。新田莊遺跡（太田市）は新田氏にゆかりのある館跡（反町館跡・江田館跡）、寺院、墓等を一体とした国指定史跡であり、莊園経営によって地域を支配していた中世武士の様相がうかがうことができる。南北朝から室町期では鎌倉府の体制のもと守護上杉氏の支配下にあったが、やがて鎌倉府体制の崩壊によって政治情勢は不安定化して戦国時代を迎える。戦乱に備えた城の築造が本格化する。さらに武田氏や上杉氏、後北条氏などの有力な戦国大名たちによる争奪の場となったことから卓越した規模や構造を持つ城館が造られ、その数は1,000以上に及んだとみられる。現在でも、山中に当時の面影をうかがわせる中世城館跡が数多く残されている。</p> <p>近世に入ると幕府の北の守りとして重要視され、中～小規模の複数の藩と天領が入り交じって域内を支配していた。諸藩の藩主の一部は外様であったが、多くは大老や老中を務める譜代大名であった。徳川家康の関東入国当初に1万石以上の所領を与えられた大名は11氏を数え、その所領高は関東で最大の計40万石を超える。諸藩の一つである前橋藩には「関東の華」とたたえられた前橋城があり、跡地にある群馬県庁には今でも大規模な土壘が残されている。この前橋城は利根川の浸食により一時は廃棄され、当時の藩主であった松平家は川越へ移ったが、江戸時代末の慶応3年（1867）に再興された。</p> <p>近世以降は、国内で絹の需要が高まるにつれ群馬県域でも養蚕が主要な産業</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>となり、18世紀代には全国でも有数の養蚕地帯となった。絹織物業も発展し、桐生や伊勢崎などが著名な産地として知られている。<u>県内各地で「絹市」が開かれ、中山道や下仁田道などの陸路や利根川の舟運によって各地に出荷された。</u>このような蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、装飾的な建築様式の神社や寺院が造られ、歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が農民の間に広がっていった。生糸等の物流が盛んになるにつれて街道も発達し、交通網が整備された。</p>	<p>となり、18世紀代には全国でも有力な養蚕地帯となった。県内各地で「絹市」が開かれ、中山道や下仁田道などの陸路や利根川の舟運によって各地に出荷された。絹織物業も発展し、桐生や伊勢崎などが著名な産地として知られている。このような蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、装飾的な建築様式の神社や寺院が造られ、歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が農民の間に広がっていった。生糸等の物流が盛んになるにつれて街道も発達し、交通網が整備された。</p>
<p>その一方、天明3年（1783）には浅間山が噴火し、噴出した火碎流や岩屑などれや、吾妻川から利根川を流れ下った泥流により大きな被害がもたらされた。この未曾有の災害については古文書や慰霊碑等の記録が残されているとともに、発掘調査によって被災の状況が明らかとなってきている。泥流は現在の玉村町や伊勢崎市付近でも集落や田畠に被害を及ぼし、犠牲者の遺体は当時の江戸にまで流れ着いた。利根川流域には、群馬県域のみならず、埼玉県や東京都にも犠牲者を悼む慰霊碑が建てられている。</p>	<p>その一方、天明3年（1783）には浅間山が噴火し、噴出した火碎流や岩屑などれや、吾妻川から利根川を流れ下った泥流により大きな被害がもたらされた。この未曾有の災害については古文書や慰霊碑等の記録が残されているとともに、発掘調査によって被災の状況が明らかとなってきている。泥流は現在の玉村町や伊勢崎市付近でも集落や田畠に被害を及ぼし、犠牲者の遺体は当時の江戸にまで流れ着いた。利根川流域には、群馬県域のみならず、埼玉県や東京都にも犠牲者を悼む慰霊碑が建てられている。</p>
<p>江戸時代末期には、水戸の天狗党と高崎藩とが交戦した下仁田戦争（元治元年（1864））や、各地での世直し一揆の勃発等、幕府と尊皇攘夷派との争いを背景に社会情勢の混乱が見られた。</p>	<p>江戸時代末期には、水戸の天狗党と高崎藩とが交戦した下仁田戦争や、各地での世直し一揆の勃発等、幕府と尊皇攘夷派との争いを背景に社会情勢の混乱が見られた。</p>
<p>近代・現代 明治4年（1871）の廃藩置県の後「群馬県」が成立し、明治9年（1876）にはほぼ現在の形となる。幕末の横浜開港と生糸貿易の開始により、蚕糸業は近代になるとさらに発展し、日本で初めての官営製糸場である富岡製糸場（富岡市 世界遺産・国宝、国重文、史跡）の建設にもつながった。田島弥平旧宅（伊勢崎市 世界遺産・国史跡）や高山社跡（藤岡市 世界遺産・国史跡）など家屋を蚕種製造・養蚕のために改造した農家建築が県内各地で隆盛し、西毛地域では碓氷社（安中市 事務所が県重文）など養蚕農家が組合をつくり輸出生糸を共同出荷した。織物業でも力織機が登場し、桐生には日本織物会社のような大工場も現れた。生糸の輸出のために早い段階から鉄道建設も検討され、明治17年（1884）には上野から前橋までの路線が開業している。また、豊かな水源を利用して明治20</p>	<p>○ 近代・現代</p> <p>明治4年（1871）の廃藩置県の後「群馬県」が成立し、明治9年（1876）にはほぼ現在の形となる。幕末の横浜開港と生糸貿易の開始により、蚕糸業は近代になるとさらに発展し、日本で初めての官営製糸場である富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・史跡）の建設にもつながった。県内各地で大規模な養蚕農家も建てられ、西毛地方や前橋には座織製糸の揚返し小工場が多く生まれた。織物業でも力織機が登場し、桐生には日本織物会社のような大工場も現れた。生糸の輸出のために早い段階から鉄道建設も検討され、明治17年（1884）には上野から前橋までの路線が開業している。また、豊かな水源を利用して明治20</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>から検討され、明治 17 年（1884）には上野から前橋までの路線が開業している。また、豊かな水源を利用して明治 20 年代には水力発電事業も始まり、大正期にかけて多くの発電所が建設され、電信電話・郵便などの通信業も整備された。こうしたインフラは群馬の過半を占める山間地域にもおよび、長野県境に位置する下仁田町では荒船風穴（世界遺産 国史跡）が蚕種貯蔵所として整備され、さらに蚕糸業を発展させることになる。このような蚕糸業を中心とした経済力は、金融業や商業の発展をうながし、教育や文化の面や国際化にも影響を与えた。特に注目されるのはキリスト教の発展で、新島襄や内村鑑三ら日本を代表するキリスト教徒を輩出し、島村教会（伊勢崎市 国登録）・名久多教会（高山村 村重文）など県内各地に農村教会が建設された。</p> <p>大正期は、電気動力の導入による技術革新や、第一次世界大戦の特需により群馬県の経済はさらに発展したが、戦争終結後は戦後不況と生糸の価格低迷により経済は停滞することとなる。</p> <p>昭和に入り、昭和 12 年（1937）に日中戦争が始まると、群馬県民の生活にもその影響が強まってくる。終戦間際には、中島飛行機など軍需産業が盛んだった太田市や、前橋市、高崎市、伊勢崎市等が空襲により大きな被害を受けている。</p> <p>終戦後は、戦後の復興期から高度成長期を通じて、自動車や電気機器等の製造業が発展を遂げる。新幹線や高速道路などの交通網の整備も進み、東京圏と日本海側とをつなぐ高速交通の要衝となった。現在は、東京圏から短時間で到着でき、土地の確保も容易で比較的災害が少ないとから、広大な工業団地を造成して企業誘致が進められている。近世以降盛んであった「ものづくり」産業を基盤とし、高い技術力を持った多くの企業が自動車や電子機器等の製造業を支え、地域経済の主力となっている。</p> <p>文化面では、終戦直後の昭和 20 年（1945）11 月に日本初の地方オーケストラ</p>	<p>年代には水力発電事業も始まり、大正期にかけて多くの発電所が建設され、電信電話・郵便などの通信業も発展した。このような蚕糸業を中心とした経済力は、金融業や商業の発展をうながし、教育や文化の面や国際化にも影響を与えた。特に注目されるのはキリスト教の発展で、新島襄や内村鑑三ら日本を代表するキリスト教徒を輩出し、島村教会（伊勢崎市 国登録）・名久多教会（高山村 村重文）など県内各地に農村教会が建設された。</p> <p>大正期は、電気動力の導入による技術革新や、第一次世界大戦の特需により群馬県の経済はさらに発展したが、戦争終結後は戦後不況と生糸の価格低迷により経済は停滞することとなる。</p> <p>昭和に入り、昭和 12 年（1937）に日中戦争が始まると、群馬県民の生活にもその影響が強まってくる。終戦間際には、中島飛行機など軍需産業が盛んだった太田市や、前橋市、高崎市、伊勢崎市等が空襲により大きな被害を受けている。</p> <p>終戦後は、戦後の復興期から高度成長期を通じて、自動車や電気機器等の製造業が発展を遂げる。新幹線や高速道路などの交通網の整備も進み、東京圏と日本海側とをつなぐ高速交通の要衝となった。現在は、東京圏から短時間で到着でき、土地の確保も容易で比較的災害が少ないとから、広大な工業団地を造成して企業誘致が進められている。近世以降盛んであった「ものづくり」産業を基盤とし、高い技術力を持った多くの企業が自動車や電子機器等の製造業を支え、地域経済の主力となっている。</p> <p>文化面では、終戦の年には群馬交響楽団の前身である高崎市民オーケストラ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>「高崎市民オーケストラ」が創設され、児童・生徒を対象とした移動音楽教室など、県内各地で演奏活動を行い、昭和38年（1963）には「群馬交響楽団」と改名し、現在もなお群馬県の文化の象徴として多くの県民に親しまれています。また、昭和22年（1947）12月に作成された「上毛かるた」は、終戦後の無力感があふれるなか、県民の誇りと思いを取り戻すため、群馬県の歴史や自然、産業等をよんだ郷土かるたであり、全国に県民性を特色づけるものとして知られるようになり、現在でも子どもたちの競技大会が盛んに行われている。明治の初めから陸軍の施設としてダイナマイトなどを製造していた岩鼻火薬製造所の跡地は、昭和49年（1974）に開園した県営の都市公園「群馬の森」として、シラカシ植林地が広がる広大な敷地内に芝生広場や散策路などが整備され、県立近代美術館や歴史博物館とともに、県民の憩いの場となっている。</p>	<p>が創設され、児童・生徒を対象とした移動音楽教室の取組など、県内各地で演奏活動を行い、現在も群馬県の文化の象徴として多くの県民に親しまれています。昭和22年（1947）に作成された「上毛かるた」は、群馬県の歴史や自然、産業等をよんだ郷土かるたで、全国に県民性を特色づけるものとして知られるようになり、現在でも子どもたちの競技大会が盛んに行われている。昭和49年（1974）に開園した県営の都市公園「群馬の森」は、シラカシ植林地が広がる広大な敷地内に芝生広場や散策路などが整備されているほか、県立近代美術館や歴史博物館があり、県民の憩いの場となっている。</p>

2 群馬県内の文化財の概要

4つの地域区分 群馬県は、その地形的な特徴から多種多様な自然環境が存在する。上越県境の急峻な山々から関東平野の端部にあたる平坦地に至るまで、さまざまな景観が県土の中に共存しており、その中ではぐくまれた豊富な文化財が県内各地に残されている。群馬県は伝統的に中毛・西毛・東毛・北毛に地域区分されてきた。地域によって固有の文化財の様相がみとめられることから、4つの地域別に文化財の概要を記す。

（1）中毛地域

地域の概要 県中央部の前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡玉村町、北群馬郡榛東村・吉岡町の3市2町1村である。地形的には、北部に位置する赤城山・子持山・小野子山・榛名山という大小の火山と、その山麓の扇状地や高原台地、関東平野北西部の平野部からなり、地域の中央を北から南東に向けて利根川が流れている。

2 群馬県内の文化財の概要

群馬県は、その地形的な特徴から多種多様な自然環境が存在する。上越県境の急峻な山々から関東平野の端部にあたる平坦地に至るまで、さまざまな景観が県土の中に共存しており、その中ではぐくまれた豊富な文化財が県内各地に残されている。群馬県は伝統的に中毛・西毛・東毛・北毛に地域区分してきた。地域によって固有の文化財の様相がみとめられることから、4つの地域別に文化財の概要を記す。

（1）中毛地域

県中央部の前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波（さわ）郡玉村町、北群馬郡榛東村・吉岡町の3市2町1村である。地形的には、北部に位置する赤城・子持・小野子・榛名山という大小の火山と、その山麓の扇状地や高原台地、関東平野北西部の平野部からなり、地域の中央を北から南東に向けて利根川が流れている。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>主な文化財 赤城山南麓を中心に、旧石器時代から近世に至る数多くの遺跡が分布しており、大型の前方後円墳を含む多数の古墳や、山王廃寺跡（前橋市国史跡）、<u>上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）</u>、<u>上野</u>国分尼寺跡（前橋市・高崎市 <u>国史跡</u>）等の古代の寺院、特徴的な八角形倉庫を持つ上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市 国史跡）、中世の大規模な用水路である女堀（前橋市・伊勢崎市 国史跡）等が注目される。また、5世紀末から6世紀<u>前半</u>にかけて発生した榛名山の噴火による被災遺跡が、榛名山麓の渋川市や前橋市を中心に広く分布している。天明3年（1783）の浅間山噴火の際は、広範囲に軽石が降り積もったほか、<u>浅間山北麓から吾妻川、利根川の流域で泥流被害による被災遺跡が分布している。</u></p>	<p>赤城南麓を中心に、旧石器時代から近世に至る数多くの遺跡が分布しており、大型の前方後円墳を含む多数の古墳や、山王廃寺跡（前橋市 国史跡）や上野国分寺・国分尼寺跡（前橋市・高崎市）等の古代の寺院、特徴的な八角形倉庫を持つ上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市 国史跡）、中世の大規模な用水路である女堀（前橋市・伊勢崎市 国史跡）等が注目される。また、5世紀末から6世紀にかけて発生した榛名山の噴火による被災遺跡が、榛名山麓の渋川市や前橋市を中心に広く分布している。天明3年（1783）の浅間山噴火の際は、広範囲に軽石が降り積もったほか、吾妻川から利根川の流域で泥流による被害が発生した。</p>
<p>地域の西側には三国街道が南北に延び、南部を日光例幣使道が東西に横切っている。杁ヶ橋関所跡（渋川市 県史跡）や井田家住宅（玉村町 <u>町重文</u>）、五料の関所跡（玉村町 町史跡）等、当時の街道や宿場の様相をうかがえる建物や町並みが残されている。利根川の舟運も盛んで、地域内に多くの河岸が造られた。その中でも、五料の関所跡があった五料宿は水陸交通の要衝地として栄え、この地域では、水難除けを祈る五料の水神祭（玉村町 国記録選択・県重無形民俗）が現在でも行われている。</p>	<p>地区の西側には三国街道が南北に延び、南部を日光例幣使道が東西に横切っている。杁ヶ橋関所跡（渋川市 県史跡）や井田家住宅（玉村町 国登録）、五料の関所跡（玉村町 町史跡）等、当時の街道や宿場の様相をうかがえる建物や町並みが残されている。利根川の舟運も盛んで、地区内に多くの河岸が造られた。その中でも、五料の関所跡があった五料宿は水陸交通の要衝地として栄えた。この地区では、水難避けを祈る五料の水神祭（玉村町 国記録選択・県重無形民俗）が現在でも行われている。</p>
<p>近世以降は養蚕が盛んな地域であり、養蚕に特化した伝統的な赤城型・榛名型等の養蚕農家が造られる。近代に入ると、田島弥平（1822～1898年）が総2階建てヤグラ付の養蚕農家を考案し、養蚕業の研究・教育機関であった高山社によって、清温育という養蚕技術とともに広く普及した。世界遺産の「田島弥平旧宅」（伊勢崎市 国史跡）や「塩原家住宅」（前橋市 <u>国重要文化財</u>）、「小茂田家住宅」（伊勢崎市 <u>国登録文化財</u>）を始め、農村部を中心に数百棟を越える近代養蚕農家が現存している。</p>	<p>近世以降は養蚕が盛んな地域であり、養蚕に特化した伝統的な赤城型・榛名型等の養蚕農家が造られる。近代に入ると、田島弥平（1822～1898年）が総2階建てヤグラ付の養蚕農家を考案し、養蚕業の研究・教育機関であった高山社によって、清温育という養蚕技術とともに広く普及した。世界遺産の「田島弥平旧宅」（伊勢崎市 国史跡）や国重要文化財の「塩原家住宅」（前橋市）、国登録文化財の「小茂田家住宅」（伊勢崎市）を始め、農村部を中心に数百棟を越える近代養蚕農家が現存している。</p>
<p>また、県庁が置かれた前橋市には、群馬県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも</p>	<p>また、県庁が置かれた前橋市には、群馬県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>国登録）、臨江閣（国<u>重要文化財</u>）等政治に関わる施設や、近代化を支えた鉄道や水道の施設、金融や商業に関わる建物が残されている。現役の施設として稼働しているものも多いが、飲食店等、本来とは異なる形で利用されているものもある。</p> <p>民俗文化財は、郊外の神社に神楽や獅子舞が継承されている他、歌舞伎や人形芝居も残っている。特に、上三原田の歌舞伎舞台（渋川市 <u>国重要有形民俗文化財</u>）は、地域の全戸が保存会に属し、地域総<u>がかり</u>で継承に取り組んでいることで注目される。</p> <p>（2）西毛地域</p> <p><u>地域の概要</u> 県南西部の高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村・神流町、甘楽郡下仁田町・南牧村・甘楽町の4市3町2村からなる。西は長野県、南は埼玉県と接している。西半部には、妙義山（富岡市・安中市・下仁田町 <u>国名勝</u>）等の県境から連なる山地と、烏川や碓氷川、鏑川、神流川等の河川を境に東西方向に延びる丘陵が展開し、東半部は関東平野へつながる沖積地が広がっている。</p> <p><u>主な文化財</u> 東半の平野部は、県内でも大型の前方後円墳が集中している地域で、古墳時代には有力な豪族が支配する地域であった。保渡田古墳群（<u>高崎市 国史跡</u>）や白石古墳群（<u>藤岡市 国史跡・県史跡を含む</u>）等のほか、豪族の居館である三ツ寺I遺跡（<u>高崎市</u>）や北谷遺跡（<u>高崎市 国史跡</u>）も発見されている。榛名山南東麓では、豪族の経済力を支えた広大な水田跡が見つかっているが、ここでも榛名山噴火による被害の実情が確認されている。</p> <p>また西毛地域には、古くから日本海側や畿内と関東をつなぐヒトやモノの移動ルートが存在していた。旧石器時代や縄文時代には、主要な石器石材であった長野県産黒曜石の搬入路となっており、河川沿いの段丘上に多くの遺跡が残されている。古代には東山道駿路が置かれ、都へ租税を運ぶ人々や北九州へ派</p>	<p>国登録）、臨江閣（国重文）等政治に関わる施設や、近代化を支えた鉄道や水道の施設、金融や商業に関わる建物が残されている。現役の施設として稼働しているものも多いが、飲食店等、本来とは異なる形で利用されているものもある。</p> <p>民俗文化財は、郊外の神社に神楽や獅子舞が継承されている他、歌舞伎や人形芝居も残っている。特に、国の重要有形民俗文化財の上三原田の歌舞伎舞台（渋川市）は、地域の全戸が保存会に属し、地域総出で継承に取り組んでいることで注目される。</p> <p>（2）西毛地域</p> <p>県南西部の高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村・神(かん)流(な)町、甘楽郡下仁田町・南牧村・甘楽町の4市3町2村からなる。西は長野県、南は埼玉県と接している。西半部には、国指定名勝の妙義山（富岡市・安中市・下仁田町）等の県境から連なる山地と、烏川や碓氷川、鏑川、神流川等の河川を境に東西方向に延びる丘陵が展開し、東半部は関東平野へつながる沖積地が広がっている。</p> <p>東半の平野部は、県内でも大型の前方後円墳が集中している地域で、古墳時代には有力な豪族が支配する地域であった。高崎市の保渡田古墳群（国史跡）や藤岡市の白石古墳群等のほか、豪族の居館である三ツ寺I遺跡や北谷遺跡（国史跡）（いずれも高崎市）も発見されている。榛名山南東麓では、豪族の経済力を支えた広大な水田跡が見つかっているが、ここでも榛名山噴火による被害の実情が確認されている。</p> <p>また西毛地域には、古くから日本海側や畿内と関東をつなぐヒトやモノの移動ルートが存在していた。旧石器時代や縄文時代には、主要な石器石材であった長野県産黒曜石の搬入路となっており、河川沿いの段丘上に多くの遺跡が残されている。古代には東山道駿路が置かれ、都へ租税を運ぶ人々や北九州へ派</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>遣される防人、蝦夷の地へ向かう兵士、さらに都に進上される馬等が行きかっていた。近世には中山道（<u>安中市 碓氷関所跡と、碓氷峠越を登り峠に位置する熊野神社までの約8kmは国史跡</u>）や下仁田道、十国街道等が整備され、大名の参勤交代や年貢米の輸送などに利用された。中山道の横川・五料（いずれも安中市）・上豊岡（高崎市）には県指定史跡の茶屋本陣が残り、山間地の街道沿いには、当時の宿場や古い町並みの残る集落が点在している。</p>	<p>遣される防人、蝦夷の地へ向かう兵士、さらに都に進上される馬等が行きかっていた。近世には中山道や下仁田道、十国（じっこく）街道等が整備され、大名の参勤交代や年貢米の輸送などに利用された。中山道の横川・五料（いずれも安中市）・上豊岡（高崎市）には県指定史跡の茶屋本陣が残り、山間地の街道沿いには、当時の宿場や古い町並みの残る集落が点在している。</p>
<p>近世以降は養蚕が盛んとなり、明治5年（1872）には官営の富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・<u>国史跡</u>）が建設された。日本の近代化を支え絹産業の技術革新に貢献した富岡製糸場は、養蚕法の研究と指導を行っていた高山社跡（藤岡市 国史跡）、蚕種の貯蔵施設である荒船風穴（下仁田町 国史跡）と田島弥平旧宅（<u>伊勢崎市 国史跡</u>）と合わせて世界遺産に登録されている。他にも、蚕糸業に関わる工場や事務所である旧新町紡績所（高崎市 国重文・<u>国史跡</u>）や旧碓氷社本社事務所（安中市 県重文）、倉庫、養蚕農家に加え、生糸の輸送を担った旧碓氷峠鉄道施設（安中市 国重文）等の多彩な文化財が残されている。</p>	<p>近世以降は養蚕が盛んとなり、明治5年（1872）には官営の富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・史跡）が建設された。日本の近代化を支え絹産業の技術革新に貢献した富岡製糸場は、養蚕法の研究と指導を行っていた高山社跡（藤岡市 国史跡）、蚕種の貯蔵施設である荒船風穴（下仁田町 国史跡）と伊勢崎市の田島弥平旧宅（国史跡）と合わせて世界遺産に登録されている。他にも、蚕糸業に関わる工場や事務所である旧新町紡績所（高崎市 国重文・史跡）や旧碓氷社本社事務所（安中市 県重文）、倉庫、養蚕農家に加え、生糸の輸送を担った旧碓氷峠鉄道施設（安中市 国重文）等の多彩な文化財が残されている。</p>
<p>この他、箕輪城跡（高崎市 国史跡）や国峯城址（甘楽町 町史跡）、松井田城（安中市 市史跡）をはじめとする中世の山城や、近世の大名庭園である楽山園（甘楽町 国名勝）、近世の優れた装飾建築で知られる貫前神社や妙義神社（いずれも富岡市 国重文）、榛名神社（高崎市 国重文）等の社殿等が主要な文化財としてあげられる。</p>	<p>この他、箕輪城跡（高崎市 国史跡）や国峯城址（甘楽町 町史跡）、松井田城（安中市 市史跡）をはじめとする中世の山城や、近世の大名庭園である楽山園（甘楽町 国名勝）、近世の優れた装飾建築で知られる貫前神社や妙義神社（いずれも富岡市 国重文）、榛名神社（高崎市 国重文）等の社殿等が主要な文化財としてあげられる。</p>
<p>民俗文化財は、東部の町村部を中心に乙父のおひながゆ（上野村 国記録選択・県重無形民俗）や大日向の火とぼし（南牧村 国記録選択・県重無形民俗）等、国・県指定の<u>重要</u>無形民俗文化財が残されている一方、廃絶や中断している神楽や獅子舞等の民俗芸能も多い。</p>	<p>民俗文化財は、東部の町村部を中心に乙父のおひながゆ（上野村 国記録選択・県重無形民俗）や大日向の火とぼし（南牧村 国記録選択・県重無形民俗）等、国・県指定の無形民俗文化財が残されている一方、廃絶や中断している神楽や獅子舞等の民俗芸能も多い。</p>
<p>（3）東毛地域</p>	<p>（3）東毛地域</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>地域の概要 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町の4市5町からなる。北部は足尾山地の南端部と赤城山東南麓から続く丘陵地帯で、南部の太田市、館林市、邑楽郡は平野となってい。南西部には渡良瀬川が形成した大間々扇状地が広がる。東側は栃木県、南側は埼玉県と接している。</p>	<p>桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽(おうら)郡板倉町・明和(めいわ)町・千代田町・大泉町・邑楽町の4市5町からなる。北部は足尾山地の南端部と赤城山東南麓から続く丘陵地帯で、南部の太田市、館林市、邑楽郡は平野となってい。南西部には渡良瀬川が形成した大間々扇状地が広がる。東側は栃木県、南側は埼玉県と接している。</p>
<p>主な文化財 旧石器時代から縄文時代の遺跡としては、岩宿遺跡（みどり市国史跡）や西鹿田中島遺跡（みどり市 国史跡）が著名である。</p>	<p>旧石器時代から縄文時代の遺跡としては、みどり市の岩宿遺跡（国史跡）や西鹿田中島遺跡（国史跡）が著名である。</p>
<p>古墳時代には、<u>数多くの</u>大型前方後円墳が<u>累々と</u>造られ、中でも天神山古墳（太田市 国史跡）は長持形石棺を持ち、ヤマト王権と強くつながる首長の存在が考えられている。古代には東山道駿路が太田市域を東西に走り、駿路（下新田ルート）に隣接して新田郡の役所跡である上野国新田郡家跡（太田市 国史跡）が発見された。</p>	<p>古墳時代には、太田市域を中心に大型の前方後円墳が造られ、中でも天神山古墳（国史跡）は長持形石棺を持ち、ヤマト王権と強いつながりを持った首長が存在していたと考えられている。古代には東山道駿路が太田市域を東西に走り、駿路（下新田ルート）に隣接して新田郡の役所跡である上野国新田郡家跡（太田市 国史跡）が発見された。</p>
<p>中世に入ると、新田氏が再開発した新田荘が新田郡全域と勢多郡、佐位郡の一部に展開し、新田氏に関連する城館や寺社が多く残されている。鎌倉攻めの際に新田義貞が挙兵した生品神社境内（太田市）も、新田荘遺跡の一部として国指定史跡となっている。また、太田市北部の金山丘陵上に築造された金山城跡（太田市 国史跡）をはじめ、山上城跡（桐生市 県史跡）や小泉城跡（大泉町 町指定）等、戦国の争乱の舞台となった多くの城跡が残されている。</p>	<p>中世に入ると、新田氏が再開発した新田荘が新田郡全域と勢多郡、佐位郡の一部に展開し、新田氏に関連する城館や寺社が多く残されている。鎌倉攻めの際に新田義貞が挙兵した生品神社境内（太田市）も、新田荘遺跡の一部として国指定史跡となっている。また、太田市北部の金山丘陵上に築造された金山城跡（太田市 国史跡）をはじめ、山上城跡（桐生市 県史跡）や小泉城跡（大泉町 町指定）等、戦国の争乱の舞台となった多くの城跡が残されている。</p>
<p>近世には、足尾銅山の銅を江戸に輸送するために整備された足尾銅山街道や、桐生と江戸を結ぶ織物の輸送路である古戸・桐生道の他、日光例幣使道、古河街道、館林道等の街道が発達した。絹織物業が盛んであった桐生市域では、先進地である京都西陣の技術を導入するなど技術の向上に努め、「西の西陣、東の桐生」と称されるまでになった。また、曹源寺栄螺堂（太田市 国重文）は現在国内に現存する栄螺堂建築6棟の内の1棟で規模は最大、建造年代は寛政10年（1798）で2番目の古さを誇る。</p>	<p>近世には、足尾銅山の銅を江戸に輸送するために整備された足尾銅山街道や、桐生と江戸を結ぶ織物の輸送路である古戸(ふっと)・桐生道の他、日光例幣使道、古河街道、館林道等の街道が発達した。絹織物業が盛んであった桐生市域では、先進地である京都西陣の技術を導入するなど技術の向上に努め、「西の西陣、東の桐生」と称されるまでになった。また、太田市の曹源寺栄螺堂（国重文）は現在国内に現存する栄螺堂建築6棟の内の1棟で規模は最大、建造年代は寛政10年（1798）で2番目の古さを誇る。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>近代に入ると、足尾の銅や桐生の織物を輸送するために鉄道の敷設が進み、当時の国鉄や東武鉄道、上毛電気鉄道等の鉄道網が整備される。これらの中には、駅舎やトンネル等の鉄道施設が国の登録有形文化財となっているものもある。絹織物産業も引き続き繁栄しており、多くの工場や事務所、養蚕農家等が残されている。その中でも、現在の桐生市本町1・2丁目地区は、江戸時代初頭に計画的に街並みが形成され、近世から近代に至る多くの絹織物産業に関する歴史的建造物が残り、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、旧中島家住宅（太田市 国重文）は昭和6年（1931）に地方に建てられた御殿で、近代和風建築として価値が高い。</p>	<p>近代に入ると、足尾の銅や桐生の織物を輸送するために鉄道の敷設が進み、当時の国鉄や東武鉄道、上毛電気鉄道等の鉄道網が整備される。これらの中には、駅舎やトンネル等の鉄道施設が国の登録有形文化財となっているものもある。絹織物産業も引き続き繁栄しており、多くの工場や事務所、養蚕農家等が残されている。その中でも、現在の桐生市本町1・2丁目地区は、江戸時代初頭に計画的に街並みが形成され、近世から近代に至る多くの絹織物産業に関する歴史的建造物が残り、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、太田市の旧中島家住宅（国重文）は昭和6年（1931）に地方に建てられた御殿で、近代和風建築として価値が高い。</p>
<p>利根川と渡良瀬川に挟まれた館林市と邑楽郡域は、低い台地と沖積地が広がる平坦な地形で、日本遺産に認定された茂林寺沼や多々良沼、城沼等が織りなす「里沼」（館林市）や、利根川と渡良瀬川の合流点に形成された「水場」（板倉町）等の独特的景観を見ることができる。その一方、かつては洪水の常襲地域であり、水害に備えた水塚や揚舟等の設備が残されている。</p>	<p>利根川と渡良瀬川に挟まれた館林市と邑楽郡域は、低い台地と沖積地が広がる平坦な地形で、日本遺産に認定された茂林寺沼や多々良沼、城（じょう）沼（ぬま）等が織りなす「里沼」（館林市）や、利根川と渡良瀬川の合流点に形成された「水場」（板倉町）等の独特的景観を見ることができる。その一方、かつては洪水の常襲地域であり、水害に備えた水塚や揚舟等の設備が残されている。</p>
<p>民俗文化財としては、神楽や獅子舞等の民俗芸能や地区の祭礼等が各地に残っているが、国・県の指定を受けているのは、県の重要無形民俗文化財である龍舞賀茂神社の萬燈祭（太田市）のみである。廃絶や中断しているものも多く、今後調査や指定を進めていく必要がある。</p>	<p>民俗文化財としては、神楽や獅子舞等の民俗芸能や地区の祭礼等が各地に残っているが、国・県の指定を受けているのは、県の重要無形民俗文化財である龍舞賀茂神社の萬燈祭（太田市）のみである。廃絶や中断しているもの多く、今後調査や指定を進めていく必要がある。</p>
<p>（4）北毛地域</p>	<p>（4）北毛地域</p>
<p>地域の概要 県北部の沼田市、吾妻郡中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町、利根郡片品村・川場村・昭和村・みなかみ町の1市5町5村からなる。東側では栃木県、北側は福島県と新潟県、西側は長野県と接している。地域の大半は県境の山地から続く中山間地域で、利根川や片品川、吾妻川等の河川沿いに比較的平坦な段丘や盆地が広がる。</p>	<p>県北部の沼田市、吾妻郡中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町、利根郡片品村・川場村・昭和村・みなかみ町の1市5町5村からなる。東側では栃木県、北側は福島県と新潟県、西側は長野県と接している。地域の大半は県境の山地から続く中山間地域で、利根川や片品川、吾妻川等の河川沿いに比較的平坦な段丘や盆地が広がる。地区の8割以上が森林で、国の特別天然記念物の尾瀬（片品村）や浅間山熔岩樹型（嬬恋村）、国天然記念物の吹割渓なら</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>念物</u> や浅間山熔岩樹型（嬬恋村 <u>国特別天然記念物</u>）、吹割渓ならびに吹割瀑（<u>沼田市 国天然記念物・名勝</u>）や、多くの希少な動植物の生息地や群生地等が所在している。</p>	<p>びに吹割瀑（片品村）や、多くの希少な動植物の生息地や群生地等が所在している。</p>
<p>河川沿いの台地や段丘上を中心に遺跡が分布しており、その中でも矢瀬遺跡（<u>みなかみ町 国史跡</u>）は、縄文時代後晩期の集落全体が残されていた遺跡として著名である。また川沿いの岩陰や洞窟を利用した岩陰遺跡が比較的多く、国内最古級の縄文時代の人骨が発見された居家以岩陰群（長野原町）や、弥生時代の再葬墓である岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡（東吾妻町 町史跡）などが知られている。古墳時代の後期には群集墳が造られ、奈良古墳群（沼田市 県史跡）や塚原古墳群（みなかみ町 <u>町史跡</u>）、四戸の古墳群（東吾妻町 <u>町史跡</u>）等が県や町の史跡となっている。奈良古墳群は、多くの馬具が副葬されていたことがわかつており、馬の生産に係わる集団が存在していたと考えられている。</p>	<p>河川沿いの台地や段丘上を中心に遺跡が分布しており、その中でもみなかみ町の矢瀬遺跡（国史跡）は、縄文時代後晩期の集落全体が残されていた遺跡として著名である。また川沿いの岩陰や洞窟を利用した岩陰遺跡が比較的多く、国内最古級の縄文時代の人骨が発見された居家以岩陰群（長野原町）や、弥生時代の再葬墓である岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡（東吾妻町 町史跡）などが知られている。古墳時代の後期には群集墳が造られ、奈良古墳群（沼田市 県史跡）や塚原古墳群（みなかみ町）、四戸の古墳群（東吾妻町）等が県や町の史跡となっている。奈良古墳群は、多くの馬具が副葬されていたことがわかつており、馬の生産に係わる集団が存在していたと考えられている。</p>
<p>戦国時代に関東管領上杉氏が逃亡すると越後上杉氏と武田氏が争い、その後、後北条氏と真田氏との攻防の舞台となっており、岩櫃城跡（東吾妻町 国史跡）、や名胡桃城址（みなかみ町 県史跡）、沼田城跡（沼田市 市史跡）をはじめとする多くの城館が築かれている。山間地域であるため比較的開発が進んでおらず、当時の山城の構造を良好に残しているものも多い。</p>	<p>戦国時代に関東管領上杉氏が逃亡すると越後上杉氏と武田氏が争い、その後、後北条氏と真田氏との攻防の舞台となっており、岩櫃城跡（東吾妻町 国史跡）、や名胡桃城址（みなかみ町 県史跡）、沼田城跡（沼田市 市史跡）をはじめとする多くの城館が築かれている。山間地域であるため比較的開発が進んでおらず、当時の山城の構造を良好に残しているものも多い。</p>
<p>近世に入ると街道も発達し、日本海側へ向かう三国街道や沼田街道、福島県へ抜ける会津街道、長野県方面へ向かう信州街道等が整備された。天明 3 年（1783）の浅間山噴火の際には、麓の嬬恋村をはじめ、長野原町や東吾妻町等の吾妻川流域で火碎流や岩屑なだれ、泥流等による被害を受けており、多くの被災遺跡が発見されている。</p>	<p>近世に入ると街道も発達し、日本海側へ向かう三国街道や沼田街道、福島県へ抜ける会津街道、長野県方面へ向かう信州街道等が整備された。天明 3 年（1783）の浅間山噴火の際には、麓の嬬恋村をはじめ、長野原町や東吾妻町等の吾妻川流域で火碎流や岩屑なだれ、泥流等による被害を受けており、多くの被災遺跡が発見されている。</p>
<p>近世以降は養蚕が盛んとなり、富沢家住宅（<u>中之条町 国重文</u>）や神保家住宅（<u>中之条町 県重文</u>）等の養蚕農家や、蚕種を保存した東谷風穴（中之条町 国史跡）等がある。また、旧六合村の赤岩地区（中之条町 <u>国重伝建</u>）は、山</p>	<p>近世以降は養蚕が盛んとなり、富沢家住宅（国重文）や神保家住宅（県重文）（いずれも中之条町）等の養蚕農家や、蚕種を保存した東谷風穴（中之条町 国史跡）等がある。また、旧六合村の赤岩地区（現中之条町）は、山間の養蚕集</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>間の養蚕集落の様相を今に伝えている。北毛には草津、四万等の温泉地があり、山本館本店（草津町 国登録）、積善館本館（中之条町 県重文・国登録）、法師温泉長寿館本館（みなかみ町 国登録）等の旅館の建物が残る。湯畠（<u>草津町国名勝</u>）は温泉の中心部に位置する源泉で、湧き出した湯が木製の湯桶を通って流れ落ちる様子は、草津温泉を象徴する景観である。</p>	<p>落の様相を今に伝え、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。北毛には草津、四万等の温泉地があり、山本館本店（草津町 国登録）、積善館本館（中之条町 県重文・国登録）、法師温泉長寿館本館（みなかみ町 国登録）等の旅館の建物が残る。草津町の湯畠は温泉の中心部に位置する源泉で、湧き出した湯が木製の湯桶を通って流れ落ちる様子は、草津温泉を象徴する景観として国の名勝に指定されている。</p>
<p>民俗文化財は、上州白久保のお茶講（中之条町 国重無形民俗）や片品の猿追い祭（片品村 国重無形民俗）等の習俗や祭礼の他、人形淨瑠璃や歌舞伎等の民俗芸能、山間地の生活を伝える民家や民具、<u>岩島の麻栽培と精麻生産</u>（東吾妻町 県選定保存技術）。中之条町や東吾妻町を中心に広く分布している鳥追いの他、神楽、獅子舞などが伝承されているが、廃絶や中断しているものも多い。</p>	<p>民俗文化財は、上州白久保のお茶講（中之条町 国重無形民俗）や片品の猿追い（片品村 国重無形民俗）等の習俗や祭礼の他、人形淨瑠璃や歌舞伎舞台等の民俗芸能、山間地の生活を伝える民家や民具、加工技術等が残されている。中之条町や東吾妻町を中心に広く分布している鳥追いの他、神楽、獅子舞などが伝承されているが、廃絶や中断しているものも多い。</p>
<h3>3 群馬県の歴史文化の特徴</h3> <p>本県の地理的・自然的・歴史的な特徴や地域ごとの文化財の様相から、群馬県の歴史文化の特徴は以下の6点にまとめることができる。</p>	<h3>3 群馬県の歴史文化の特徴</h3> <p>本県の地理的・自然的・歴史的な特徴や地域ごとの文化財の様相から、群馬県の歴史文化の特徴は以下の6点にまとめることができる。</p>
<p>① 古代東国を中心地</p> <p>古墳時代から古代にかけての群馬県は、ヤマト王権の所在する畿内とのつながりや豊かな生産力、渡来人がもたらした先端技術等を背景に、古代東国における政治と文化の中心的な地域として栄えていた。精巧な石室や豪華な副葬品、豊富な埴輪を持つ数々の大型の前方後円墳や、最古の石碑群である上野三碑、山王廃寺（放光寺）跡や上野国分寺跡をはじめとする寺院跡、古代上野国的新田郡や佐位郡、多胡郡の役所跡等、当時の繁栄の様子をうかがい知ることができる数多くの遺跡が残されている。</p>	<p>① 古代東国を中心地</p> <p>古墳時代から古代にかけての群馬県は、ヤマト王権の所在する畿内とのつながりや豊かな生産力、渡来人がもたらした先端技術等を背景に、古代の東国政策における政治と文化の中心的な地域として栄えていた。精巧な石室や豪華な副葬品、豊富な埴輪を持つ数々の大型の前方後円墳や、最古の石碑群である上野三碑、山王廃寺（放光寺）や上野国分寺跡をはじめとする寺院跡、古代上野国的新田郡や佐位郡、多胡郡の役所跡等、当時の繁栄の様子をうかがい知ることができる数多くの遺跡が残されている。</p>
<p>② 新田莊と戦国の城</p> <p><u>上野国</u>の莊園を代表する新田莊には、現在、新田氏ゆかりの館跡や寺院、墓</p>	<p>② 新田莊と戦国の城</p> <p>中世群馬の莊園を代表する新田莊には、一帯を支配していた新田氏ゆかりの</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>等からなる新田莊遺跡があり、当時の莊園景観を体感することができる。戦国時代に入ると合戦が常態化したため、県内各所で防御的に優れた城が築かれ、新田莊でも金山の自然地形を利用した金山城が造られた。また、県の西部から北部は上杉氏や武田氏、後北条氏、真田氏が支配をめぐって争ったことから、松井田城や岩櫃城といった地形を巧みに利用して大規模な堅堀や堀切によって守りを固めた山城が造られ、現在でも当時の姿をよくとどめている。山岳面積が広い本県では山城が多いが、平野部でも厩橋城（後の前橋城）や館林城などの拠点的な平城が存在する。</p>	<p>館跡や寺院、墓等からなる新田莊遺跡があり、当時の莊園景観を体感することができる。戦国時代に入ると合戦が常態化する政治状況を背景に、県内各所で防御的に優れた城が築かれ、新田莊でも金山の自然地形を利用した金山城が造られた。また、県の西部から北部は上杉氏や武田氏、後北条氏、真田氏が支配をめぐって争ったことから、松井田城や岩櫃城といった地形を巧みに利用して大規模な堅堀や堀切によって守りを固めた山城が造られ、現在でも当時の姿をよくとどめている。山岳面積が広い本県では山城が多いが、平野部でも厩橋城（後の前橋城）や館林城（館林市 市史跡）などの拠点的な平城が存在する。</p>
<p>③ 交通の要衝</p> <p>群馬県域は、古くから日本海側や京・大阪と関東を結ぶ大動脈で、古代の東山道駿路から近世の街道、近代の鉄道網、現代の高速交通網に至るまで、縦断または横断して各地へ伸びる交通網が整備されている。これらの経路を経て、古代には畿内からの文物や技術がもたらされ、近世には絹などの特産品が各地へ運ばれていった。かつての街道沿いには、関所や本陣跡、茶屋本陣など宿場町の様子を伝える建物も多く、近代の群馬の産業を支えた鉄道施設など、交通の要衝として栄えていたことを示す文化財が保存されている。</p>	<p>③ 交通の要衝</p> <p>群馬県域は、古くから日本海側や京・大阪と関東を結ぶ大動脈で、古代の東山道駿路から近世の街道、近代の鉄道網、現代の高速交通網に至るまで、縦断又は横断して各地へ伸びる交通網が整備されている。これらの経路を経て、古代には畿内からの文物や技術がもたらされ、近世には絹などの特産品が各地へ運ばれていった。かつての街道沿いには、関所や本陣跡、茶屋本陣など宿場町の様子を伝える建物も多く、近代の群馬の産業を支えた鉄道施設など、交通の要衝として栄えていたことを示す文化財が保存されている。</p>
<p>④ 蚕糸業が支えた近世の上州と近代の群馬県</p> <p>群馬県は、近世以降には養蚕と絹産業が主要な産業となっており、これらに関連する文化財が多いことが特筆される。世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、日本遺産に認定された「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」のストーリーを構成する養蚕農家や織物工場などの文化財に加え、養蚕に関連する信仰や習俗が多くの祭礼や神楽等として今に伝えられている。また、蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、近世以降には全国的に優れた装飾的な建築様式の神社や寺院等が造られ、農民の間には歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が広まり、現在まで継承されているものも多い。近代には、蚕糸業が県</p>	<p>④ 蚕糸業が支えた近世の上州と近代の群馬県</p> <p>群馬県は、近世以降には養蚕と絹産業が主要な産業となっており、これらに関連する文化財が多いことが特筆される。世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、日本遺産に認定された「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」のストーリーを構成する養蚕農家や織物工場などの文化財に加え、養蚕に関連する信仰や習俗が多くの祭礼や神楽等として今に伝えられている。また、蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、近世以降には全国的に優れた装飾的な建築様式の神社や寺院等が造られ、農民の間には歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が広まり、現在まで継承されているものも多い。近代には、蚕糸業が県</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>内の製造業全体の発展や鉄道網の整備を促すことにもなり、現在の群馬県の文化や産業の基礎となっていた。</p> <p>⑤ 多くの<u>貴重な</u>情報を伝える被災遺跡</p> <p>有史以来、浅間山や榛名山による火山災害に見舞われた県土には、火山碎屑物や泥流等によって埋め尽くされた被災遺跡が広範囲に存在する。それらの遺跡は被災時の状況をそのまま残しており、当時の生活や社会の状況を検討する上で非常に多くの情報を得ることができる。複数の時期の被災遺跡がある群馬県は、特定の時代の集落や生産遺跡等の空間モデルを描き出すとともに、その変遷を示すことも可能であり、世界的に見ても希有な地域である。</p> <p>このような被災遺跡を研究することは、同様な災害が発生した際の被害想定を検討する上で大いに役立つものである。過去の歴史の解明だけでなく、未来的な防災や<u>まち</u>づくりにも重要なデータとなることが期待される。また、東日本大震災以降、災害現場が持つ教育力に着目した災害教育の意義が提唱されているが、被災遺跡は実際に災害が発生した現場であり、災害教育へ活用することもできる。実際の災害現場に行くことは困難であるが、かつての災害現場であった被災遺跡はいつでも安全に訪れることが可能であり、被災遺跡を活用することによって従来の防災教育よりも大きな効果を得ることも可能である。</p> <p>⑥ 豊かな自然が織りなす独特的景観</p> <p>群馬県は、その美しさが唱歌に歌われている尾瀬や、日本三大奇勝に数えられる妙義山、上毛かるたに詠まれている三波石峡等、変化に富んだ美しい自然とともに、草津温泉の湯畑や周囲の山々を借景とする楽山園、沼を要害とした城の対岸に築かれた躑躅ヶ岡（館林市 国名勝）、豊富な水によって形作られた水場景観等、自然と人間との関わりの中で形成された独特の景観が数多く存在している。豊かな自然を守り、共生してきた郷土の歴史を今に伝えている。</p>	<p>内の製造業全体の発展や鉄道網の整備を促すことにもなり、現在の群馬県の文化や産業の基礎となっていた。</p> <p>⑤ 多くの情報を伝える被災遺跡</p> <p>有史以来、浅間山や榛名山による火山災害に見舞われた県土には、火山碎屑物や泥流等によって埋め尽くされた被災遺跡が広範囲に存在する。それらの遺跡は被災時の状況をそのまま残しており、当時の生活や社会の状況を検討する上で非常に多くの情報を得ることができる。複数の時期の被災遺跡がある群馬県は、特定の時代の集落や生産遺跡等の空間モデルを描き出すとともに、その変遷を示すことも可能であり、世界的に見ても希有な地域である。</p> <p>このような被災遺跡を研究することは、同様な災害が発生した際の被害想定を検討する上で大いに役立つものである。過去の歴史の解明だけでなく、未来的な防災や町づくりにも重要なデータとなることが期待される。また、東日本大震災以降、災害現場が持つ教育力に着目した災害教育の意義が提唱されているが、被災遺跡は実際に災害が発生した現場であり、災害教育へ活用することもできる。実際の災害現場に行くことは困難であるが、かつての災害現場であった被災遺跡はいつでも安全に訪れることが可能であり、被災遺跡を活用することによって従来の防災教育よりも大きな効果を得ることも可能である。</p> <p>⑥ 豊かな自然が織りなす独特的景観</p> <p>群馬県は、その美しさが唱歌に歌われている尾瀬や、日本三大奇勝に数えられる妙義山、上毛かるたに詠まれている三波石峡等、変化に富んだ美しい自然とともに、草津温泉の湯畑や周囲の山々を借景とする楽山園、沼を要害とした城の対岸に築かれた躑躅ヶ岡（館林市 国名勝）、豊富な水によって形作られた水場景観等、自然と人間との関わりの中で形成された独特の景観が数多く存在している。豊かな自然を守り、共生してきた郷土の歴史を今に伝えている。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>4 群馬県内の文化財保存・活用の現状と課題</p> <p>（1）群馬県内の文化財の保存・活用の現状</p> <p>近年の群馬県内の文化財については、平成 26 年（2014）の「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録やその後の国宝指定、平成 29 年（2017）の「上野三碑」の世界の記憶登録、<u>令和 2 年（2020）の「群馬県綿貫観音山古墳出土品」の国宝指定</u>を大きな話題としてあげることができる。その他にも、群馬県が進める東国文化周知事業や、新規の国・県指定文化財の誕生、金井東裏遺跡での<u>「甲を着た古墳人」</u>の発見など、国際的・全国的にみても文化財に関する大きな出来事が相次いでいる。</p> <p>文化財の保護については、文化財保護法や群馬県文化財保護条例等に基づき、指定や選定、登録等の保護制度が設けられている。<u>令和 6 年 4 月には、緩やかな規制を通じて保存を図りつつ、まちづくりや観光などへの活用を促すため、「群馬県文化財保護条例施行規則」並びに「指定等の基準」の一部改正を行い、新たに群馬県としての「文化財登録制度」を創設した。</u></p> <p>群馬県内の国・県指定等の状況は第 5 表の通りである。以下、国・県指定の文化財を中心に現状を示す。</p> <p>① 有形文化財</p> <p>建造物 国・県指定・登録の建造物では、塔婆や宝塔の石造物を除くと、天文 16 年（1547）の雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿（板倉町 国重文）が最古である。寺社建築はほとんどが近世のもので、いずれも国重要文化財である玉村八幡宮（玉村町）・貫前神社（富岡市）・東照宮（太田市）・妙義神社（富岡市）・榛名神社（高崎市）・<u>天満宮（桐生市）</u>等に代表される<u>群馬</u>県の本殿建築は、江戸時代の寺社建築における装飾建築の発展過程を示していることから全国的に見ても貴重である。</p> <p>その他農家や町屋といった民家や、書院、茶室、温泉旅館、御殿、城郭建築</p>	<p>4 群馬県内の文化財保存・活用の現状と課題</p> <p>（1）群馬県内の文化財の保存・活用の現状</p> <p>近年の群馬県内の文化財については、平成 26 年（2014）の「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録やその後の国宝指定、平成 29 年（2017）の「上野三碑」の世界の記憶登録を大きな話題としてあげることができる。その他にも、群馬県が進める東国文化周知事業や、新規の国・県指定文化財の誕生、金井東裏遺跡での甲着装人骨の発見など、国際的・全国的にみても文化財に関する大きな出来事が相次いでいる。</p> <p>文化財の保護については、文化財保護法や群馬県文化財保護条例等に基づき、指定や選定、登録等の保護制度が設けられている。群馬県内の国・県指定等の状況は第 5 表の通りである。以下、国・県指定の文化財を中心に現状を示す。</p> <p>○有形文化財</p> <p>建造物</p> <p>国・県指定・登録の建造物では、塔婆や宝塔の石造物を除くと、天文 16 年（1547）の雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿（板倉町 国重文）が最古である。寺社建築はほとんどが近世のもので、いずれも国の重要文化財である玉村八幡宮（玉村町）・貫前神社（富岡市）・東照宮（太田市）・妙義神社（富岡市）・榛名神社（高崎市）等に代表される本県の本殿建築は、江戸時代の寺社建築における装飾建築の発展過程を示していることから全国的に見ても貴重である。</p> <p>その他農家や町屋といった民家や、書院、茶室、温泉旅館、御殿、城郭建築の</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>の櫓等が指定・登録されている。農家については、当時の基幹産業であった養蚕に係わるものが多い。</p>	<p>櫓等が指定・登録されている。農家については、当時の基幹産業であった養蚕に係わるものが多い。</p>
<p>近代に入ると、技術革新や産業構造の変革により新たな種類の建造物が建てられる。特に絹産業に係わる建造物が多く、世界遺産の富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・史跡）を筆頭に、旧新町紡績所（高崎市 国重文・史跡）や旧上毛モスリン事務所（館林市 県重文）等の紡績所や織物業に関連する建造物、養蚕農家等がある。絹産業以外では、旧碓氷峠鉄道施設（安中市 国重文）や丸沼堰堤（片品村 国重文）等の産業遺産、明治期に迎賓館として建設された臨江閣（前橋市 国重文）等の行政機関、その他にも各種製造、流通、金融から宗教や教育・文化施設等、様々な種類の建造物が指定、登録されている。</p>	<p>近代に入ると、技術革新や産業構造の変革により新たな種類の建造物が建てられる。特に絹産業に係わる建造物が多く、世界遺産の富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・史跡）を筆頭に、旧新町紡績所（高崎市 国重文・史跡）や旧上毛モスリン事務所（館林市 県重文）等の紡績所や織物業に関連する建造物、養蚕農家等がある。絹産業以外では、旧碓氷峠鉄道施設（安中市 国重文）や丸沼堰堤（片品村 国重文）等の産業遺産、明治期に迎賓館として建設された臨江閣（前橋市 国重文）等の行政機関、その他にも各種製造、流通、金融から宗教や教育・文化施設等、様々な種類の建造物が指定、登録されている。</p>
<p>近年は、これらの文化財建造物を積極的に活用する取組も増えてきている。建物のライトアップや、修理そのものを活用した修理体験や見学会などが人気を博しているほか、会議やコンサートの会場等として利用するユニークベニューとしての活用も増えている。前橋市の臨江閣では、将棋の竜王戦が行われたことがあり、人気プロ棋士の対局に多くの注目を集めた。</p>	<p>近年は、これらの文化財建造物を積極的に活用する取組も増えてきている。建物のライトアップや、修理そのものを活用した修理体験や見学会などが人気を博しているほか、会議やコンサートの会場等として利用するユニークベニューとしての活用も増えている。前橋市の臨江閣では、将棋の竜王戦が行われたことがあり、人気プロ棋士の対局に多くの注目を集めた。</p>
<p>美術工芸品 美術工芸品の類型は動産の有形文化財を一括しており、絵画や彫刻から歴史資料、考古資料と多種多様な文化財を含み、種別によって指定や所有、保管状況が異なる。</p>	<p>美術工芸品 美術工芸品の類型は動産の有形文化財を一括しており、絵画や彫刻から歴史資料、考古資料と多種多様な文化財を含み、種別によって指定や所有、保管状況が異なる。</p>
<p>絵画や彫刻は、神仏や聖人に関するものが多く、大半は寺社に伝えられてきたものである。絵画は博物館等に寄託されているものが多いが、彫刻、特に神仏の像は、所有者である寺社に保管され、信仰の対象として大切に祀られている。</p>	<p>絵画や彫刻は、神仏や聖人に関するものが多く、大半は寺社に伝えられてきたものである。絵画は博物館等に寄託されているものが多いが、彫刻、特に神仏の像は、所有者である寺社に保管され、信仰の対象として大切に祀られている。</p>
<p>工芸品は、5割以上が刀剣類で、その他には寺院や神社に伝えられてきた梵鐘等がある。刀剣は大半が個人所有であるが、梵鐘等は寺社が所有し、多くは現在でも使用されている。特筆すべきは江戸時代の横室の歌舞伎衣装（前橋市</p>	<p>工芸品は、5割以上が刀剣類で、その他には寺院や神社に伝えられてきた梵鐘等がある。刀剣は大半が個人所有であるが、梵鐘等は寺社が所有し、多くは現在でも使用されている。特筆すべきは江戸時代の横室（よこむろ）の歌舞伎衣装</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>県重文）で、天保年間（1830年～1843年）以前の豪華な衣装が保存されている。近隣の村落に貸し出していた記録も残っており、当時の農村歌舞伎の盛況ぶりをうかがうことのできる貴重な資料である。</p>	<p>装（前橋市 県重文）で、天保年間（1830年～1843年）以前の豪華な衣装が保存されている。近隣の村落に貸し出していた記録も残っており、当時の農村歌舞伎の盛況ぶりをうかがうことのできる貴重な資料である。</p>
<p>書跡は、経典から武家の家計簿まで幅広い内容を含んでおり、国指定の3件を含む経典は美術史的にも優れたものである。その他としては、江戸時代に群馬で発展した和算に係わる算額が注目される。1件を除いては、全て個人や寺社が所有している。</p>	<p>書跡は、経典から武家の家計簿まで幅広い内容を含んでおり、国指定の3件を含む経典は美術史的にも優れたものである。その他としては、江戸時代に群馬で発展した和算に係わる算額が注目される。1件を除いては、全て個人や寺社が所有している。</p>
<p>古文書及び歴史資料は、中世から明治時代にかけての文書や絵図、それらに関係する資料群で、群馬県域における当時の社会情勢や政治、文化等を伝える歴史遺産である。昭和49年度から平成4年度（1974～1992）まで実施された群馬県史編纂事業に関わる調査を基に指定が進められているが、他の類型に比べて指定件数は少ない。資料の多くは個人や寺社に伝えられてきたが、現在は、大半が博物館等に寄託されている。県立文書館所蔵の群馬県行政文書（国重文）は近代の群馬県の歩みをよく伝えるまとまった資料である。</p>	<p>古文書及び歴史資料は、中世から明治時代にかけての文書や絵図、それらに関係する資料群で、群馬県域における当時の社会情勢や政治、文化等を伝える歴史遺産である。昭和49年度から平成4年度（1974～1992）まで実施された群馬県史編纂事業に関わる調査を基に指定が進められているが、他の類型に比べて指定件数は少ない。資料の多くは個人や寺社に伝えられてきたが、現在は、大半が博物館等に寄託されている。県立文書館所蔵の群馬県行政文書（国重文）は近代の群馬県の歩みをよく伝えるまとまった資料である。</p>
<p>考古資料は、学史上著名な土偶（いわゆるハート形土偶。個人蔵。現在は東京国立博物館保管 国重文）をはじめとする縄文時代の出土品や、古墳から出土した副葬品や埴輪が多い。大半が県や市町村が所有・保管しており、博物館や資料館等で展示、公開されているものも多い。その一方で、東京国立博物館が所蔵する<u>埴輪挂甲の武人</u>（太田市出土 国宝）をはじめとして、県外の施設・機関に<u>展示・収蔵されている</u>ものも少なくない。</p>	<p>考古資料は、学史上著名な土偶（いわゆるハート形土偶。個人蔵。現在は東京国立博物館保管 国重文）をはじめとする縄文時代の出土品や、古墳から出土した副葬品や埴輪が多い。大半が県や市町村が所有、保管しており、博物館や資料館等で展示、公開されているものも多い。その一方で、東京国立博物館が所蔵する挂甲武人埴輪（太田市出土 国宝）をはじめとして、県外の施設・機関に流出しているものも少くない。</p>
<p>美術工芸品は、歴史的価値とともに美術品としても高い価値付けがされているものがあり、所有者の財産として売買されることもある。国指定の重要文化財を除けば事前の届出は不要で、売買によって所在が不明となる危険性があるため、群馬県では、平成21年度（2009）から、個人・法人が所有している国・県指定重要文化財の保存・管理に係る状況調査を実施し、それらの所在確認に</p>	<p>美術工芸品は、歴史的価値とともに美術品としても高い価値付けがされているものがあり、所有者の財産として売買されることもある。国指定の重要文化財を除けば事前の届出は不要で、売買によって所在が不明となる危険性があるため、群馬県では、平成21年度から、個人・法人が所有している国・県指定重要文化財の保存・管理に係る状況調査を実施し、それらの所在確認に努めている。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>努めている。</p> <p>②民俗文化財</p> <p>有形の民俗文化財は、上三原田の歌舞伎舞台（渋川市 国重有形民俗）等の民俗芸能に関連する舞台や道具類の他、<u>群馬の養蚕・製糸用具（高崎市 県重有形民俗）等の</u>生業に関わる用具類、民間信仰に係わる<u>奉納物</u>などである。これまでに悉皆的な調査は行われていないため、無形の民俗文化財に比べて指定件数は少ない。</p> <p>無形の民俗文化財は、<u>春日神社太々神楽の蚕の舞（前橋市 県重無形民俗）等の</u>民俗芸能や風俗・習慣に係わる祭礼や行事等である。過去に調査を実施して報告書を作成しており、調査結果に基づいて指定を進めてきた。大半の民俗芸能や祭礼等は、行事の手順等が経験的に受け継がれており、一旦途絶えてしまうと本来の姿で復活することは困難である。食文化や手工芸等も、生活様式の変化にともなって変質、衰退し、積極的に継承していくかないと知らぬ間に失われてしまいかねない。そのため、映像や聞き取り調査等によって記録を残しておくことは非常に重要であり、特に全工程に係る詳細な映像記録を継続的に作成していく必要がある。</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として国の選択を受けた 10 件について、地元市町村の教育委員会が記録の作成を行っているほか、県も、本県固有の食文化に関する無形の民俗文化財を記録作成等の措置を講ずべき文化財に選択し、調査の成果を『群馬の粉食文化・オキリコミ 調査報告書』（群馬県教育委員会編 2018）にまとめるとともに映像記録も作成している。</p> <p>民俗文化財の継承に向けては、子どもの頃から地域の民俗文化財に触れる機会を作り、担い手となって継承したいとの気持ちを持たせる取組が各地で行われている。地域の祭礼や行事に子<u>ども</u>会や育成会が中心となって参加したり、学校の地域学習の一環として体験学習やクラブ活動として取り組んだり、地域</p>	<p>る。</p> <p>○民俗文化財</p> <p>有形の民俗文化財は、上三原田の歌舞伎舞台（渋川市 国重有形民俗）等の民俗芸能に関連する舞台や道具類の他、生業に関わる用具類、民間信仰に係わる供え物などである。これまでに悉皆的な調査は行われていないため、無形の民俗文化財に比べて指定件数は少ない。</p> <p>無形の民俗文化財は、民俗芸能や風俗・習慣に係わる祭礼や行事等である。過去に調査を実施して報告書を作成しており、調査結果に基づいて指定を進めてきた。大半の民俗芸能や祭礼等は、行事の手順等が経験的に受け継がれており、一旦途絶えてしまうと本来の姿で復活することは困難である。食文化や手工芸等も、生活様式の変化にともなって変質、衰退し、積極的に継承していくかないと知らぬ間に失われてしまいかねない。そのため、映像や聞き取り調査等によって記録を残しておくことは非常に重要であり、特に全工程に係る詳細な映像記録を継続的に作成していく必要がある。</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として国の選択を受けた 10 件について、地元市町村の教育委員会が記録の作成を行っているほか、県も、本県固有の食文化に関する無形の民俗文化財を記録作成等の措置を講ずべき文化財に選択し、調査を行って報告書にまとめるとともに映像記録も作成している</p> <p>民俗文化財の継承に向けては、近年、子どもの頃から地域の民俗文化財に触れる機会を作り、担い手となって継承したいとの気持ちを持たせる取組が行われている。地域の祭礼や行事に子供会や育成会が中心となって参加したり、学校の地域学習の一環として体験学習やクラブ活動として取組んだり、地域の民</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>の民俗芸能を運動会の集団演技に取り入れるなどが試みられている。<u>その一方で、コロナ禍を境に中断や廃絶となった取組が増加していることも明らかになっている（『令和6年度伝統文化継承事業 群馬県伝統文化調査報告書』2025（公財）群馬県教育文化事業団）。</u></p> <p>② 記念物</p> <p>史跡 「上野三碑」と称される国特別史跡の多胡碑・山上碑及び古墳・金井沢碑（いずれも高崎市）を含む国指定 51 件と県指定 89 件がある。国指定の約 3 割が古墳であり、東日本随一の古墳大国の様相を示しているが、その一方で旧石器時代や弥生時代の史跡は極端に少なく、時代によるばらつきが大きい。また、昭和時代に指定された史跡は、縄文時代の住居 1 軒や古墳の墳丘のみである等、本来の遺跡の範囲に比較して指定範囲が不十分なものも多い。</p> <p>国指定の史跡では、比較的公有地化や整備が進んでおり、史跡公園として県民に親しまれているものも多い。整備が進んでいる史跡では、小中学校の校外学習等で利用されたり、近隣の博物館や観光施設と合わせた県外からのバスツアーで訪問したりする例もある。かみつけの里古墳祭りや、上野国分寺まつりのように、地元市町村や民間団体が主催する史跡地を活用した催しも行われ、例年多くの見学者が訪れている。草刈り等の日常管理に地元の住民が参加するなど、地域で史跡を守っていこうとする取組も見受けられる。改正文化財保護法でうたっている、地域総がかりで文化財を継承していく取組であり、今後同様な維持管理体制の構築がますます必要となっている。</p> <p>名勝 国指定が 7 件（うち 2 件は名勝及び天然記念物）、県指定が 2 件（うち 1 件は名勝及び天然記念物）と、他の文化財に比較して指定件数は少ない。このうち楽山園（甘楽町）、躑躅ヶ岡（館林市）、湯畑（草津町）（いずれも国名勝）以外は自然の景勝地である。本県は、関東山地や三国山脈などの山岳地帯に囲まれ、これらの山々を水源として峡谷が発達し、諸河川が河岸段丘を形成</p>	<p>俗芸能を運動会の集団演技に取り入れるなどが試みられている。</p> <p>○記念物</p> <p>史跡</p> <p>「上野三碑」と称される国特別史跡の多胡碑・山上碑及び古墳・金井沢碑（いずれも高崎市）を含む国指定 51 件と県指定 88 件がある。国指定の約 3 割が古墳であり、東日本随一の古墳大国の様相を示しているが、その一方で旧石器時代や弥生時代の史跡は極端に少なく、時代によるばらつきが大きい。また、昭和時代に指定された史跡は、縄文時代の住居 1 軒や古墳の墳丘のみである等、本来の遺跡の範囲に比較して指定範囲が不十分なものも多い。</p> <p>国指定の史跡では、比較的公有地化や整備が進んでおり、史跡公園として県民に親しまれているものも多い。整備が進んでいる史跡では、小中学校の校外学習等で利用されたり、近隣の博物館や観光施設と合わせた県外からのバスツアーで訪問したりする例もある。かみつけの里古墳祭りや、上野国分寺まつりのように、地元市町村や民間団体が主催する史跡地を活用した催しも行われ、例年多くの見学者が訪れている。草刈り等の日常管理に地元の住民が参加するなど、地域で史跡を守っていこうとする取組も見受けられる。改正文化財保護法でうたっている、地域総掛かりで文化財を継承していく取組であり、今後同様な維持管理体制の構築がますます必要となっている。</p> <p>名勝</p> <p>国指定が 7 件（うち 2 件は名勝及び天然記念物）、県指定が 2 件（うち 1 件は名勝及び天然記念物）と、他の文化財に比較して指定件数は少ない。このうち甘楽町の楽山園、館林市の躑躅ヶ岡（つつじがおか）、草津町の湯（ゆ）畑（ばた</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>していることで魅力的な景観がはぐくまれ、<u>吾妻峡（長野原町・東吾妻町 国名勝）</u>や<u>三波石峡（藤岡市 国名勝及び天然記念物）</u>、吹割渓ならびに吹割瀑布（沼田市 国天然記念物及び名勝）等の渓谷や、<u>妙義山（富岡市・安中市・下仁田町 国名勝）</u>や<u>滝沢の不動滝（前橋市 県名勝）</u>のような自然景勝地が名勝として指定されている。</p>	<p>け）（いざれも国名勝）以外は自然の景勝地である。本県は、関東山地や三国山地などの山岳地帯に囲まれ、これらの山々を水源として峡谷が発達し、諸河川が河岸段丘を形成していることで魅力的な景観がはぐくまれ、そうした自然景勝地が名勝として指定されている。</p>
<p>天然記念物 国指定が 19 件、県指定が 98 件あり、国指定のうち尾瀬（片品村）と浅間山熔岩樹型（嬬恋村）は特別天然記念物である。植物および植物群落が 89 件と大多数を占め、そのうち 76 件が独立樹である。名木や巨木、奇岩といった物件が指定されており、地域の歴史や住民の生活・文化と深い関連を持ち、地域のシンボル的な意味合いを持つものが多い。この他、県下全域で保護されている動物や昆虫等は、国指定が 10 件、県指定 7 件となっている。</p>	<p>天然記念物 国指定が 19 件、県指定が 98 件あり、国指定のうち尾瀬（片品村）と浅間山熔岩樹型（嬬恋村）は特別天然記念物である。植物および植物群落が 89 件と大多数を占め、そのうち 76 件が独立樹である。名木や巨木、奇岩といった物件が指定されており、地域の歴史や住民の生活・文化と深い関連を持ち、地域のシンボル的な意味合いを持つものが多い。この他、県下全域で保護されている動物や昆虫等は、国指定が 10 件、県指定 7 件となっている。</p>
<p>特別天然記念物の尾瀬（片品村）は本州最大の湿原である尾瀬ヶ原を有し、希少な自然を間近に楽しむことができる。観光資源として注目され、過剰利用が問題となつたこともあったが<u>現在は解消されるとともに</u>、様々な取組によって貴重な自然環境を守っている。また、<u>令和 3 年度から「尾瀬ネイチャーラーニング」補助金事業を制度化し、県内外の小中学生を対象に、尾瀬のすばらしい自然を体験する活動に対する支援を行つて</u>いる。</p>	<p>特別天然記念物の尾瀬（片品村）は本州最大の湿原である尾瀬ヶ原を有し、希少な自然を間近に楽しむことができる。観光資源として注目され、過剰利用が問題となつたこともあったが、様々な取組によって貴重な自然環境を守っている。また、県では、平成 20 年度から県内の小中学生を対象に、尾瀬のすばらしい自然を体験することによって、自然保護の意識や郷土を愛する心をはぐくむことを目的とした「尾瀬学校」を実施している。</p>
<p>天然記念物はその希少性から盗捕される危険性が高い。環境変化による影響も受けやすく、絶滅の危機に瀕しているものも少なくない。独立樹は樹齢数百年の古木が多いが、樹勢の衰退や病気の発生などの問題を抱えるものもあり、直近の 10 年で枯死により 2 件が指定解除されている。</p>	<p>天然記念物はその希少性から盗捕される危険性が高い。環境変化による影響も受けやすく、絶滅の危機に瀕しているものも少なくない。独立樹は樹齢数百年の古木が多いが、樹勢の衰退や病気の発生などの問題を抱えるものもあり、直近の 10 年で枯死により 2 件が指定解除されている。</p>
<p>平成 <u>24</u> 年の下仁田ジオパークに次いで、平成 28 年には嬬恋村と長野原町を含む一帯が「<u>浅間山北麓ジオパーク</u>」として日本ジオパークに認定された。</p>	<p>平成 26 年の下仁田ジオパークに次いで、平成 28 年には嬬恋村と長野原町を含む一帯が「<u>浅間山北麓ジオパーク</u>」として日本ジオパークに認定された。こ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>このジオパークができたことで域内にある浅間山熔岩樹型の再調査と保存活用計画の策定が<u>実施された</u>。ジオパークとしての活用と方向を同じくして、熔岩樹型等の文化財の保存・活用を図ることにより、より強力な保護体制を構築しようとするもので、<u>保護と活用を両立させる</u>取組として注目される。</p>	<p>のジオパークができたことで域内にある浅間山熔岩樹型の再調査と保存活用計画の策定が進んでいる。ジオパークとしての活用と方向を同じくして、熔岩樹型等の文化財の保存・活用を図ることにより、より強力な保護体制を構築しようとするもので、新しい取り組みとして注目される。</p>
<p>④文化的景観</p>	<p>○文化的景観</p>
<p>板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」が国の重要文化的景観に選定されている。これは、利根川と渡良瀬川の合流域に形成された「水場」と呼ばれる地域で、頻繁に水害に見舞われながらも豊かな水の恵みを受け、様々な工夫によって生活を営んできた様子が豊かな生態系とともに良好に保全されている。</p>	<p>板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」が国の重要文化的景観に選定されている。これは、利根川と渡良瀬川の合流域に形成された「水場」と呼ばれる地域で、頻繁に水害に見舞われながらも豊かな水の恵みを受け、様々な工夫によって生活を営んできた様子が豊かな生態系とともに良好に保全されている。</p>
<p>⑤伝統的建造物群</p>	<p>○伝統的建造物群</p>
<p>養蚕農家が建ち並び養蚕を主産業とした山間の集落の姿を残す中之条町六合赤岩と、多くの織物工場や店舗等の建造物が絹織物業を中心に発展した町の歴史を伝える桐生市桐生新町が、国の重要伝統的建造物群に選定されている。いずれも群馬県の特徴である蚕糸業に関連する文化財であり、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」を構成する文化財にもなっている。</p>	<p>養蚕農家が建ち並び養蚕を主産業とした山間の集落の姿を残す「中之条町六合赤岩」と、多くの織物工場や店舗等の建造物が絹織物業を中心に発展した町の歴史を伝える「桐生市桐生新町」が、国の重要伝統的建造物群に選定されている。いずれも群馬県の特徴である蚕糸業に関連する文化財であり、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」を構成する文化財にもなっている。</p>
<p>⑥埋蔵文化財</p>	<p>○埋蔵文化財</p>
<p>群馬県内で埋蔵文化財包蔵地として周知されているのは、<u>令和7</u>年度末の段階で約13,900件に上る。標高の高い山地を除き県内全域に広がっており、平野部や河川沿いの段丘面上に多く分布している。昭和40年代の高度成長期以降、多くの開発事業に先立って、埋蔵文化財の発掘調査が行われてきた。群馬県は、新潟や長野に向かう新幹線や、東西南北に延びる高速道路など、高速交通網の結節点となっており、これらをはじめとした開発に伴って数多くの遺跡が調査され、膨大な出土品や調査データが蓄積されている。これらの出土品や調査データは、展示等の活用事業に使用されているが、増え続ける資料の保管</p>	<p>群馬県内で埋蔵文化財包蔵地として周知されているのは、平成30年度末の段階で約13,900件に上る。標高の高い山地を除き県内全域に広がっており、平野部や河川沿いの段丘面上に多く分布している。昭和40年代の高度成長期以降、多くの開発事業に先立って、埋蔵文化財の発掘調査が行われてきた。群馬県は、新潟や長野に向かう新幹線や、東西南北に延びる高速道路など、高速交通網の結節点となっており、これらをはじめとした開発に伴って数多くの遺跡が調査され、膨大な出土品や調査データが蓄積されている。これらの出土品や調査データは、展示等の活用事業に使用されているが、増え続ける資料の保</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>場所の確保に苦労している市町村も多い。</p> <p>本県の埋蔵文化財の特徴としてあげられるのが、災害の痕跡を残している遺跡が多いことである。浅間山や榛名山の噴火による被害や、平安時代の地震の痕跡等が、県土の広い範囲で確認されており、当時の被害の状況をうかがい知ることができる。災害に見舞われた地域では、厚い火山碎屑物や泥流等で当時の集落が瞬時に埋もれたことにより、大半の遺跡がその後の開発による破壊を免れ、当時の景観をそのまま現在に伝えている。これらの通常の遺跡では見ることのできない遺構や遺物の発見が、当時の生活を推測する大きな手掛かりとして全国に注目されており、県土の歴史の具体像を明らかにするために重要な役割を果たしている。</p> <p>また、埋蔵文化財の発掘調査は開発によって失われる遺跡を記録として保存するもので、通常は調査終了後に遺跡は破壊されてしまう。しかし、矢瀬遺跡（みなかみ町 <u>国史跡</u>）や上野国新田郡家跡（太田市 <u>国史跡</u>）、上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市 <u>国史跡</u>）、三津屋古墳（吉岡町 県史跡）、<u>上野国分尼寺跡</u>（高崎市 <u>国史跡</u>）、<u>牛田廃寺跡</u>（藤岡市 <u>県史跡</u>）のように、地元市町の努力により開発計画<u>との調整を経て</u>遺跡を保存し、後に国や県の史跡に指定された例もある。</p> <p><u>近世・近代の埋蔵文化財保護については、「群馬県埋蔵文化財発掘調査取り扱い基準」（平成11年6月制定、平成17年12月改正）において、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲として近世及び近現代の遺跡について示し、これに即した取り扱いを行ってきた。</u></p> <p><u>令和6年の文化庁報告（「近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）」令和6年8月16日 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）</u>が示され、これまで以上の適切な取り扱いが求められていることから、今後の取り扱いについて、令和8年3月改訂の「群馬県埋蔵文化財発掘調査取</p>	<p>管場所の確保に苦労している市町村も多い。</p> <p>本県の埋蔵文化財の特徴としてあげられるのが、災害の痕跡を残している遺跡が多いことである。浅間山や榛名山の噴火による被害や、平安時代の地震の痕跡等が、県土の広い範囲で確認されており、当時の被害の状況をうかがい知ることができる。災害に見舞われた地域では、厚い火山碎屑物や泥流等で当時の集落が瞬時に埋もれたことにより、大半の遺跡がその後の開発による破壊を免れ、当時の景観をそのまま現在に伝えている。これらの通常の遺跡では見ることのできない遺構や遺物の発見が、当時の生活を推測する大きな手掛かりとして全国に注目されており、県土の歴史の具体像を明らかにするために重要な役割を果たしている。</p> <p>また、埋蔵文化財の発掘調査は開発によって失われる遺跡を記録として保存するもので、通常は調査終了後に遺跡は破壊されてしまう。しかし、矢瀬遺跡（みなかみ町）や上野国新田郡家跡（太田市）、上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市）、三津屋古墳（吉岡町 県史跡）のように、地元市町の努力により開発計画を変更して遺跡を保存し、後に国や県の史跡に指定された例もある</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>り扱い基準」を踏まえ、より適切な取り扱いを推進していく。</p> <p>⑦その他の文化財</p> <p>国の重要無形文化財に指定されている「木工芸」の保持者として認定された、いわゆる「人間国宝」が1名県内に在住しているほか、染織の工芸技術として「紋章上絵」が国の選択無形文化財に、東吾妻町の「岩島の麻栽培と精麻生産」が県の文化財保存技術に選定されている。</p> <p>（2）群馬県内の文化財の保存・活用に関する課題</p> <p>文化財保護法改正の契機となった<u>全国的な</u>少子高齢化と過疎化や、社会情勢や住民の意識の変化、自然環境の変化等が本県の文化財の保存・活用にも深刻な影響を及ぼしており、その主な課題として以下の8点をあげる。</p> <p>① 文化財の実態把握の不足</p> <p>これまでに県及び市町村で文化財の調査を行ってきたが、実態把握が不足しているため、指定や保護の対策が取られていない文化財も多い。特に建造物や民俗文化財、古文書及び歴史資料、さらには戦時中の歴史を伝える戦争遺跡等は全体像の把握が不十分で、所有者が文化財の価値を認識しないまま取り壊したり廃棄したりしてしまう可能性もあることから、今後の調査と指定、普及啓発等の取組が必要である。また、周辺環境や景観、関連する歴史資料や伝承等を含めた、地域の文化財総体としての把握も進んでいないほか、調査体制の整備や必要な専門家の確保も大きな課題である。</p> <p>② 文化財の保存・活用に係る地域の担い手不足</p> <p>所有者の高齢化と継承者の不在によって維持管理が難しくなっているものや、共同体の弱体化により、地域住民が管理していた文化財や民俗芸能の維持が困難になるなど、適切な保存や確実な継承が困難になりつつある。</p> <p>特に民俗文化財は、地域で継承しているものがほとんどであり、少子高齢化や過疎化による影響を受けやすい。<u>令和6年(2025)度に</u>公益財団法人群馬県教</p>	<p>○その他の文化財</p> <p>国の重要無形文化財に指定されている「木工芸」の保持者として認定された、いわゆる「人間国宝」が1名県内に在住しているほか、染織の工芸技術として「紋章上絵」が国の選択無形文化財に、東吾妻町の「岩島の麻栽培と精麻生産」が県の文化財保存技術に選定されている。</p> <p>（2）群馬県内の文化財の保存・活用に関する課題</p> <p>文化財保護法改正の契機となった少子高齢化と過疎化や、社会情勢や住民の意識の変化、自然環境の変化等が本県の文化財の保存・活用にも深刻な影響を及ぼしており、その主な課題として以下の8点をあげる。</p> <p>① 文化財の実態把握の不足</p> <p>これまでに県及び市町村で文化財の調査を行ってきたが、実態把握が不足しているため、指定や保護の対策が取られていない文化財も多い。特に建造物や民俗文化財、古文書及び歴史資料、さらには戦時中の歴史を伝える戦争遺跡等は全体像の把握が不十分で、所有者が文化財の価値を認識しないまま取り壊したり廃棄してしまう可能性もあり、今後の調査と指定、普及啓発等の取組が必要である。また、周辺環境や景観、関連する歴史資料や伝承等を含めた、地域の文化財総体としての把握も進んでいないほか、調査体制の整備や必要な専門家の確保も大きな課題である。</p> <p>② 文化財の保存・活用に係る地域の担い手不足</p> <p>所有者の高齢化と継承者の不在によって維持管理が難しくなっているものや、共同体の弱体化により、地域住民が管理していた文化財や民俗芸能の維持が困難になるなど、適切な保存や確実な継承が困難になりつつある。</p> <p>特に民俗文化財は、地域で継承しているものがほとんどであり、少子高齢化や過疎化による影響を受けやすい。平成30（2018）年に県が公益財団法人群</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>育文化事業団が公表した調査報告（『令和6年度伝統文化継承事業 群馬県伝統文化調査報告』令和7年3月）では、リスト化された民俗芸能857件のうち368件、祭り・行事993件のうち332件が危機または中止または廃絶との結果が出ている。祭礼や行事の中には、参加者を確保するため開催日を土日に変更したり地域外から参加者を受け入れたりするなどの措置を取っているが、継承の危機に瀕しているものは少なくない。なお、コロナ禍はこれらの取組の中止させる大きな要因となったと考えられるが、コロナ禍を経て後もなお中止のままや廃絶となった取組が増加している現状もある。</p> <p>住民への働きかけや学校との連携等による地域内での担い手の確保に加え、人口減少が進む地域では「関係人口」（コラム2参照）の増加やUターン・Iターンの推進等、地域振興とあわせて取り組んでいく必要がある。</p> <p>③ 保存・活用に要する費用負担の増加</p> <p>寺社や個人が保管している有形の文化財は、温湿度管理や防災、防犯の対策が必ずしも十分ではなく、経年劣化や盗難による被害等が懸念されている。特に、建造物や歌舞伎舞台等の有形の民俗文化財、天然記念物の独立樹等は、維持管理や修理に多額の経費が必要であるため、所有者や管理団体等の大きな負担となっている。経費の負担に耐えきれず失われてしまう文化財も多く、特に未指定の場合はその危険性が高い。修理に必要な素材の確保や技術の継承も、今後意識して取り組まなくてはならない課題である。</p> <p>また、歌舞伎等の民俗芸能を継承していくためには定期的に公演等を行うことが重要であるが、相当な資金が必要なため継承団体独自での開催は困難であり、財政的な支援を必要としている。</p> <p>④ 周辺環境や景観を含めた保全</p> <p>昨今の気候変動や市街地化の進行等により、従来よりも広範囲に保護の対策を取る必要性も高くなっている。動植物の自生地や生息地、種として指定され</p>	<p>馬県教育文化事業団に委託して実施した調査では、平成8年（1996）に県教育委員会が調査した民俗芸能768件のうち257件、平成12年（2000）に調査した祭りと行事734件中123件が中止及び廃絶しているとの結果が出ている。祭礼や行事の中には、参加者を確保するため開催日を土日に変更したり地域外から参加者を受け入れたりするなどの措置を取っているが、継承の危機に瀕しているものは少なくない。</p> <p>住民への働きかけや学校との連携等による地域内での担い手の確保に加え、過疎化が進む地域では「関係人口」（コラム2参照）の増加やUターン・Iターンの推進等、地域振興とあわせて取組んでいく必要がある。</p> <p>③ 保存・活用に要する費用負担の増加</p> <p>寺社や個人が保管している有形の文化財は、温湿度管理や防災、防犯の対策が必ずしも十分ではなく、経年劣化や盗難による被害等が懸念されている。特に、建造物や歌舞伎舞台等の有形民俗文化財、天然記念物の独立樹等は、維持管理や修理に多額の経費が必要であるため、所有者や管理団体等の大きな負担となっている。経費の負担に耐えきれず失われてしまう文化財も多く、特に未指定の場合はその危険性が高い。修理に必要な素材の確保や技術の継承も、今後意識して取組まなくてはならない課題である。</p> <p>歌舞伎等の民俗芸能を継承していくには定期的に公演等を行うことが重要であるが、相当な資金が必要なため継承団体独自での開催は困難であり、財政的な支援を必要としている。</p> <p>④ 周辺環境や景観を含めた保全</p> <p>昨今の気候変動や市街地化の進行等により、従来よりも広範囲に保護の対策を取る必要性も高くなっている。動植物の自生地や生息地、種として指定され</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>ている動物や昆虫等の天然記念物は、環境変化の影響を強く受け、広範囲な周辺環境を保全しないと指定時の環境を持続することが困難である。景観全体を保護する伝統的建造物群保存地区や文化的景観は保護すべき対象や範囲が広大に及び、保存に悪影響を及ぼすような行為が発生しやすく、確実に保護していく方策の検討が必要である。単体の文化財も、適切な緩衝地帯の設定等、周辺の景観を含めた保護の対策を取ることが求められている。</p>	<p>ている動物や昆虫等の天然記念物は、環境変化の影響を強く受け、広範囲な周辺環境を保全しないと指定時の環境を持続することが困難である。景観全体を保護する伝統的建造物群保存地区や文化的景観は保護すべき対象や範囲が広大に及び、保存に悪影響を及ぼすような行為が発生しやすく、確実に保護していく方策の検討が必要である。単体の文化財も、適切な緩衝地帯の設定等、周辺の景観を含めた保護の対策を取ることが求められている。</p>
<p>⑤ 多発する災害への対策</p>	<p>⑤ 多発する災害への対策</p>
<p>日本列島は4つのプレートがぶつかり合う境界付近に位置し、世界有数の火山国であるとともに地震が多発する地帯であり、平成時代には、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、最大震度が6弱を越える地震が日本各地で発生した。また、近年は台風や集中豪雨による水害が毎年のように発生し、多大な被害をもたらしている。これらの災害により多くの文化財も被害を受けており、災害から守る対策と被災した資料などの救済と復旧のための体制づくりとが喫緊の課題となっている。</p>	<p>日本列島は4つのプレートがぶつかり合う境界付近に位置し、世界有数の火山国であるとともに地震が多発する地帯であり、平成時代には、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、最大震度が6弱を越える地震が日本各地で発生した。また、近年は台風や集中豪雨による水害が毎年のように発生し、多大な被害をもたらしている。これらの災害により多くの文化財も被害を受けており、災害から守る対策と被災した資料などの救済と復旧のための体制づくりとが喫緊の課題となっている。</p>
<p>⑥ 地方自治体の専門職員の不足</p>	<p>⑥ 地方自治体の専門職員の不足</p>
<p>文化財の実態把握が不十分である背景には、県や市町村の文化財保護行政に携わる専門職員の不足がある。本県の行政組織における専門職員は考古学や埋蔵文化財を専門とする職員が中心で、その他の分野を専門とする職員はごくわずかである。そのため、専門職員がいない分野については調査や指定の進捗が図られていない。専門職員不在の町村も多く、また在職者の高年齢化と大量退職の時期を迎えると、組織体制の弱体化が懸念されている。採用等による新たな専門職員の確保と人材育成等の行政組織での体制整備とともに、外部の人材や関係する民間団体、地元の大学や機関、企業との協働を図っていく必要がある。</p>	<p>文化財の実態把握が不十分である背景には、県や市町村の文化財保護行政に携わる専門職員の不足がある。本県の行政組織における専門職員は考古学や埋蔵文化財を専門とする職員が中心で、その他の分野を専門とする職員はごくわずかである。そのため、専門職員がいない分野については調査や指定の進捗が図られていない。専門職員不在の町村も多く、また在職者の高年齢化と大量退職の時期を迎えると、組織体制の弱体化が懸念されている。採用等による新たな専門職員の確保と人材育成等の行政組織での体制整備とともに、外部の人材や関係する民間団体、地元の大学や機関、企業との協働を図っていく必要がある。</p>
<p>⑦ 多様な活用方法の検討</p>	<p>⑦ 多様な活用方法の検討</p>
<p>現在の文化財は地域づくりや地域振興、観光・産業振興等、より多様な方面</p>	<p>現在の文化財は地域づくりや地域振興、観光・産業振興等、より多様な方面</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>への活用が求められている。このような活用を考える場合、地域の文化財の特徴を把握したうえで、地域の課題解決や目標の達成に向けた方法を検討していかなければならない。そのため、活用にあたっては教育委員会や文化振興の部局だけでなく、地域づくりや観光振興等の担当部局、地域住民、民間団体、地元企業、大学等との幅広い連携を構築する必要がある。</p>	<p>への活用が求められている。このような活用を考える場合、地域の文化財の特徴を把握したうえで、地域の課題解決や目標の達成に向けた方法を検討していかなければならない。そのため、活用にあたっては教育委員会や文化振興の部局だけでなく、地域づくりや観光振興等の担当部局、地域住民、民間団体、地元企業、大学等との幅広い連携を構築する必要がある。</p>
<p>⑧ 文化財の継承に向けた地域の総意の醸成</p> <p>未指定を含めた文化財総体の保存・活用を考えたとき、地方自治体のみでの対応は困難であり、地域住民の主体的な協力が不可欠である。民俗文化財の保存団体や地域のボランティアガイド等、地域住民が参加して保存・活用を行う事例は多いが、その役割は今後一層重要となっていく。そのような取組を継続し、発展させていくためにも、文化財の継承について地方自治体と地域住民、民間団体、企業等が共通の意識を持ち、協働していくような地域の総意をいかに醸成していくかが大きな課題となっている。</p>	<p>⑧ 文化財の継承に向けた地域の総意の醸成</p> <p>未指定を含めた文化財総体の保存・活用を考えたとき、地方自治体のみでの対応は困難であり、地域住民の主体的な協力が不可欠である。民俗文化財の保存団体や地域のボランティアガイド等、地域住民が参加して保存・活用を行う事例は多いが、その役割は今後一層重要となっていく。そのような取組を継続し、発展させていくためにも、文化財の継承について地方自治体と地域住民、民間団体、企業等が共通の意識を持ち、協働していくような地域の総意をいかに醸成していくかが大きな課題となっている。</p>
<p>コラム2 「関係人口」</p> <p>「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わり「ふるさと」の地域づくりに貢献したいとの想いを持つ人々と定義される。地域の出身者やリピーター、ボランティア等、様々な形で継続的に地域と関わる外部の人材で、今後の地域づくりの担い手として期待されている。<u>風土に根ざし醸成された文化財は、固有の地域資源としての価値を有するものが多いことから、これらを活用して「関係人口」を呼び込むと同時に、地域住民とともに伝統文化の担い手となってもらう等、文化財の保存・活用・継承についても重要な役割を担うものと思われる。</u></p>	<p>コラム2 「関係人口」</p> <p>「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わり「ふるさと」の地域づくりに貢献したいとの想いを持つ人々と定義される。地域の出身者やリピーター、ボランティア等、様々な形で継続的に地域と関わる外部の人材で、今後の地域づくりの担い手として期待されている。国は、地方創生の新たな戦略の柱の一つとして「関係人口」の創出・拡大を掲げ、それに取組む地方公共団体を支援するモデル事業を実施している。モデル事業の中には、文化財を地域資源として活用して「関係人口」を呼び込むと同時に、地域住民とともに伝統文化の担い手となってもらう等の取組が含まれており、文化財の保存・活用・継承についても重要な役割を担うものと思われる。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針</p> <p>1 文化財の保存・活用の基本理念</p> <p>歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま</p> <p>文化財は何世代にもわたる祖先から受け継がれてきたものであり、群馬県の成り立ちや地域の歴史を示す貴重な遺産である。国や県、市町村指定の文化財はもちろん、その他多くの未指定・<u>未登録</u>の文化財も、地域社会の中で相互に関連性を持ちながら育まれてきたものである。地域社会の根幹に係わる住民共有の財産であり、地域への帰属意識を高め、精神的な拠り所として大切にされてきた。人口減少社会において、文化財が地域社会再生の鍵として位置付けられる所以である。また昨今、海外の人々が日本文化に高い関心を寄せていることから、インバウンドの観点からも文化財の果たす役割が期待されている。</p> <p>その一方、急速に社会全体が変質し住民の生活様式や価値観が変化していく現代社会においては、意識的に継承していかなければ失われてしまう危険性が高まっている。地方自治体が自ら行う保存・活用事業は、財政的にも人的にも限界があり、特に未指定・<u>未登録</u>文化財については手が回らない状況がある。文化財を総体として継承しようとするとき、地域社会の主体的な取組は必要不可欠であり、地方自治体は、そのような気運を醸成し継続していくような施策をとる必要がある。</p> <p>そのために地方自治体は、まず文化財の悉皆的な調査や指定<u>または登録</u>に向けた詳細な調査を通じて、文化財の実態や価値を「知る」ことから始めていくことが重要である。調査においては地域住民や民間団体、地元の大学や機関、</p>	<p>第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針</p> <p>1 文化財の保存・活用の基本理念</p> <p>歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま</p> <p>文化財は何世代にもわたる祖先から受け継がれてきたものであり、群馬県の成り立ちや地域の歴史を示す貴重な遺産である。国や県、市町村指定の文化財はもちろん、その他多くの未指定の文化財も、地域社会の中で相互に関連性を持ちながらはぐくまれてきたものである。地域社会の根幹に係わる住民共有の財産であり、地域への帰属意識を高め、精神的な拠り所として大切にされてきた。人口減少社会において、文化財が地域社会再生の鍵として位置付けられる所以である。また昨今、海外の人々が日本文化に高い関心を寄せていることから、インバウンドの観点からも文化財の果たす役割が期待されている。</p> <p>その一方、急速に社会全体が変質し住民の生活様式や価値観が変化していく現代社会においては、意識的に継承していかなければ失われてしまう危険性が高まっている。地方自治体が自ら行う保存・活用事業は、財政的にも人的にも限界があり、特に未指定文化財については手が回らない状況がある。文化財を総体として継承しようとするとき、地域社会の主体的な取組は必要不可欠であり、地方自治体は、そのような気運を醸成し継続していくような施策をとる必要がある。</p> <p>そのために地方自治体は、まず文化財の悉皆的な調査や指定に向けた詳細な調査を通じて、文化財の実態や価値を「知る」ことから始めていくことが重要である。調査においては地域住民や民間団体、地元の大学や機関、企業と連携</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>企業等と連携し、それらの人々が文化財を「知る」ことにもつなげていく。そのようにして把握した文化財を、指定及び登録制度の運用や適切な修理・整備、文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等によって「守り」、わかりやすい解説や各種の活用事業によってその価値を広く「伝え」、地域住民等が文化財に親しむ機会を提供する。このような取組によって、地域社会全体が地域の文化財の価値を「知り」、官民一体となって文化財を多様な方面に「活かして」、将来に「伝え」ていこうという意識を醸成し、魅力的な群馬県の創造を目指していく。</p>	<p>し、それらの人々が文化財を「知る」ことにもつなげていく。そのようにして把握した文化財を、指定制度や適切な修理・整備、文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等によって「守り」、わかりやすい解説や各種の活用事業によってその価値を広く「伝え」、地域住民等が文化財に親しむ機会を提供する。このような取組によって、地域社会全体が地域の文化財の価値を「知り」、官民一体となって文化財を多様な方面に「活かして」、将来に「伝え」ていこうという意識を醸成し、魅力的な群馬県の創造を目指していく。</p>
<p>2 文化財の保存・活用の基本方針</p> <p>前段に掲げた基本理念に基づき、文化財の保存・活用の基本方針を以下に示す。</p> <p>(1) 地域の文化財の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悉皆的な調査を計画的に実施して未指定及び未登録を含む文化財を総体として把握し、地域の歴史文化の特徴を総合的に捉える。 ・調査によって重要な文化財が発見された場合、指定等の適切な保護の方策を取る。 	<p>2 文化財の保存・活用の基本方針</p> <p>前段に掲げた基本理念に基づき、文化財の保存・活用の基本方針を以下に示す。</p> <p>(1) 地域の文化財の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悉皆的な調査を計画的に実施して未指定を含む文化財を総体として把握し、地域の歴史文化の特徴を総合的に捉える。 ・調査によって重要な文化財が発見された場合、指定等の適切な保護の方策を取る。
<p>文化財の悉皆的調査 地域社会の根底をなす文化財は、その社会を取り巻く自然的、社会的環境の中で、それぞれの文化財がつながりを持ちながら形成されてきた。そのような文化財とそれに関わる様々な要素を一体として歴史文化と捉え、総合的な保存・活用を行う必要がある。一方、従来の文化財調査は古墳や建造物等の個別の分野に特化した調査で、個々の指定・登録を見据えて行われたものが大半であり、地域を構成する資源や要素として一体的に捉えるという視点に欠けていた。文化財の散逸、滅失の危険性が増している現状では、</p>	<p>地域社会の根底をなす文化財は、その社会を取り巻く自然的、社会的環境の中で、それぞれの文化財がつながりを持ちながら形成されてきた。そのような文化財とそれに関わる様々な要素を一体として歴史文化と捉え、総合的な保存・活用を行う必要がある。一方、従来の文化財調査は古墳や建造物等の個別の分野に特化した調査で、個々の指定を見据えて行われたものが大半であり、地域を構成する資源や要素として一体的に捉えるという視点に欠けていた。文化財の散逸、滅失の危険性が増している現状では、各地域における文化財総体</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>各地域における文化財総体を把握した上で、その歴史文化を特徴付けるものや、他にはない価値を見いだすことが重要である。そのためにも、未指定・<u>未登録</u>を含めた地域の全ての文化財について、悉皆的な調査が必要となる。未指定・<u>未登録</u>の文化財の中には、その存在や価値が認識されないまま保護の方策が取られていないものも多く、調査によって文化財が発見された場合は、指定・<u>登録</u>を含めた適切な保護の方法を<u>検討</u>する。</p> <p><u>連携と支援</u> このような管内の文化財の総合的な調査は、市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や推進を図る上で必要となることから、県は市町村と連携し、民間団体や外部の専門人材、地域住民等の協力を得て、計画的に進めるよう支援していく。また、これまでに、<u>地域の文化財の総合的な保存・活用のための構想である「歴史文化基本構想」（「歴史文化基本構想」策定技術指針 平成24年2月 文化庁文化財部）</u>を策定した市町村については、それを活用した<u>企画立案</u>を支援していく。これによりそれぞれの地域の状況を集約し、全県的な視点からの保存・活用の取組を検討し、継続的に実行していく。</p> <p>（2）文化財の確実な保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による定期的な保存状態の把握と、計画的な修理・整備<u>を実施する</u>。 所有者や管理団体に対し財政面での支援や助言、必要な情報提供を行うとともに、文化財の保存に向けた意識の醸成を図る。 文化財単体のみならず、周辺環境や景観を含めた保全を図る。 文化財保存活用地域計画や個別<u>の</u>文化財の保存活用計画の作成を推進し、未指定<u>及び未登録</u>を含む地域の文化財総体の計画的な保存・活用を図る。 防災・防犯対策の強化<u>を図る</u>。 	<p>を把握した上で、その歴史文化を特徴付けるものや、他にはない価値を見いだすことが重要である。そのためにも、未指定を含めた地域の全ての文化財について、悉皆的な調査が必要となる。未指定の文化財の中には、その存在や価値が認識されないまま保護の方策が取られていないものが多く、調査によって文化財が発見された場合は、指定を含めた適切な保護の方法をとるようにする。</p> <p>このような管内の文化財の総合的な調査は、市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や推進を図る上で必要となることから、県は市町村と連携し、民間団体や外部の専門人材、地域住民等の協力を得て、計画的に進めるよう支援していく。また、これまでに歴史文化基本構想を策定した市町村については、それを活用した立案を支援していく。これによりそれぞれの地域の状況を集約し、全県的な視点からの保存・活用の取組を検討し、継続的に実行していく。</p> <p>（2）文化財の確実な保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による定期的な保存状態の把握と、計画的な修理・整備の実施。 所有者や管理団体に対し財政面での支援や助言、必要な情報提供を行うとともに、文化財の保存に向けた意識の醸成を図る。 文化財単体のみならず、周辺環境や景観を含めた保全を図る。 文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画の作成を推進し、未指定を含む地域の文化財総体の計画的な保存・活用を図る。 防災・防犯対策の強化。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>保存管理と活用の両立</u> 文化財を活用するには、適切な保存・管理が不可欠であり、その本質的な価値を低下させるような活用はあってはならない。その一方で、保存と継承に地域社会の理解と協力を得るために、活用によってその価値を周知することが大切である。文化財がもつ本来の価値を損なうことなく継承するには、常に保存と活用のバランスに注意し、両立させることを心掛けなければならない。</p>	<p>文化財を活用するには、適切な保存・管理が不可欠であり、その本質的な価値を低下させるような活用はあってはならない。その一方で、保存と継承に地域社会の理解と協力を得るために、活用によってその価値を周知することが大切である。文化財がもつ本来の価値を損なうことなく継承するには、常に保存と活用のバランスに注意し、両立させることを心掛けなければならない。</p>
<p>文化財を活用できる状態を維持しながら将来へ継承するには、専門家が定期的に状態を確認し、計画的に修理や整備を行うことが重要である。有形の文化財は、経年劣化を完全に防ぐことは不可能であり、点検と維持的な修理を適切な周期で行うことにより、本格的な根本修理の時期を遅らせ、経費を抑えるなどの効果も期待される。定期的な修理の実施は、修理に必要な素材の準備や技術の継承、技術者の確保にも有効である。</p>	<p>文化財を活用できる状態を維持しながら将来へ継承するには、専門家が定期的に状態を確認し、計画的に修理や整備を行うことが重要である。有形の文化財は、経年劣化を完全に防ぐことは不可能であり、点検と維持的な修理を適切な周期で行うことにより、本格的な根本修理の時期を遅らせ、経費を抑えるなどの効果も期待される。定期的な修理の実施は、修理に必要な素材の準備や技術の継承、技術者の確保にも有効である。</p>
<p><u>個人所有の文化財の保存・活用</u> 個人の所有者については、代替わり等に伴う意識の変化が文化財の保存に大きく影響するため、日頃からその価値や保存の意義、活用のあり方等について啓発していくことが大切である。また、費用面の負担から適切な保存管理や活用が困難な場合もあり、県や市町村は補助金制度による財政面での支援の他、相談や助言、民間の助成制度やクラウドファンディングの活用、支援団体等の情報提供等を行う必要がある。特に建造物は、維持に多額の経費がかかることが次世代への継承を妨げる大きな要因であるが、近年では古民家等の歴史的建造物の再生やリフォームに対する国の補助金や助成制度が設けられており、未指定・未登録の建造物も対象にしている制度もある。地方創生やインバウンド対策として建造物の保存と活用を目指した制度であり、積極的に利用したい。</p>	<p>個人の所有者については、代替わり等による意識の変化が文化財の保存に大きく影響するため、日頃からその価値や保存の意義、活用のあり方等について啓発していくことが大切である。また、費用面の負担から適切な保存管理や活用が困難な場合もあり、県や市町村は補助金制度による財政面での支援の他、相談や助言、民間の助成制度やクラウドファンディングの活用、支援団体等の情報提供等を行う必要がある。特に建造物は、維持に多額の経費がかかることが次世代への継承を妨げる大きな要因であるが、近年では古民家等の歴史的建造物の再生やリフォームに対する国の補助金や助成制度が設けられており、未指定の建造物も対象にしている制度もある。地域創生やインバウンド対策として建造物の保存と活用を目指した制度であり、積極的に利用したい。</p>
<p><u>周辺環境や景観の保全との両立</u> 建造物や記念物等については従来から周辺環境や景観の保全が考慮されていたが、今後地域の魅力を向上させるような</p>	<p>また、建造物や記念物等については従来から周辺環境や景観の保全が考慮されていたが、今後地域の魅力を向上するような文化財の保存・活用を考えた場</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>文化財の保存・活用を考えた場合、<u>文化財</u>の良好な状態での保全は一層重要であり、そのために都市計画部局等と連携して適切な保護の対策を検討していく必要がある。天然記念物の動物・植物・樹木については生命を持っているという特質があり、絶滅・枯死・倒木を防ぐ観点からも、地域の環境を含めた保存管理の計画を整えていくことが必要である。その他にも、文化財を支える人々の活動や維持・継承するための技術、関連する歴史資料や伝承等、文化財に関わる様々な要素を含めた周辺環境の保全を検討していかなければならない。</p> <p>映像記録の作成 民俗文化財については、確実な継承を図るためにには詳細な映像記録の作成が不可欠で、一連の工程や所作等を継続的に映像で記録しておく必要がある。文化財保護法の改正によって、国指定の無形・有形民俗文化財についても保存活用計画に関する規定が新設されたが、その中でも映像記録の作成が求められている。</p> <p>防災・防犯体制の強化 <u>文化財に甚大な被害をもたらす可能性がある災害や盗難への対策も早急に進める必要がある。消火設備や防犯カメラの整備等ハード面での対応と人的体制の整備等による日常的な管理の強化、消防・警察・地域の自主防災組織等との協力体制の構築、訓練の実施等により、防災・防犯体制の強化に努めていく（詳しくは第6章を参照）。</u></p> <p>個別の文化財の保存活用計画と市町村の地域計画 文化財を活用しつつ確実に保存していくためには、個別の文化財の保存活用計画の策定が有効である。国指定文化財や国登録文化財は、所有者や管理団体が保存活用計画を策定して国の認定を受けることにより、計画に具体的に記載されている行為については、許可や届出等の一部の事務手続きを弾力化することができる。保存活用計画の策定により、所有者や管理団体が取り組む範囲が明確になれば、地域や行政が共通認識を持つことができ、支援や<u>協力体制</u>の強化も期待される。</p> <p>また、未指定文化財を含めた地域の文化財全体の保存・活用については、市</p>	<p>合、それらの良好な状態での保全は一層重要であり、そのために都市計画部局等と連携して適切な保護の対策を検討していく必要がある。天然記念物の動物・植物・樹木については生命を持っているという特質があり、絶滅・枯死・倒木を防ぐ観点からも、地域の環境を含めた保存管理の計画を整えていくことが必要である。その他にも、文化財を支える人々の活動や維持・継承するための技術、関連する歴史資料や伝承等、文化財に関わる様々な要素を含めた周辺環境の保全を検討していかなければならない。</p> <p>民俗文化財については、確実な継承を図るためにには詳細な映像記録の作成が不可欠で、一連の工程や所作等を継続的に映像で記録しておく必要がある。文化財保護法の改正によって、国指定の無形・有形民俗文化財についても保存活用計画に関する規定が新設されたが、その中でも映像記録の作成が求められている。</p> <p>近年多発している災害や盗難への対策も早急に進める必要がある。消火設備や防犯カメラの整備等ハード面での対応と人的体制の整備等による日常的な管理の強化、消防・警察・地域の自主防災組織等との協力体制の構築、訓練の実施等により、防災・防犯体制の強化に努めていく。</p> <p>文化財を活用しつつ確実に保存していくためには、個別の文化財の保存活用計画の策定が有効である。国指定文化財や国登録文化財は、所有者や管理団体が保存活用計画を策定して国の認定を受けることにより、計画に具体的に記載されている行為については、許可や届出等の一部の事務手続きを弾力化することができる。保存活用計画の策定により、所有者や管理団体が取り組む範囲が明確になれば、地域や行政が共通認識を持つことができ、支援の強化も期待される。</p> <p>また、未指定文化財を含めた地域の文化財全体の保存・活用については、市</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>町村が作成する地域計画に方針を示すことが必要となる。地域計画は、指定・未指定を含めた地域の文化財総体の保存・活用の方針を示すものであり、従来の保護制度では手薄であった未指定文化財の保護も推進することが可能となる。なお、この地域計画にも国の認定制度があり、認定を受けた市町村は、国の登録文化財とすべき物件の提案や、これまで市までにしか認められていなかった一部事務の権限を町村が担えるようになる。<u>なお、これらの計画に基づき地域の文化財の保存・活用を適切に進めていくためには、周期的な評価と見直しに基づく改善を進めることが求められる。</u></p>	<p>町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下地域計画）に方針を示すことが必要となる。地域計画は、指定・未指定を含めた地域の文化財総体の保存・活用の方針を示すものであり、従来の保護制度では手薄であった未指定文化財の保護も推進することが可能となる。なお、この地域計画にも国の認定制度があり、認定を受けた市町村は、国の登録文化財とすべき物件の提案や、これまで市までにしか認められていなかった一部事務の権限を町村が担えるようになる。</p>
<p>このように、改正文化財保護法に規定された個別<u>の</u>文化財の保存活用計画と市町村の地域計画は、文化財の確実な保存と適切な活用にとって有益なものであり、県は、所有者や管理団体、市町村による計画の策定<u>等</u>を推奨し、作成にあたって、必要な情報の提供や指導、支援を行っていく。</p>	<p>このように、改正文化財保護法に規定された個別文化財の保存活用計画と市町村の地域計画は、文化財の確実な保存と適切な活用にとって有益なものであり、県は、所有者や管理団体、市町村による計画の策定を推奨し、作成にあたって、必要な情報の提供や指導、支援を行っていく。</p>
<p>文化財流出の予防 文化財のうち個人所有の美術工芸品は売買の対象となる場合があり、これまでにも有償で譲渡され、県指定文化財の所在が不明となった事例がある。県や市町村にとって重要な文化財が県外へ流出することは避けなければならない、日頃から所有者と連絡を取りながら定期的な所在確認を行うことが大切である。博物館等への寄託や公開等の一定の条件を満たせば、一部の相続税の納付が猶予される制度も設けられており、これらの制度について情報提供し、所有者にその利用を奨めていくなどの働きかけが必要である（コラム3参照）。所有者の有償譲渡の意向が強ければ、県や市町村における価値付けや重要性を勘案した上で、購入についても検討<u>が必要</u>である。</p>	<p>なお、文化財のうち個人所有の美術工芸品は売買の対象となる場合があり、これまでにも有償で譲渡され、県指定文化財の所在が不明となった事例がある。県や市町村にとって重要な文化財が県外へ流出することは避けなければならない、日頃から所有者と連絡を取りながら定期的な所在確認を行うことが大切である。博物館等への寄託や公開等の一定の条件を満たせば、一部の相続税の納付が猶予される制度も設けられており、これらの制度について情報提供し、所有者にその利用を奨めていくなどの働きかけが必要である（コラム3参照）。所有者の有償譲渡の意向が強ければ、県や市町村における価値付けや重要性を勘案した上で、購入についても検討すべきである。</p>
<p>コラム3 個別の文化財の保存活用計画</p> <p>国指定重要文化財や国の登録有形文化財については、個別の保存活用計画を作成し、国の認定を受けることで一部事務手続きの弾力化等のメリットがある</p>	<p>コラム3 個別の文化財の保存活用計画</p> <p>国指定重要文化財や国の登録有形文化財については、個別の保存活用計画を作成し、国の認定を受けることで一部事務手続きの弾力化等のメリットがある</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>が、その他にも、<u>特定</u>の美術品について、一定の条件を満たせば相続税の<u>一部の納付</u>が猶予される特例制度がある（<u>租税特別措置法第70条の6の7</u>）。</p> <p>これは、国指定の美術工芸品と、国登録の美術工芸品のうち特に優れた価値を有するものを対象とし、博物館や美術館等に寄託して国の認定を受けた保存活用計画に従って保存・活用を行うことを条件に、所有者に対し、課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予するものである。この制度を利用することで、相続を機に美術工芸品の適切な保存と活用が途絶え、確実な継承ができないことを防ぐとともに、美術館や博物館等での公開が促進されるものと期待される。優れた美術品を鑑賞する機会を多くの人に提供し、観光や地域振興にも資するものであり、美術工芸品の個人所有者に対し積極的に制度を周知し、利用を推奨していきたい。</p>	<p>が、その他にも、一部の美術工芸品について、一定の条件を満たせば相続税の納付が猶予される特例制度が創設された。</p> <p>これは、国指定の美術工芸品と、国登録の美術工芸品のうち特に優れた価値を有するものを対象とし、博物館や美術館等に寄託して国の認定を受けた保存活用計画に従って保存・活用を行うことを条件に、所有者に対し、課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予するものである。この制度を利用することで、相続を機に美術工芸品の適切な保存と活用が途絶え、確実な継承ができないことを防ぐとともに、美術館や博物館等での公開が促進されるものと期待される。優れた美術品を鑑賞する機会を多くの人に提供し、観光や地域振興にも資するものであり、美術工芸品の個人所有者に対し積極的に制度を周知し、利用を推奨していきたい。</p>
<p>（3）市町村・地域住民と連携した保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の調査や活用を通じて地域住民の理解を深め、行政と地域住民や民間団体等が連携してその保存・活用を図る。 <p>地域の文化財の中には、あまりに身近にあることから、住民がその価値を十分に認識していないものも少なくない。前段で述べた文化財の総合的な調査は、住民や民間団体に参加してもらうことで地域の文化財への理解を促し、その価値を認識してもらうためにも有効である。地域住民が主体となる公民館活動等を積極的に調査の体制に組み入れ、協力体制を構築していくことが必要である。地域の郷土史家のような人材の発掘や、担い手を確保することにも<u>つながる可能性がある</u>。</p> <p>地域の理解を得るために、文化財の活用も重要である。適切な保存が前提ではあるが、文化財を展示、公開し、間近に見てふれて楽しむことにより、文化財の価値や魅力を実感することができる。地域の環境や歴史の中で形作られ</p>	<p>（3）市町村・地域住民と連携した保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の調査や活用を通じて地域住民の理解を深め、行政と地域住民や民間団体等が連携してその保存・活用を図る。 <p>地域の文化財の中には、あまりに身近にあることから、住民がその価値を十分に認識していないものも少なくない。前段で述べた文化財の総合的な調査は、住民や民間団体に参加してもらうことで地域の文化財への理解を促し、その価値を認識してもらうためにも有効である。地域住民が主体となる公民館活動等を積極的に調査の体制に組み入れ、協力体制を構築していくことが必要である。地域の郷土史家のような人材の発掘や、担い手を確保することにも役立つであろう。</p> <p>地域の理解を得るために、文化財の活用も重要である。適切な保存が前提ではあるが、文化財を展示、公開し、間近に見てふれて楽しむことにより、文化財の価値や魅力を実感することができる。地域の環境や歴史の中で形作られ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>てきた文化財をシンボルとして地域づくりに取り込むことにより、住民の地元に対する誇りや愛着を深めていくことも可能であろう。祭礼や習俗等の民俗文化財は、住民の精神的な連帯の象徴となり得るものであり、住民が参加、体験する機会を提供することにより地域社会固有のものとして愛着を持ち、帰属意識を高めることが期待される。住民全体が文化財の価値を理解し、地域共有の財産として認識することによって、確実に保存していくための基盤が作られるのであり、県や市町村は、そのような理解と認識を深める取組を進め、住民が主体的に文化財を継承していこうとする意識を育てていかなければならない。</p> <p>史跡の解説や町歩きのボランティアガイド等、地域で活動している民間団体も多く、市町村はこのような団体との連携を積極的に図り、地域住民はもちろん、地元の大学や関係機関、企業等も巻き込んで、保存・活用に取り組む体制の構築を目指していく。改正文化財保護法では、市町村は地域において文化財の保存・活用に取り組む民間団体を「文化財保存活用支援団体」に指定することができ、円滑な連携を図るために、条件に合致した団体の指定を検討していく。</p> <p>県も市町村を支援するとともに、県内で広域に取り組むべき課題を把握し、関係する市町村と連携を図り、課題の解決に努めていく。</p> <p>（4）文化財を活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴的な文化財を地域づくりの核として活用することで、魅力の向上や活性化を図る。 <p><u>地域づくりの核としての活用</u> 地域社会が地元にある文化財の特徴を把握し、その価値を正しく認識していれば、それらを地域づくりの核として幅広く活用することができる。地域の文化財の特色を明確にし、独自性を活かすことによって、観光や地域振興につなげることも可能である。観光や地域振興の部局とも連携して、当該地域でしか味わえない魅力的な文化財を提供することにより、地域の特色づくりによる活</p>	<p>てきた文化財をシンボルとして地域づくりに取り込むことにより、住民の地元に対する誇りや愛着を深めていくことも可能であろう。祭礼や習俗等の民俗文化財は、住民の精神的な連帯の象徴となり得るものであり、住民が参加、体験する機会を提供することにより地域社会固有のものとして愛着を持ち、帰属意識を高めることが期待される。住民全体が文化財の価値を理解し、地域共有の財産として認識することによって、確実に保存していくための基盤が作られるのであり、県や市町村は、そのような理解と認識を深める取組を進め、住民が主体的に文化財を継承していこうとする意識を育てていかなければならない。</p> <p>史跡の解説や町歩きのボランティアガイド等、地域で活動している民間団体も多く、市町村はこのような団体との連携を積極的に図り、地域住民はもちろん、地元の大学や関係機関、企業等も巻き込んで、保存・活用に取り組む体制の構築を目指していく。改正文化財保護法では、市町村は地域において文化財の保存・活用に取り組む民間団体を「文化財保存活用支援団体」に指定することができ、円滑な連携を図るために、条件に合致した団体の指定を検討していく。</p> <p>県も市町村を支援するとともに、県内で広域に取り組むべき課題を把握し、関係する市町村と連携を図り、課題の解決に努めていく。</p> <p>（4）文化財を活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特徴的な文化財を地域づくりの核として活用することで、魅力の向上や活性化を図る。 <p>地域社会が地元にある文化財の特徴を把握し、その価値を正しく認識していれば、それらを地域づくりの核として幅広く活用することができる。地域の文化財の特色を明確にし、独自性を活かすことによって、観光や地域振興につなげることも可能である。観光や地域振興の部局とも連携して、当該地域でしか味わえない魅力的な文化財を提供することにより、地域の特色づくりによる活</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>より、地域の特色づくりによる活性化を図っていく。人口減少社会においては土地利用に余裕が生まれることも想定され、今後の都市計画や再開発事業の中で、重要な史跡や建造物等の周辺にバッファーゾーンを設定して環境整備を図ることも検討することができる。</p> <p>このような取組においては、文化財の固有の特徴と地域が抱える課題によって、活用の方法を検討する必要がある。従来から行われている展示・公開にとどまらず、関係人口の増加を目指した文化財建造物でのイベント開催や、リピーターの増加に向けた多彩な文化財ガイドツアーや体験プログラムの整備、生活や就業の場を提供し外部からの<u>関係</u>人口の呼び込みを図る歴史的建造物のリノベーション等、地域の課題や目的に応じた活用事業の実施を検討していく。</p> <p>こうした活用では、文化財の適切な保存と価値の磨き上げ、効果的な情報発信が必要である。国や地方自治体の補助制度に加え、入場料や利用料等の収益や、地元企業との提携、クラウドファンディング等による資金確保とあわせ、保存と活用の良好なサイクルの構築を図っていく。</p> <p>民間団体の主体的な取組 地域づくりへの歴史的建造物の活用については、地域で活動するNPO等の民間団体が主体的に取り組むことが重要である。<u>現状でも、歴史的建造物を活動の場としてその</u>管理運営を担ったり、空き家となった歴史的建造物の再生、その保全や活用の専門家を養成し、所有者等への技術的な支援を目指すような民間団体が各地で活動しており、市町村には、「文化財保存活用支援団体の指定」（法192条の2）も視野に、このような民間団体の活動を支援し育成を図っていくことが求められる。</p> <p>文化財群の積極的な活用 群馬県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」や県が独自に登録した「ぐんま絹遺産」等、蚕糸業を中心とするストーリーにまとめられた文化</p>	<p>性化を図っていく。人口減少社会においては土地利用に余裕が生まれることも想定され、今後の都市計画や再開発事業の中で、重要な史跡や建造物等の周辺にバッファーゾーンを設定して環境整備を図ることも検討することができる。</p> <p>このような取組においては、文化財の固有の特徴と地域が抱える課題によって、活用の方法を検討する必要がある。従来から行われている展示・公開にとどまらず、関係人口の増加を目指した文化財建造物でのイベント開催や、リピーターの増加に向けた多彩な文化財ガイドツアーや体験プログラムの整備、生活や就業の場を提供し外部からの定住人口の呼び込みを図る歴史的建造物のリノベーション等、地域の課題や目的に応じた活用事業の実施を検討していく。</p> <p>こうした活用では、文化財の適切な保存と価値の磨き上げ、効果的な情報発信が必要である。国や地方自治体の補助制度に加え、入場料や利用料等の収益や、地元企業との提携、クラウドファンディング等による資金確保とあわせ、保存と活用の良好なサイクルの構築を図っていく。</p> <p>また、地域づくりへの歴史的建造物の活用については、地域で活動するNPO等の民間団体が主体的に取り組むことが必要である。歴史的建造物を活動の場として管理運営を担ったり、空き家となった歴史的建造物の再生、その保全や活用の専門家を養成し、所有者等への技術的な支援を目指すような民間団体が各地で活動しており、文化庁でも、平成28年度からモデルとなる事業を公募し、民間団体への委託事業として実施している。市町村は、文化財保存活用支援団体への指定も視野に、このような民間団体の活動を支援し育成を図っていく。</p> <p>群馬県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」や県が独自に登録した「ぐんま絹遺産」等、蚕糸業を中心とするストーリーにまとめられた文化財群が各所に所在している。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>財群が各所に所在している。また館林市は、独自で日本遺産「里沼（SATO-NUMA）－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－」を有しており、これらの文化財群の地域づくりへの積極的な活用が期待される。</p> <p>（5）学校教育との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を学校教育に活用することにより、児童・生徒が地域への誇りと愛着を持ち、保存・継承の担い手となるよう育成を図る。 <p>文化財を核とした地域づくりにおいて、学校教育との連携は非常に有効である。子どもの頃から地域の歴史や成り立ちを学び、その中で形作られてきた様々な文化財に触れ、その価値を実感することにより、地域への誇りと愛着が醸成されていく。県の教育振興基本計画（第4期）でも、歴史文化の学びの推進を取組の一つとして位置付けており、それらを学校教育に活用することを促していく必要がある。文化財部局と学校教育部局が密に連携し、イベントや教材作りに止まることなく、学校の授業等の指導計画に明確に位置付けた継続的な取組を推進していく。</p> <p>市町村でも、校外学習や出前授業、職場体験等で地域の小中学校との連携に取り組んでいる。高崎市のかみつけの里博物館では地域の小学校と年間を通した連携授業を実施しており、富岡市では小学生を対象とした富岡製糸場の解説員養成講座を開催、館林市では小学6年生に市史の普及版を配布して授業で活用しており、渋川市でも地域の文化財の記録映像を小中学校の授業で活用するなど、注目すべき事例も見受けられる。</p> <p>学校教育では、近年は地域と連携・協働して様々な活動を推進する体制が求められており、各種団体が学校行事に協力している例も多い。市町村が、このような連携の相手として地域の民俗芸能の保存団体等を学校へ紹介し、その後押しをしていくことも有効である。学校と保存団体との関係が強化されれば、</p>	<p>また館林市は、独自で日本遺産「里沼（SATO-NUMA）－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－」を有しており、これらの文化財群の地域づくりへの積極的な活用が期待される。</p> <p>（5）学校教育との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を学校教育に活用することにより、児童・生徒が地域への誇りと愛着を持ち、保存・継承の担い手となるよう育成を図る。 <p>文化財を核とした地域づくりにおいて、学校教育との連携は非常に有効である。子どもの頃から地域の歴史や成り立ちを学び、その中で形作られてきた様々な文化財に触れ、その価値を実感することにより、地域への誇りと愛着が醸成されていく。県の教育振興基本計画でも、郷土の文化財を活用した学びの推進を取組の一つとして位置付けており、それらを学校教育に活用することを促していく必要がある。文化財部局と学校部局が密に連携し、イベントや教材作りに止まることなく、学校の授業等の指導計画に明確に位置付けた継続的な取り組みを推進していく。</p> <p>市町村でも、校外学習や出前授業、職場体験等で地域の小中学校との連携に取り組んでいる。高崎市のかみつけの里博物館では地域の小学校と年間を通した連携授業を実施しており、富岡市では小学生を対象とした富岡製糸場の解説員養成講座を開催、館林市では小学6年生に市史の普及版を配布して授業で活用しており、渋川市でも地域の文化財の記録映像を小中学校の授業で活用するなど、注目すべき事例も見受けられる。</p> <p>学校教育では、近年は地域と連携・協働して様々な活動を推進する体制が求められており、各種団体が学校行事に協力している例も多い。市町村が、このような連携の相手として地域の民俗芸能の保存団体等を学校へ紹介し、その後押しをしていくことも有効である。学校と保存団体との関係が強化されれば、</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>児童・生徒が卒業後に団体に所属し、引き続き民俗芸能の担い手となることも期待される。</p> <p>このような取組によって、児童・生徒を将来的に地域の文化財を保存・継承していく担い手として育成することを目指していく。児童・生徒への働きかけによってその親世代<u>や祖父母世代</u>への波及効果も期待でき、より親<u>や祖父母</u>と行動する機会の多い幼稚園・保育園から同様の取組を行うことも有効と思われる。</p> <p>（6）文化財の保存・活用を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自治体</u>における専門職員の継続的な確保と育成とともに、関連する外部の専門人材や民間団体、地域人材との連携を推進し、その活用を図る。 <p>文化財の保存や活用には、専門的な知識と技能を有する人材の存在が不可欠である。専門知識を持つ人材が不在のまま文化財の保存・活用を推進した場合、破損や劣化等、かえってその価値の低下や滅失を招く恐れさえある。そのため、県や市町村は、文化財に関する専門知識や技能を持つ職員を採用するなど人材を継続的に確保し、育成していかなければならない。</p> <p><u>自治体</u>での人材育成以外に、文化財の保存・活用に係わる民間団体等の育成や連携にも力を入れていく必要がある。本県では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の普及・啓発活動を行っている富岡製糸場世界遺産伝道師協会や、歴史的建造物の保存・活用の専門家であるヘリテージマネージャー協議会、地域の歴史文化の研究を行っている群馬県地域文化研究協議会、動植物や地質・地形等の調査研究を行う群馬県自然環境調査研究会、県内の郷土芸能を支援しているぐんま郷土芸能助っ人塾、天然記念物の巨樹・古木の管理や樹勢回復に実績のある日本樹木医会等のほか、多くの無形<u>の</u>民俗文化財の保存団体等が活動している。県や市町村は、文化財の保存・活用を進めるため、<u>このような団</u></p>	<p>児童・生徒が卒業後に団体に所属し、引き続き民俗芸能の担い手となることも期待される。</p> <p>このような取組によって、児童・生徒を将来的に地域の文化財を保存・継承していく担い手として育成することを目指していく。児童・生徒への働きかけによってその親世代への波及効果も期待でき、より親と行動する機会の多い幼稚園・保育園から同様の取組を行うことも有効と思われる。</p> <p>（6）文化財の保存・活用を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政組織における専門職員の継続的な確保と育成とともに、関連する外部の専門人材や民間団体、地域人材との連携を推進し、その活用を図る。 <p>文化財の保存や活用には、専門的な知識と技能を有する人材の存在が不可欠である。専門知識を持つ人材が不在のまま文化財の保存・活用を推進した場合、破損や劣化等、かえってその価値の低下や滅失を招く恐れさえある。そのため、県や市町村は、文化財に関する専門知識や技能を持つ職員を採用するなど人材を継続的に確保し、育成していかなければならない。</p> <p>行政組織での人材育成以外に、文化財の保存・活用に係わる民間団体等の育成や連携にも力を入れていく必要がある。本県では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の普及・啓発活動を行っている富岡製糸場世界遺産伝道師協会や、歴史的建造物の保存・活用の専門家であるヘリテージマネージャー協議会、地域の歴史文化の研究を行っている群馬県地域文化研究協議会、動植物や地質・地形等の調査研究を行う群馬県自然環境調査研究会、県内の郷土芸能を支援しているぐんま郷土芸能助っ人塾、天然記念物の巨樹・古木の管理や樹勢回復に実績のある日本樹木医会等のほか、多くの無形民俗文化財の保存団体等が活動している。県や市町村とこのような団体が連携して文化財の保存・活用を</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>体と連携し</u>、その活動を支援していく必要がある。その他、県が実施した古墳総合調査に多くのボランティアが県民調査員として参加したように、潜在的な地域人材も多数存在していると思われることから、こうした人材を掘り起こし、地域ボランティアとして育成することは今後の文化財の保存・活用にとって非常に重要であり、積極的に取り組んでいかなければならない。</p> <p>県内の大学や関係機関と連携した人材育成も視野に入れる必要がある。県内には公立・私立含め 17 の大学・短期大学があり、国文学や美学・美術史、建築学等の専攻を持つ大学もある。そのような大学に文化財調査や保存・活用事業の協力を求める中で、関連する分野を専門とする学生を育成してもらうなどの働きかけを検討していく。</p> <p>（7）活用と情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存と継承への理解を進めるため、積極的な活用と情報発信を図る。 ・インバウンドに対応した活用と情報発信を<u>推進する</u>。 ・デジタルツールの活用やユニークベニュー等、新たな手法による活用と情報発信の強化を図る。 <p><u>文化財保護法改正と公開等の推進</u> 文化財保護法では、<u>従前より</u>、文化財所有者の心構えとして文化財を大切に保存するとともに公開等の文化的活用に努めなければならないとしていたが、<u>平成 31 年 4 月改正</u>にあたり一層の活用推進が<u>規定された</u>。平成 30 年（2018）には、国宝・重要文化財を借用して展示・公開する際の取扱要綱が改訂（<u>平成 30 年 1 月 29 日改訂「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」</u>）され、脆弱なものを除き公開日数が大幅に延長されている。これらの措置により、博物館等での公開の機会が<u>増加する</u>よう取り組んでいく。</p>	<p>進めるため、その活動を支援していく必要がある。その他、県が実施した古墳総合調査に多くのボランティアが県民調査員として参加したように、潜在的な地域人材も多数存在していると思われ、そのような人材を掘り起こし、地域ボランティアとして育成することは今後の文化財の保存・活用にとって非常に重要であり、積極的に取組んでいかなければならない。</p> <p>県内の大学や関係機関と連携した人材育成も視野に入れる必要がある。県内には公立・私立含め 18 の大学・短期大学があり、国文学や美学・美術史、建築学等の専攻を持つ大学もある。そのような大学に文化財調査や保存・活用事業の協力を求める中で、関連する分野を専門とする学生を育成してもらうなどの働きかけを検討していく。</p> <p>（7）活用と情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存と継承への理解を進めるため、積極的な活用と情報発信を図る。 ・インバウンドに対応した活用と情報発信の推進。 ・デジタルツールの活用やユニークベニュー等、新たな手法による活用と情報発信の強化を図る。 <p>文化財保護法では、これまでにも文化財所有者の心構えとして文化財を大切に保存するとともに公開等の文化的活用に努めなければならないとしていたが、今回の改正にあたり一層の活用推進が図られている。平成 30 年（2018）には、国宝・重要文化財を借用して展示・公開する際の取扱要綱が改訂され、脆弱なものを除き公開日数が大幅に延長されている。これらの措置により、博物館等での公開の機会を増加するよう取組んでいく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>インバウンドへの対応</u> インバウンドに対応した活用と情報発信は、今後一層重要となってくる。外国語での情報発信や海外からの来訪者の受入体制の整備は、地域への経済的な効果だけでなく、外国人を含めた関係人口の拡大も期待できる。こうした外国人とのつながりの中で、地域の人々が文化財の価値を再発見し、郷土愛の育成につなげよう努めていく。</p>	<p>また、インバウンドに対応した活用と情報発信は、今後一層重要となってくる。外国語での情報発信や海外からの来訪者の受入体制の整備は、地域への経済的な効果だけでなく、外国人を含めた関係人口の拡大も期待できる。こうした外国人とのつながりの中で、地域の人々が文化財の価値を再発見し、郷土愛の育成につなげよう努めていく。</p>
<p><u>新たな手法による活用</u> 近年は、個人利用に限定して展示品の撮影を許可する博物館等が増えている。現在は、スマートフォンの普及により誰もが手軽に写真を撮ることができ、魅力的な文化財を自身で撮影したいとの見学者の要望は高まっている。SNS等で展示品の写真を発信する見学者も多く、宣伝効果も期待され、文化財へ悪影響を与えない範囲において、要望に応えることも必要である。県内でも写真撮影を認める博物館や資料館は増えており、寄託物等についても所有者に理解を求め、対象を拡大していくよう働きかけていく。</p>	<p>近年は、個人利用に限定して展示品の撮影を許可する博物館等が増えている。現在は、スマートフォンの普及により誰もが手軽に写真を撮ることができ、魅力的な文化財を自身で撮影したいとの見学者の要望は高まっている。SNS等で展示品の写真を発信する見学者も多く、宣伝効果も期待され、文化財へ悪影響を与えない範囲において、要望に応えることも必要である。県内でも写真撮影を認める博物館や資料館は増えており、寄託物等についても所有者に理解を求め、対象を拡大していくよう働きかけていく。</p>
<p>文化財の活用は、実物や現地の公開・活用のみではなく、映像記録やVR・AR、<u>3Dなどのデジタル</u>技術の活用、冊子やホームページによる文化財情報の提供等、利便性を高めることも大切である。近年は、地方自治体がSNSやアプリを活用して、情報発信を行うことも盛んになっている。このような新たなツールは、これまで文化財に接することが少なかった世代にアピールする有効な手段であり、今後より一層の活用を図っていく。</p>	<p>文化財の活用は、実物や現地の公開・活用のみではなく、映像記録やVR・AR技術の活用、冊子やホームページによる文化財情報の提供等、利便性を高めることも大切である。近年は、地方自治体がSNSやスマートフォン用のアプリを活用して、情報発信を行うことも盛んになっている。このような新たなツールは、これまで文化財に接することが少なかった世代にアピールする有効な手段であり、今後より一層の活用を図っていく。</p>
<p>近年は、歴史的建造物を「ユニークベニュー」として活用することや古民家を店舗や宿泊施設とするなどの取組が行われ、好評を博している事例もある。文化財への理解が深まることも期待され、適切な保存管理を行った上で、このような取組への支援も進めていく。</p>	<p>近年は、歴史的建造物を「ユニークベニュー」として活用したり、古民家を店舗や宿泊施設とするなどの取組が行われ、好評を博している。文化財への理解が深まることも期待され、適切な保存管理を行った上で、このような取組への支援も進めていく。</p>
第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画<u>及び取組</u> 文化財の保存・活用の基本方針を踏まえ、群馬県として行う事業の計画や将来的な取組について以下に記す。</p> <p>（1）地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進</p> <p>① 文化財の把握に向けた調査 ・県指定に向けた調査や全県的調査が必要な分野について、短期的・中長期的な計画を立案し実施する。</p> <p><u>これまでの群馬県の取組</u> 群馬県では、これまでに中世城館や近代化遺産、歴史の道、近代和風建築などについての総合的な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきた。近年でも、全県を網羅した調査として、平成 24～28 年度（2012～2016）に古墳総合調査、平成 26～28 年度（2014～2016）に無形の民俗文化財「ぐんまの粉食文化・オキリコミ」の調査、<u>令和元～2 年度（2019～2020）に近世寺社建築総合調査</u>を実施した。また、県が直接管理する史跡上野国分寺跡では平成 24～28 年度（2012～2016）に発掘調査を実施し、<u>平成 30 年度（2019）に「史跡上野国分寺跡保存活用計画」を策定した</u>。</p> <p>各専門分野における調査としては、文化財保護審議会専門部会による指定候補文化財の調査を概ね年 2 回実施し、その中から、次世代に伝えるべき特に重要な価値を有するものを県指定文化財<u>または県登録文化財</u>としている。<u>特に県登録文化財に関しては、指定制度よりも緩やかな規制のもと、より多くの文化財の保護を図ることを目的とし、登録を進めている</u>。</p> <p><u>このほかに、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の包括的保存管理、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の活用、平成 23 年度（2011）に群馬県が創設した「ぐんま絹遺産」の登録・活用を実施している。</u></p>	<p>1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画 文化財の保存・活用の基本方針を踏まえ、群馬県として行う事業の計画や将来的な取組について以下に記す。</p> <p>（1）地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進</p> <p>① 文化財の把握に向けた調査 ・県指定に向けた調査や全県的調査が必要な分野について、短期的・中長期的な計画を立案し実施する。</p> <p>群馬県教育委員会では、これまでに中世城館や近代化遺産、歴史の道、近代和風建築などについての総合的な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきた。近年でも、全県を網羅した調査として、平成 24～28 年（2012～2016）に古墳総合調査、平成 26～28 年（2014～2016）に無形の民俗文化財「ぐんまの粉食文化・オキリコミ」の調査を実施した。また、県が直接管理する史跡上野国分寺跡では第二期整備をめざして平成 24～28 年度（2014～2016）に発掘調査を実施した。</p> <p>令和元年度からは、「ぐんまの寺社魅力発掘・発信」事業として、群馬県内の装飾が優れている寺社の建築や、そこに伝わる伝統行事等の調査を行い、その成果を文化財指定や郷土学習、観光振興に活かしていく予定である。</p> <p>各専門分野における調査としては、文化財保護審議会専門部会による指定候補文化財の調査を概ね年 2 回実施し、その中から、次世代に伝えるべき特に重要な価値を有するものを県指定文化財としている。</p> <p>群馬県では教育委員会のほかに、知事部局の世界遺産課が「富岡製糸場と絹産業遺産群」や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、平成 23 年度に創設</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>今後の群馬県の取組 今後は、実態が不明確なため指定<u>や登録</u>が進んでいない分野や、損壊や滅失の危険性が高くなっている文化財について悉皆的な調査を行う必要がある。特に古文書や歴史資料、有形の民俗文化財、近代の養蚕農家等は<u>その</u>危険性が高く、市町村や民間団体等と連携しながら計画的な実施<u>が必要である</u>。文化財保護審議会専門部会委員の調査とともに、外部の専門機関・専門家・大学等への調査委託も<u>検討</u>し、短期的・中長期的な計画の立案と<u>実施</u>に努めていく。</p> <p>② 指定・<u>登録</u>等による保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県指定・<u>登録</u>にふさわしい価値を持つ文化財については、所有者や市町村等と調整し、指定・<u>登録</u>等に向けた取組を推進していく。 ・建造物や史跡・名勝・天然記念物については、指定文化財の周辺環境や景観にも考慮して保護の対策を取る。 <p>文化財の指定と登録 文化財の指定は、文化財を保護する基本的な方法である。法律や条例によって現状変更の制限等の規制をする制度であり、その価値に応じて国・県・市町村の指定がある。国指定文化財の修理等については、所有者や管理団体への国の補助制度があり、県でも国・県指定文化財に係る補助制度を設け、文化財の保存・活用を支援している。文化財を保護する上で実効性の高い手段であり、ふさわしい価値を持つ文化財については、積極的に指定を進めていく。</p> <p>また、文化財の登録は、指定よりも規制が緩やかな<u>文化財の保護の方法</u>である。登録制度は、従来国のみの制度であったが、群馬県では令和6年4月1日に文化財の登録制度を創設した。県では、制度の趣旨を踏まえ、<u>登録</u>制度の活用を推進していく。</p>	<p>した「ぐんま絹遺産」に関する調査研究を実施している。</p> <p>今後は、実態が不明確なため指定が進んでいない分野や、損壊や滅失の危険性が高くなっている文化財について悉皆的な調査を行う必要がある。特に古文書や歴史資料、有形の民俗文化財、近代の養蚕農家等は危険性が高く、市町村や民間団体等と連携しながら計画的に実施していきたい。文化財保護審議会専門部会委員の調査とともに、外部の専門機関・専門家・大学等への調査委託も考慮し、短期的・中長期的な計画の立案と、それを遂行するための予算確保に努めていく。</p> <p>② 指定等による保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県指定にふさわしい価値を持つ文化財については、所有者や市町村等と調整し、指定等に向けた取組を推進していく。 ・建造物や史跡・名勝・天然記念物については、指定文化財の周辺環境や景観にも考慮して保護の対策を取る。 <p>文化財の指定は、文化財を保護する基本的な方法で、法律や条例によって現状変更の制限等の規制をする制度であり、その価値に応じて国・県・市町村の指定を受けるものである。国指定文化財の修理等については、所有者や管理団体への国の補助制度があり、県でも国・県指定文化財に係る補助制度を設け、文化財の保存・活用を支援している。文化財を保護する上で実効性の高い手段であり、ふさわしい価値を持つ文化財については、積極的に指定を進めていく。</p> <p>また、国には文化財の登録制度という、指定制度よりも規制が緩やかな保護の制度があり、こちらについても制度の活用を推進する。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>群馬県は、近世以降養蚕が盛んとなり、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、養蚕に関する有形・無形の文化財が、本県を特徴付けるものとして今後の活用が期待されている。<u>県文化振興課</u>が所管する「ぐんま絹遺産」についても、各資産の内容や価値付けを検討し、指定や<u>登録等</u>につなげるよう協力していく。</p> <p>この他にも、県内には国・県指定<u>や登録</u>にふさわしい文化財が多数残されており、それらを指定<u>や登録</u>につなげる取組を推進していく。平成30年（2018）に国の重要文化財に指定された太田市曹源寺の栄螺堂は、県の補助事業による修復後に指定を受けたものである。前橋市の臨江閣と塩原家住宅、高崎市の旧新町紡績所も、前橋市や高崎市による調査や修理が行われたのちに国重要文化財に指定された。調査によって判明した新たな価値や、修理・整備による価値の磨き上げが国の指定につながった好例であり、今後も指定<u>や登録</u>を視野に入れた計画的な保存整備や調査を行っていく。</p> <p><u>周辺環境や景観も含めた保護策の検討</u> 指定・登録を受けている建造物や史跡・名勝・天然記念物については、所有者や管理団体に対し、確実な保存と効果的な活用を見据え、周辺の環境や景観とあわせた保護策の検討を促していく。特に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」についてはその価値を損なわないために緩衝地帯を確保することが求められており、それぞれの資産において適切な保護の対策<u>を推進</u>支援していく。</p> <p>③ 適切な修理・整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者や管理団体が行う国・県指定文化財の修理や整備事業に関し、財政面での支援とあわせて、それに伴う指導・助言等の支援を行う。 ・国・県指定文化財の修理や整備に対する需要の実態を把握し、中・長期的な計画を立案してその着実な実施に努める。 	<p>群馬県は、近世以降養蚕が盛んとなり、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、養蚕に関する有形・無形の文化財が、本県を特徴付けるものとして今後の活用が期待されている。世界遺産課が所管する「ぐんま絹遺産」についても、各資産の内容や価値付けを検討し、指定やランクアップにつなげるよう協力していく。</p> <p>この他にも、県内には国・県指定にふさわしい文化財が多数残されており、それらを指定につなげる取組を推進していく。平成30年（2018）に国の重要文化財に指定された太田市曹源寺の栄螺堂は、県の補助事業による修復後に指定を受けたものである。前橋市の臨江閣と塩原家住宅、高崎市の旧新町紡績所も、前橋市や高崎市による調査や修理が行われたのちに国重要文化財に指定された。調査によって判明した新たな価値や、修理・整備による価値の磨き上げが国の指定につながった好例であり、今後も指定を視野に入れた計画的な保存整備や調査を行っていく。</p> <p>指定・登録を受けている建造物や史跡・名勝・天然記念物については、所有者や管理団体に対し、確実な保存と効果的な活用を見据え、周辺の環境や景観とあわせた保護策の検討を促していく。特に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」についてはその価値を損なわないために緩衝地帯を確保することが求められており、それぞれの資産において適切な保護の対策が取れるよう支援していく。</p> <p>③ 適切な修理・整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者や管理団体が行う国・県指定文化財の修理や整備事業に関し、財政面での支援とあわせて、それに伴う指導・助言等の支援を行う。 ・国・県指定文化財の修理や整備に対する需要の実態を把握し、中・長期的な計画を立案してその着実な実施に努める。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>県は、国・県指定文化財の保存修理や整備に関し、事業者や地元市町村と連携を図り、事業の円滑な進捗やその後の適切な管理活用が行えるよう支援を行っている。それらの事業に対しては国と県の補助制度があり、財政面からも事業者である所有者、管理団体等を支援している。</p> <p>補助金の交付は、国指定文化財は原則国庫補助が 50%であるが、過疎地をその区域とする市町村は 65%、個人法人が事業者となる場合は補助率が最大 85%まで上乗せされる。県の補助制度では、県指定文化財の保存修理に対して補助金を交付しているほか、国補助事業に採択された事業に対しても一部補助している。</p> <p>大規模な建造物の修理や史跡の整備には多額の経費がかかるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、財政状況や修理の緊急性等を勘案して計画的に事業を進めるように努める。</p> <p>④ 活用と情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村、民間団体等が連携して文化財の活用や情報発信を行う。 ・多様な媒体を利用した幅広い情報発信を行う。 ・県が直接管理する文化財の活用と情報発信に努める。 <p><u>関係する群馬県部局</u> 県では、<u>令和2年度組織改正において、「ぐんま暮らし」のブランド化により移住促進を図るとともに、文化・スポーツにより活力ある地域づくりを推進するため、「地域創生部」が新たに設置され、文化財の保存・活用を地域づくりに活かし、文化行政の一体的推進を図るため、文化財保護課を教育委員会から同部に移管した。引き続き教育委員会と密接な連携を図りつつ、文化振興課及びその所管にある歴史博物館や世界遺産センター（通称「セカイト」）との連携をさらに強めていく。</u></p> <p>文化財保護課では、<u>上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）や観音山古墳</u></p>	<p>県教育委員会は、国・県指定文化財の保存修理や整備に関し、事業者や地元市町村と連携を図り、事業の円滑な進捗やその後の適切な管理活用が行えるよう支援を行っている。それらの事業に対しては国と県の補助制度があり、財政面からも事業者である所有者、管理団体等を支援している。</p> <p>補助金の交付は、国指定文化財は原則国庫補助が 50%であるが、過疎地をその区域とする市町村は 65%、個人法人が事業者となる場合は補助率が最大 85%まで上乗せされる。県の補助制度では、県指定文化財の保存修理に対して補助金を交付しているほか、国補助事業に採択された事業に対しても一部補助している。</p> <p>大規模な建造物の修理や史跡の整備には多額の経費がかかるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、財政状況や修理の緊急性等を勘案して計画的に事業を進めるように努める。</p> <p>④ 活用と情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村、民間団体等が連携して文化財の活用や情報発信を行う。 ・多様な媒体を利用した幅広い情報発信を行う。 ・県が直接管理する文化財の活用と情報発信に努める。 <p>群馬県では、教育委員会をはじめ、知事部局の世界遺産課や文化振興課、観光物産課、広報課等の関係各課で文化財の活用や情報発信を行っている。県立歴史博物館では、常設展示と年 3 回の企画展により、本県の歴史を分かりやすく展示している。展示品には指定文化財も多数含まれ、その中でも東国古墳文化展示室を彩る国指定重要文化財である綿貫觀音山古墳出土品は圧巻であり、観覧者に本県の歴史の豊かさを印象付けている。</p> <p>文化振興課は、東国文化周知事業として、中学生に向けた東国文化副読本の作成や、古墳フェスタ等のイベントの開催、民間団体と連携した各種情報発信</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（高崎市 国史跡）、埋蔵文化財調査センター等を活用した情報発信事業を行い、いずれも学校教育や生涯学習の場として利用されている。また、これまでに実施した各種の調査成果を基に一般向けの冊子やパンフレット、小学校教員向けの指導マニュアル、スマートフォン用の多言語対応アプリ等を制作し、調査成果の活用と情報発信を行っていく。</p> <p>文化振興課では、東国文化周知事業として、中学生に向けた東国文化副読本の作成や、周遊ツアー等のイベントの開催、富岡製糸場を始めとする世界遺産を構成する4資産や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、ぐんま絹遺産の登録・活用、民間団体と連携した各種情報発信等を行っている。</p> <p>歴史博物館では、常設展示と年数回の企画展等により、本県の歴史を分かりやすく展示している。展示品には指定文化財も多数含まれ、その中でも国宝展示室に常設展示されている国宝「群馬県綿貫観音山古墳出土品」は圧巻であり、観覧者に本県の歴史の豊かさを印象付けています。</p> <p>世界遺産センターでは、ここを拠点に構成資産を管理する市町と連携しながら、専門家や民間団体と一体となって調査研究と情報発信を行っている。</p> <p>教育委員会が所管する県立文書館では、収蔵する文書を中心とした展示や、古文書講座や講演会の開催等の普及啓発事業を行っている。県立図書館では、蚕糸業に関する資料や絵図・古地図・古写真等の地域の資料を積極的に収集・保存するとともに、それらをデジタルアーカイブ化してホームページで公開し、広範な活用と情報発信を図っている。</p> <p>この他、観光リトリート推進課やメディアプロモーション課等の他部局の関係各課においても文化財の活用や情報発信を行っている。また、財産有効活用課が管理している国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）は、現役の施設として利用されているが、多くのテレビドラマ等のロケ地としても知られているほか、eスポーツ・クリエイティブ推進課に設置されたぐん</p>	<p>等を行っている。世界遺産課は、富岡製糸場を始めとする世界遺産を構成する4資産や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語」、ぐんま絹遺産に関する活用や情報発信を行っている。現在世界遺産センターを整備中であり、令和2年の完成後は、ここを拠点に地元の市町と連携しながら、専門家や民間団体と一体となって調査研究と情報発信を行う予定である。</p> <p>教育委員会では、文化財保護課が所管する上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）や観音山古墳（高崎市 国史跡）、埋蔵文化財調査センター等を活用した情報発信事業を行い、いずれも学校教育や生涯学習の場として利用されている。また、これまでに実施した各種の調査成果を基に一般向けの冊子やパンフレット、小学校教員向けの指導マニュアル、スマートフォン用のアプリ等を作成し、調査成果の活用と情報発信を行っている。平成31年度（2019）から開始した県内の寺社の調査でも、多言語のパンフレットやアプリを作成する予定である。また県立文書館でも、収蔵する文書を中心とした展示や、古文書講座や講演会の開催等の普及啓発事業を行っている。県立図書館では、蚕糸業に関する資料や絵図・古地図・古写真等の地域の資料を積極的に収集・保存するとともに、それらをデジタルアーカイブ化してホームページで公開し、広範な活用と情報発信を図っている。</p> <p>この他、管財課が管理している国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（前橋市）は、現役の施設として利用されているが、多くのテレビドラマ等のロケ地としても知られている。</p> <p>かつては、史跡現地の見学や博物館展示等での活用、紙媒体による情報発信が主体であったが、現在ではホームページやスマートフォン等による文化財情報の活用や発信が盛んになってきている。既にいくつかの専用ホームページやスマートフォン用のアプリを作成し公開しており、それらを活用した情報発信にも力を入れていく。そうして得た情報に導かれたより多くの人が、現地を訪れ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>まフィルムコミッションにおいて、県内の文化財での撮影利用の調整が図られている。</p> <p><u>多様な媒体の活用</u> かつては、史跡の現地や博物館展示室等での情報発信は、紙媒体によるものが主体であったが、現在ではスマートフォン等デジタル端末の普及によりホームページや各種SNSからの情報発信が盛んになってきている。これまでに群馬県では複数のホームページやアプリを公開しているが、今後も時流に合った多様な媒体を活用した情報発信にも力を入れ、より多くの人が、現地を訪れて本物に触れるような仕組みを構築する。県では、令和2年度より県公式動画サイト「tsulunos（ツルノス）」での文化財普及啓発に関する動画を各関係部局が自主制作し、配信を行っている。</p>	<p>て本物に触れるような仕組みを構築する。</p>
<p>（2）文化財の保存・活用の体制強化</p> <p>① 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し、各種研修への参加や人事異動により、幅広い知識と見識を持つ人材の育成を目指す。 ・市町村の体制整備や専門職員の育成、地域住民等と連携した地域の担い手育成等の取組を支援していく。 ・地元大学や機関、企業・団体との連携を推進する。 <p><u>県における体制整備</u> 県の文化財保護行政は、考古学を専門とする選考採用職員を軸に、一般行政職と教員職の職員が担当している。選考採用職員は、平成12年以降、長期間新規採用がなかったため、年齢構成に偏りが生じており、その知識と経験、技能を継承することが難しい状況にあった。群馬県では、このような年齢構成の偏りを是正し、将来にわたって文化財保護を適正に行えるように、平成25年（2013）から新規に専門職員の採用を始めている。令和6年度（2024）までに6人を採用したが、今後も職員の採用を含め効率的かつ効</p>	<p>（2）文化財の保存・活用の体制強化</p> <p>① 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し、各種研修への参加や人事異動により、幅広い知識と見識を持つ人材の育成を目指す。 ・市町村の体制整備や専門職員の育成、地域住民等と連携した地域の担い手育成等の取組を支援していく。 ・地元大学や機関、企業・団体との連携を推進する。 <p>県の文化財行政は、考古学を専門とする選考採用職員を軸に、一般行政職と教員職の職員が担当している。選考採用職員は、長期間新規採用がなされなかったため、年齢構成が40代から50代に偏っており、その知識と経験、技能を継承することが難しい状況にある。県教育委員会では、このような年齢構成の偏りを是正し、将来にわたって文化財保護を適正に行えるように、平成25年から新規に専門職員の採用を始めている。平成30年度（2018）までに3人を採用したが、今後も継続して職員の採用に努めていく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>果的な体制が整うよう努めていく。</u></p> <p>これらの職員には、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種会議、研修会への参加を通して、幅広い分野の知識や技能を習得させていく。また、将来、本県の文化財保護行政全般を支えていく人材としての成長が望まれることから、文化財保護課、埋蔵文化財調査事業団だけでなく、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、文化振興課<u>等とのつながりの中で</u>業務経験をつみ文化財の保護と活用の幅広い見識を持つ人材として育成していく。この他の分野を専門とする職員についても県立の各種博物館の学芸員として採用するなどして確保に努めるとともに、知事部局<u>及び教育委員会</u>に在職する各分野の専門教育を受けている人材を把握し、必要に応じて関係部局に配置できる体制を整える。</p> <p><u>市町村における体制整備</u> 市町村においても、専門職員の配置を含む体制整備やその後の人材育成が重要であり、人事交流等も含め、県としてもその取組を支援していく。また、地域住民、民間団体等と連携した地域の文化財の担い手の育成についても、<u>県と市町村が協力し取り組んでいく。</u></p> <p><u>地元大学との連携</u> 県内の専門職員不足に至った要因の1つとして、地元大学との連携の希薄化をあげることができる。群馬県における現在の埋蔵文化財の調査や保護の体制の形成は、<u>かつての</u>群馬大学考古学研究室の果たした役割<u>が非常に大きいところだが、現在も</u>地元大学にも地域の文化や文化財に関わる幅広い専門課程があることから、今後積極的に協力要請を行い文化財の専門人材の育成の面でも連携を深めていく。</p> <p>② 庁内の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政の振興に向けた効果的な保存・活用を行うため、庁内関係部局のより一層の連携を図る。 	<p>これらの職員には、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種会議、研修会への参加を通して、幅広い分野の知識や技能を習得させていく。また、将来、本県の文化財保護行政全般を支えていく人材としての成長が望まれることから、文化財保護課、埋蔵文化財調査事業団だけでなく、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、知事部局で文化財保存・活用を担う文化振興課やその他の部局での業務経験をつみ、文化財の保護と活用の幅広い見識を持つ人材として育成していく。この他の分野を専門とする職員についても県立の各種博物館の学芸員として採用するなどして確保に努めるとともに、教育委員会及び知事部局に在職する各分野の専門教育を受けている人材を把握し、必要に応じて関係部局に配置できる体制を整える。</p> <p>市町村においても、専門職員の配置を含む体制整備やその後の人材育成が重要であり、人事交流等も含め、県としてもその取組を支援していく。また、地域住民、民間団体等と連携した地域の文化財の担い手の育成についても、市町村に協力して取組んでいく。</p> <p>県内の専門職員不足に至った要因の1つとして、地元大学との連携の希薄化をあげることができる。群馬県の現在の埋蔵文化財の調査や保護の体制の形成は、群馬大学考古学研究室の果たした役割を抜きには語れない。地元大学にも地域の文化や文化財に関わる幅広い専門課程があることから、今後積極的に協力要請を行い文化財の専門人材の育成の面でも連携を深めていく。</p> <p>② 庁内の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政の振興に向けた効果的な保存・活用を行うため、庁内関係部局のより一層の連携を図る。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>今後の文化財の保存・活用や情報発信の取組は、庁内の関係する担当部局が連携して行い、より一層の効果を上げるよう努める必要がある。<u>文化財保護課による文化財の調査や修理・整備により磨き上げられた文化財を</u><u>庁内の各担当課がそれぞれの事業で活用することで、文化財が持つ本物の価値や魅力を十分に発信することができる。</u>県の総合計画においては、県政の多くの場面で文化財の活用が期待されており、県政の目的達成に向け、関係部局で連携して効果的に施策を進めていくことが求められている。今後、文化財保護課を中心となって、関係部局間での情報共有と協力体制を検討する協議会等の設立を目指す。</p>	<p>今後の文化財の保存・活用や情報発信の取組は、庁内の関係する担当部局が連携して行い、より一層の効果を上げるよう努める必要がある。文化財の調査や修理・整備は文化財保護課が担当し、調査成果や修理・整備により磨き上げられた文化財を知事部局の担当課がそれぞれの事業で活用することで、文化財が持つ本物の価値や魅力を十分に発信することができる。県の総合計画でも、県政の多くの場面で文化財の活用が期待されており、県政の目的達成に向け、関係部局で連携して効果的に施策を進めていくことが求められている。今後、文化財保護課が中心となって、関係部局間での情報共有と協力体制を検討する協議会等の設立を目指す。</p>
<p>③ 学校連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する文化財や博物館等の学校教育での活用、副読本やマニュアル等の作成、教職員を対象とした講座や研修の実施、児童・生徒が文化財に触れる機会の提供等によって、子どもたちが郷土の歴史文化に愛着を持ち、地域の担い手となるよう育成を図る。 	<p>③ 学校連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する文化財や博物館等の学校教育での活用、副読本やマニュアル等の作成、教職員を対象とした講座や研修の実施、児童・生徒が文化財に触れる機会の提供等によって、子どもたちが郷土の歴史文化に愛着を持ち、地域の担い手となるよう育成を図る。
<p>文化財保護課や文化振興課、県立歴史博物館をはじめとする関係機関等で学校との連携事業を行っている。主な内容は、各機関での校外学習や職場体験の受入、出前授業の実施、教職員向けの専門的な講座の開催や研修への協力等である。</p>	<p>教育委員会文化財保護課や知事部局の世界遺産課、文化振興課、県立歴史博物館をはじめとする関係機関等で学校との連携事業を行っている。主な内容は、各機関での校外学習や職場体験の受入、出前授業の実施、教職員向けの専門的な講座の開催や研修への協力等である。</p>
<p>文化財保護課は、現役教員<u>を対象とした教員向け埋蔵文化財講座「授業に活かすぐんまの遺跡」を開催し、埋蔵文化財の成果から地域学習・歴史学習等に活かせる素材を授業に取り入れる手法を具体的に考えてもらう研修を実施している。</u>文化振興課では、児童・生徒が飼育した蚕の繭から取った絹で校旗を作成する取組や、富岡製糸場世界遺産伝道師協会と協力して富岡製糸場の解説や体験学習等を行う学校キャラバンからなる絹文化継承プログラムを実施している。文化振興課では、郷土の歴史や文化を紹介した東国文化副読本を作成し、県内の中学1年生に配布するとともにモ</p>	<p>文化財保護課は、現役の小学校教員と協力して古墳を活用した校外学習マニュアル「古墳学習プログラム」を作成した。世界遺産課では、児童・生徒が飼育した蚕の繭から取った絹で校旗を作成する取組と、富岡製糸場世界遺産伝道師協会と協力して富岡製糸場の解説や体験学習等を行う学校キャラバンからなる絹文化継承プログラムを実施している。文化振興課では、郷土の歴史や文化を紹介した東国文化副読本を作成し、県内の中学1年生に配布するとともにモ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>ている。<u>さらに</u>、郷土の歴史や文化を紹介した東国文化副読本（冊子版・web版）を作成し、県総合教育センターでの新任教職員向けの活用研修などを通じて、県内の<u>小中学校</u>の授業での活用推進を図っている。また、「東国文化自由研究」は、県内の多くの児童・生徒が夏休みの課題として取り組んでおり、身近な文化財への興味・関心を持つきっかけとなるものと期待される。</p>	<p>モデル授業を実施して授業への活用推進を図っている。また、文化財保護課が行っている「ふるさと群馬のたからもの」文化財の絵コンクールと、文化振興課が行っている「東国文化自由研究」は、県内の多くの児童・生徒が夏休みの課題として取組んでおり、身近な文化財への興味・関心を持つきっかけとなるものと期待される。</p>
<p>郷土かるたである「上毛かるた」は、県内の小・中学校の授業で取り上げられ、競技会が開催されるなど、児童・生徒にとって非常に身近な存在であり、郷土の歴史や文化に触れる第一歩となるとともに、群馬県人としてのアイデンティティーの形成に強く寄与している。旧市町村や小学校を単位とした郷土かるたも多く、地域学習の一環として活用されている。</p>	<p>郷土かるたである「上毛かるた」は、県内の小・中学校の授業で取り上げられ、競技会が開催されるなど、児童・生徒にとって非常に身近な存在であり、郷土の歴史や文化に触れる第一歩となるとともに、群馬県人としてのアイデンティティーの形成に強く寄与している。旧市町村や小学校を単位とした郷土かるたも多く、地域学習の一環として活用されている。</p>
<p>これらの取組は、文化財を学校教育に活用することで子どもたちが本県の歴史や文化の価値を認識し、将来へ継承していくこうという意識の醸成を目的とし、将来的な地域の担い手として育成を図るものである。</p>	<p>これらの取組は、文化財を学校教育に活用することで子どもたちが本県の歴史や文化の価値を認識し、将来へ継承していくこうという意識の醸成を目的とし、将来的な地域の担い手として育成を図るものである。</p>
<p>2 群馬県が重点的に取り組むテーマ</p> <p>これまで述べてきた本県の文化財保存・活用の方針や取組を踏まえ、以下の4点を県が優先的に取り組むテーマとする。</p> <p>（1）未指定や未登録文化財を含む文化財総体の把握</p> <p>改正文化財保護法では、指定・未指定にかかわらず、域内の文化財の総合的な把握を行った上で、保存・活用のための必要な措置を取るとしている。そのためには、調査が不十分で指定が進んでいない文化財について、悉皆的な調査が必要である。市町村が作成する地域計画では域内の文化財を把握するための調査について記載することとしており、これと連携して未指定・未登録のものを含めた調査を進めていく。現在、調査に係る経費は国庫補助の対象となっており、県としても、計画段階から指導助言を行い、外部の専門人材の紹介など、</p>	<p>2 群馬県が重点的に取り組むテーマ</p> <p>これまで述べてきた本県の文化財保存・活用の方針や取組を踏まえ、以下の4点を県が優先的に取り組むテーマとする。</p> <p>（1）未指定文化財を含む文化財総体の把握</p> <p>改正文化財保護法では、指定・未指定にかかわらず、域内の文化財の総合的な把握を行った上で、保存・活用のための必要な措置を取るとしている。そのためには、調査が不十分で指定が進んでいない文化財について、悉皆的な調査が必要である。市町村が作成する地域計画では域内の文化財を把握するための調査について記載することとなっており、これと連携して未指定のものを含めた調査を進めていく。調査に係る経費は国庫補助の対象となっており、県としても、計画段階から指導助言を行い、外部の専門人材の紹介など、市町村の取</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>市町村の取組を積極的に支援していく。</p> <p>（2）国・県指定文化財の保存・活用の推進</p> <p>文化財の地域づくりへの活用を考えた場合、国・県指定文化財は、その有力な資源となるものであり、市町村と連携して、定期的な修理・整備による確実な保存と、積極的な活用を促していく。</p> <p>県では、国指定史跡の観音山古墳（高崎市）・上野国分寺跡（前橋市・高崎市）を直接管理し、一般に公開している。この他、県が所有もしくは管理している重要文化財の美術工芸品や考古資料等を、文書館や歴史博物館、自然史博物館、近代美術館、埋蔵文化財調査センター等で管理し、展示等に活用している。</p> <p>このうち上野国分寺跡は、平成24年度（2012）から整備に向けた調査を行い、伽藍配置が従来の想定とは異なっていたことが判明するなどの成果が得られた。今後調査成果に基づき、効果的な活用方法を検討していく。</p> <p>（3）蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進</p> <p>本県の歴史文化の特徴として、近世から近代にかけて、蚕糸業の隆盛が文化や産業など多方面に影響を及ぼしてきたことがあげられる。関連する文化財は有形・無形を問わず多岐にわたり、近代養蚕農家や養蚕に関連する民俗資料・古文書・歴史資料等、調査研究が必要な分野も多く残されている。世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、群馬県を特徴付ける文化財であり、今後一層の調査研究を進め、積極的な保存・活用を図っていく。</p> <p>県文化財保護課では、その第一歩として令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて「群馬近世寺社建築総合調査」を実施している。群馬県には、養蚕業がもたらした経済力を背景に建造された近世の装飾寺社建築が数多く残されており、それらを訪れることで江戸時代の寺社建築の変遷を知ることができる。これら普遍的な価値を有する文化財の調査の成果は、今後の文化財指定や保存活用に活かし</p>	<p>組を積極的に支援していく。</p> <p>（2）国・県指定文化財の保存・活用の推進</p> <p>文化財の地域づくりへの活用を考えた場合、国・県指定文化財は、その有力な資源となるものであり、市町村と連携して、定期的な修理・整備による確実な保存と、積極的な活用を促していく。</p> <p>県でも、教育委員会が国指定史跡の観音山古墳（高崎市）・上野国分寺跡（前橋市・高崎市）を直接管理し、一般に公開している。この他、県が所有もしくは管理している重要文化財の美術工芸品や考古資料等を、文書館や歴史博物館、自然史博物館、近代美術館、埋蔵文化財調査センター等で管理し、展示等に活用している。</p> <p>このうち上野国分寺跡は、平成24年度（2012）から整備に向けた調査を行い、伽藍配置が従来の想定とは異なっていたことが判明するなどの成果が得られた。今後調査成果に基づき、効果的な活用方法を検討していく。</p> <p>（3）蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進</p> <p>本県の歴史文化の特徴として、近世から近代にかけて、蚕糸業の隆盛が文化や産業など多方面に影響を及ぼしてきたことがあげられる。関連する文化財は有形・無形を問わず多岐にわたり、近代養蚕農家や養蚕に関連する民俗資料・古文書・歴史資料等、調査研究が必要な分野も多く残されている。世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、群馬県を特徴付ける文化財であり、今後一層の調査研究を進め、積極的な保存・活用を図っていく。</p> <p>県文化財保護課では、その第一歩として令和元年から2か年の予定で、県内の近世寺社についての調査を実施している。群馬県には、養蚕業がもたらした経済力を背景に建造された近世の装飾寺社建築が数多く残されており、それらを訪れることで江戸時代の寺社建築の変遷を知ることができる。これら普遍的な価値を有する文化財の調査の成果は、今後の文化財指定や保存活用に活かし</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>定・<u>登録</u>や保存・活用に活かしていくほか、積極的な情報発信により本県のイメージアップや観光振興につなげていく。</p> <p>寺社調査の後には、引き続き近代養蚕農家や養蚕関連の民俗<u>文化財</u>等の調査を実施したい。</p> <p>（4）災害に備えた体制の整備</p> <p>群馬県は、近年比較的大きな災害が起きていないことから、これまで災害時の文化財の取り扱いや連携体制等の検討が進んでいなかった。しかし、過去には大規模な火山災害や水害に見舞われており、近年多発している台風等の自然災害を考えても、災害への対応策を準備する必要性が高まっている。</p> <p><u>群馬県では、令和2年3月の本大綱施行以降、文化財防災の取組を強化している。</u></p> <p><u>令和2年度（2020）には、群馬県文化財保護審議会に新たに防災部会を設置し、専門委員4名（うち1名は審議委員）を委嘱した。令和3年度（2021）には、「群馬県文化財防災ガイドライン」を策定し、一般への普及啓発を目的とした「文化財防災パンフレット」を広く配布している。令和5年度（2023）には、群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会を設置し、関係者間の認識と情報の共有を図っている。令和6年度（2024）からは、前年度までに整備されたガイドラインの運用や組織の活動を継続することで、県内の文化財防災体制の強化を図っている。</u></p> <p>災害への対応、災害発生時の情報収集及び被災文化財の取り扱いマニュアルの作成、文化財防災マップの整備、市町村や文化財所有者・文化庁及び国の関係機関・近隣都県・関連する民間団体等との連携や支援体制等について、具体的な検討を進めていく。<u>（第6章参照）</u></p> <p><u>なお、今後文化財の広範な活用を進めるにあたり、人災に対応した防犯体制の強化も必要である。</u></p>	<p>ていくほか、積極的な情報発信により本県のイメージアップや観光振興につなげていく。</p> <p>寺社調査の後には、引き続き近代養蚕農家や養蚕関連の民俗資料等の調査を実施したい。</p> <p>（4）災害に備えた体制の整備</p> <p>群馬県は、近年比較的大きな災害が起きていないことから、これまで災害時の文化財の取り扱いや連携体制等の検討が進んでいなかった。しかし、過去には大規模な火山災害や水害に見舞われており、近年多発している台風等の自然災害を考えても、災害への対応策を準備する必要性が高まっている。また、今後文化財の広範な活用を進めるにあたり、人災に対応した防犯体制の強化も必要となってくる。</p> <p>災害への対応は第6章で述べるが、災害発生時の情報収集及び被災文化財の取り扱いマニュアルの作成、文化財防災マップの整備、市町村や文化財所有者・文化庁及び国の関係機関・近隣都県・関連する民間団体等との連携や支援体制等について、具体的な検討を進めていく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第5章 県内市町村への支援の方針</p> <p>改正文化財保護法では、市町村による地域計画の作成が制度化された。そのため、市町村は地域住民や民間団体等と連携して、域内の文化財の総合的な把握と保存・活用を行うことが求められる。文化財の保存と活用において、市町村の役割は非常に重要であることから、県としては文化財の確実な保存と継承に向けて市町村の取組を支援していく。</p> <p>1 調査に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う調査について、専門的な指導・助言や情報提供を行うとともに、専門人材の紹介等の支援を行う。 <p>文化財の指定・登録において、それらが有する価値を明確にするための調査は不可欠である。しかし、各市町村には多岐に及ぶ文化財の分野に関する専門家の不在や不足の場合もあるため、希望はあっても調査に至らない場合も少なくない。そこで、県はこうした状況に鑑み、調査方法に関する技術的指導・助言、専門家の紹介等について積極的に支援する。</p> <p>2 国・県の指定・登録文化財の保存・活用事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業が円滑に進められるよう計画段階から協議・調整し、必要な指導・助言や情報提供のほか、県の補助制度による財政面での支援も行う。 国の補助制度の活用に向けた文化庁との調整を行うほか、補助金の説明会や研修等を開催し、適切な執行ができるよう支援していく。 	<p>第5章 県内市町村への支援の方針</p> <p>改正文化財保護法では、市町村による地域計画の作成が制度化され、地域住民や民間団体等と連携して、域内の文化財の総合的な把握と保存・活用を行うことが求められている。これからの文化財の保存と活用において、市町村の役割は非常に重要であり、県としては、文化財の確実な保存と継承に向けて市町村の取組を支援していく。</p> <p>1 調査に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う調査について、専門的な指導・助言や情報提供を行うとともに、専門人材の紹介等の支援を行う。 <p>文化財の指定・登録において、それらが有する価値を明確にするための調査は不可欠である。しかし、各市町村には多岐に及ぶ文化財の分野に関する専門家が不在のため、希望はあっても調査に至らない場合も少なくない。こうした状況に鑑み調査方法に関する技術的指導・助言、専門家の紹介等について積極的に支援する。</p> <p>2 国・県の指定・登録文化財の保存・活用事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業が円滑に進められるよう計画段階から協議・調整し、必要な指導・助言や情報提供のほか、県の補助制度による財政面での支援も行う。 国の補助制度の活用に向けた文化庁との調整を行うほか、補助金の説明会や研修等を開催し、適切な執行ができるよう支援していく。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>各市町村の域内には、国・県・市町村の指定・<u>登録</u>文化財が存在しており、順次保存や整備、活用<u>等の事業</u>を進めていく必要がある。市町村は、個人・法人所有を含む管内の指定文化財について状況を把握し、保存措置の優先度を考慮しながら、それぞれの事業を計画的に進めていかなければならない。</p> <p><u>市町村による</u>事業の実施にあたって、県は計画段階から市町村と協議・調整を行い、必要な情報提供や指導、助言を行<u>う</u>。<u>具体的には</u>、事業に関連する各種委員会へのオブザーバー参加<u>や</u>文化庁との連絡調整など、市町村が適切に事業を遂行できるよう支援していく。</p> <p>保存・活用事業のうち、国・県の指定<u>文化財と国</u>の登録文化財には、市町村や所有者が行う調査や修理、公開活用等の事業に対する国や県の補助制度がある。特に、建造物の修理・整備や史跡の公有地化等、多額の費用が必要な事業の実施について、補助金制度が大きく後押しをする役割を果たしている。重要な遺跡では、国の指定を受けていないものについても、遺跡の範囲や内容を把握するための調査が補助の対象となる。高崎市の上野国多胡郡正倉跡や東吾妻町の岩櫃城跡は、いずれも補助事業で実施した調査の成果によってその価値が認められ、国史跡に指定された。このように、補助金の制度は文化財の保存と活用を進める上で非常に有効であり、<u>県は</u>市町村に対して活用を促すとともに、補助金説明会や研修を開催して適切に執行できるよう支援していく。</p> <p>3 市町村の体制整備と人材育成に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職員の採用と配置を求めるとともに、文化財保護行政に関する専門的な知識・技能に関する研修や講座の開催や、県との人事交流等を行い、市町村の体制整備と人材育成を支援する。 	<p>各市町村の域内には、国・県・市町村の指定文化財が存在しており、順次保存や整備、活用を進めていく必要がある。市町村は、個人・法人所有を含む管内の指定文化財について状況を把握し、保存措置の優先度を考慮しながら、それぞれの事業を計画的に進めていかなければならない。</p> <p>事業の実施にあたっては、県は計画段階から市町村と協議・調整を行い、必要な情報提供や指導、助言を行っている。事業に関連する各種の委員会にも職員がオブザーバーとして参加するほか、文化庁とも協議・調整しながら、市町村が適切に事業を遂行できるよう支援していく。</p> <p>保存活用事業のうち、国・県の指定・登録の文化財には、市町村や所有者が行う調査や修理、公開活用等の事業に対する国や県の補助制度がある。特に、建造物の修理・整備や史跡の公有地化等、多額の費用が必要な事業の実施について、補助金制度が大きく後押しをする役割を果たしている。重要な遺跡では、国の指定を受けていないものについても、遺跡の範囲や内容を把握するための調査が補助の対象となる。高崎市の上野(こうづけの)国(くに)多胡(たご)郡(ぐん)正倉(しょうそう)跡(あと)や東吾妻町の岩櫃城跡は、いずれも補助事業で実施した調査の成果によってその価値が認められ、国史跡に指定された。このように、補助金の制度は文化財の保存と活用を進める上で非常に有効であり、市町村に対して情報提供して利用を促すとともに、補助金説明会や研修を開催して適切に執行できるよう支援していく。</p> <p>3 市町村の体制整備と人材育成に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職員の採用と配置を求めるとともに、文化財保護行政に関する専門的な知識・技能に関する研修や講座の開催や、県との人事交流等を行い、市町村の体制整備と人材育成を支援する。

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>・国・県の研修への積極的な参加を促すとともに、参加できる環境作りに協力する。</p> <p>群馬県内には、現在 12 市・15 町・8 村の合計 35 市町村が存在する。このうち、正規の専門職員が配置されているのは、12 市・7 町・1 村の合計 20 市町村にとどまる（令和 7 年 5 月 1 日現在）。この他の 9 町村は専門知識を持つ嘱託員を配置しているが、残りの 6 町村は専門職員が不在となっている。県は、専門職員不在の町村に対し、それぞれの地区を担当する県専門職員が様々な面で支援すると同時に、専門職員の採用と配置を促している。改正文化財保護法が目指す地域における未指定を含めた文化財総体の計画的な保存・活用を推進していくには、市町村による地域計画の作成が不可欠であり、市町村の体制整備とともに、それを担当する専門職員の配置と育成が重要になっている。</p> <p>文化財の範囲は多岐にわたるため、各自治体は各分野の専門職員を確保することが望ましいが、外部の人材の協力を得ることも必要となる。特に活用に向けた取組については、文化財保護部局だけでなく、関係各課や博物館、外部の専門人材、民間団体、地元企業等との連携が不可欠であり、全体的な企画やコーディネートを担える人材が求められている。このため、文化庁はこれまでの専門的な研修に加え、総合的な文化財の把握や保存・活用に必要な知識の習得や、民間と連携した活用を企画する能力の向上を目指した「<u>文化財マネジメント職員養成研修</u>」を令和元年度から行っている。県や関係機関も、市町村の行政担当者向けに埋蔵文化財や古文書等に関する専門的な講座を実施しているが、このような講座の拡充や、県との人事交流等も含めて、市町村の人材育成を支援していく。この他にも、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種の研修があり、職員の資質向上に資するものであることから、それらの積極的な活用を促すとともに、参加しやすい環境作りにも協力していく。</p>	<p>・国・県の研修への積極的な参加を促すとともに、参加できる環境作りに協力する。</p> <p>群馬県内には、現在 12 市・15 町・8 村の合計 35 市町村が存在する。このうち、正規の専門職員が配置されているのは、12 市・6 町・1 村の合計 19 市町村にとどまる（令和元年 5 月 1 日現在）。この他の 8 町村は専門知識を持つ嘱託員を配置しているが、残りの 8 町村は専門職員が不在となっている。県は、専門職員不在の町村に対し、それぞれの地区を担当する専門職員が様々な面で支援すると同時に、専門職員の採用と配置を促してきた。改正文化財保護法が目指す地域における未指定を含めた文化財総体の計画的な保存・活用を推進していくには、市町村による地域計画の作成が不可欠であり、市町村の体制整備とともに、それを担当する専門職員の配置と育成が重要になっている。</p> <p>文化財の範囲は多岐にわたり、各分野の専門職員を確保することが望ましいが、外部の人材の協力を得ることも必要となる。特に活用に向けた取組については、文化財保護部局だけでなく、関係各課や博物館、外部の専門人材、民間団体、地元企業等との連携が不可欠であり、全体的な企画やコーディネートを担える人材が求められている。このため、文化庁はこれまでの専門的な研修に加え、総合的な文化財の把握や保存・活用に必要な知識の習得や、民間と連携した活用を企画する能力の向上を目指した研修を令和元年度から新たに行うことになった。県や関係機関も、市町村の行政担当者向けに埋蔵文化財や古文書等に関する専門的な講座を実施しているが、このような講座の拡充や、県との人事交流等も含めて、市町村の人材育成を支援していく。この他にも、文化庁や独立行政法人国立文化財機構が開催する各種の研修があり、職員の資質向上に資するものであることから、それらの積極的な活用を促すとともに、参加できる環境作りにも協力していく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>4 市町村による文化財保存活用地域計画作成への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画作成を計画している市町村に対し、準備段階から指導・助言や情報提供を行う。 ・関連する調査については、外部の専門人材の紹介や、県が行った既存の調査データの提供等の協力を行う。 ・地域計画作成に係る国の補助制度の活用と適切な執行に向け、指導・助言・情報提供を行う。 <p>文化財保存活用地域計画は、これから文化財の保存・活用をより充実するために必要なものであり、県はその作成推進に向けて市町村を支援していく。</p> <p>国の指針では、市町村が地域計画を作成するにあたり、市町村と都道府県、文化財保存活用支援団体を基本的な構成員とする協議会において協議することが望ましいとしている。協議会は、必要に応じて文化財所有者や学識経験者、商工や観光関係団体等を構成員とすることができる、多様な関係者による検討が可能となっている。県はこの協議会へ参加するとともに、協議会の構成員の検討や、必要な学識経験者の紹介や依頼、先行事例についての情報提供等、事前準備の段階から市町村に必要な助言等を行う。なお、地域計画の作成は、域内の文化財総体を把握するための調査の実施が必要となっており、この調査に関しても市町村と連携し、外部の専門人材や関係する民間団体等の協力を得て進めていくよう支援するほか、県がこれまでに実施した調査のデータ提供等の協力も行っていく。</p> <p>この地域計画の作成には、国による補助制度が設けられている。協議会の開催経費はもちろん、地域計画作成の前提となる域内文化財の総合的な調査や、地域住民等への説明会や調査成果に関するシンポジウムの開催、地域計画につ</p>	<p>4 市町村による文化財保存活用地域計画作成への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画作成を計画している市町村に対し、準備段階から指導・助言や情報提供を行う。 ・関連する調査については、外部の専門人材の紹介や、県が行った既存の調査データの提供等の協力を行う。 ・地域計画作成に係る国の補助制度の活用と適切な執行に向け、指導・助言・情報提供を行う。 <p>文化財保存活用地域計画は、これから文化財の保存・活用をより充実するために必要なものであり、県はその作成推進に向けて市町村を支援していく。</p> <p>国の指針では、市町村が地域計画を作成するにあたり、市町村と都道府県、文化財保存活用支援団体を基本的な構成員とする協議会において協議することが望ましいとしている。協議会は、必要に応じて文化財所有者や学識経験者、商工や観光関係団体等を構成員とすることができる、多様な関係者による検討が可能となっている。県はこの協議会へ参加するとともに、協議会の構成員の検討や、必要な学識経験者の紹介や依頼、先行事例についての情報提供等、事前準備の段階から市町村に必要な助言等を行う。なお、地域計画の作成は、域内の文化財総体を把握するための調査の実施が必要となっており、この調査に関しても市町村と連携し、外部の専門人材や関係する民間団体等の協力を得て進めていくよう支援するほか、県がこれまでに実施した調査のデータ提供等の協力も行っていく。</p> <p>この地域計画の作成には、国による補助制度が設けられている。協議会の開催経費はもちろん、地域計画作成の前提となる域内文化財の総合的な調査や、地域住民等への説明会や調査成果に関するシンポジウムの開催、地域計画につ</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>いての情報発信に係る費用等、多岐にわたる経費を補助対象とすることができます。県は、地域計画の作成を予定している市町村に対し、この補助制度が利用できるよう事前の申請や文化庁のヒアリング等について指導・助言を行うとともに、財政的な支援についても検討していく。</p>	<p>いての情報発信に係る費用等、多岐にわたる経費を補助対象とすることができます。県は、地域計画の作成を予定している市町村に対し、この補助制度が利用できるよう事前の申請や文化庁のヒアリング等について指導・助言を行うとともに、財政的な支援についても検討していく。</p>
<p>5 専門職員不在の市町村や小規模市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職員不在の市町村に対しては、体制整備を働きかけるとともに、県の専門職員による指導・助言や必要な人材の紹介等を行う。 円滑な文化財保護行政の遂行や地域計画の作成に向け、小規模市町村間の連携体制を検討し、必要な調整や協議、情報提供等を行う。 	<p>5 小規模市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職員不在の市町村に対しては体制整備を働きかけるとともに、県の専門職員による指導・助言や、必要な人材の紹介等を行う。 円滑な文化財保護行政の遂行や地域計画の作成に向け、小規模市町村間の連携体制を検討し、必要な調整や協議、情報提供等を行う。

本県では、山間部と県の南西部において、専門職員不在の市町村が存在している。他にも定年退職した専門職員を非常勤職員として雇用している市町村は多く、近い将来専門職員不在の市町村はさらに増える可能性がある。県では、専門職員不在の市町村に対し、専門職員による指導・助言や、専門知識を有する人材の紹介などとともに専門職員の採用等の体制整備を働きかけるなどの支援を行っている。

このような市町村は、多くが人口1万人に満たない小規模市町村であるが、今後の地域計画の作成を考慮すると、体制整備の必要性は非常に高まっている。専門職員が配置されていても、不十分な体制の下で日々の業務を行っている自治体も多く、さらなる組織体制の充実が求められる。各自治体単独での体制整備が理想ではあるが、困難な場合は一部事務組合の設置等、近隣の複数市町村による連携体制の構築も検討していく必要がある。先に述べた地域計画の作成と認定申請は、複数の市町村が共同して行うことも可能であり、地域計画作成のための協議会をそれらの市町村が組織し協議することにより、連携の

本県では、山間部と県の南西部の町村において、専門職員不在の自治体が存在している。他にも定年退職した専門職員を嘱託として雇用している町村も多く、近い将来専門職員が不在の自治体はさらに増える見込みである。県では、専門職員不在の町村に対し、専門職員による指導・助言や、専門知識を有する人材の紹介などとともに専門職員の採用等の体制整備を働きかけるなどの支援を行っている。

このような町村は、多くが人口1万人に満たない小規模自治体であるが、今後の地域計画の作成を考慮すると、体制整備の必要性は非常に高まっている。専門職員が配置されていても、不十分な体制の下で日々の業務を行っている自治体も多く、さらなる組織体制の充実が求められる。各自治体単独での体制整備が理想ではあるが、困難な場合は一部事務組合の設置等、近隣の複数市町村による連携体制の構築を検討していく必要がある。先に述べた地域計画の作成と認定申請は、複数の市町村が共同して行うことも可能であり、地域計画作成のための協議会をそれらの市町村が組織し協議することにより、連携の

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>方策についても検討を進められることが期待できる。県としては、こうした市町村間の連携をコーディネートし、小規模市町村においても文化財の保存と活用が十分に行えるよう努めていく（コラム4参照）。</p>	<p>策についても検討を進められることが期待できる。県としては、こうした市町村間の連携をコーディネートし、小規模市町村においても文化財の保存と活用が十分に行えるよう努めていく（コラム4参照）。</p>
<p>コラム4 市町村連携の実例</p> <p>広域での市町村の連携事業は、これまでにも消防や水道、医療、福祉等の分野で、協議会や一部事務組合、広域連合等を設置して行われてきた。文化財保護に関しても、埋蔵文化財の発掘調査を広域の事務組合や連合組織等が担っていた事例もある。今後の人ロ減少社会においては、行財政運営は一層厳しい状況が見込まれ、従来どおりの住民サービスを維持・充実するためには地域全体で協力して対応していく必要があり、その一つとして市町村連携の強化・促進が求められている。</p>	<p>コラム4 市町村連携の実例</p> <p>広域での市町村の連携事業は、これまでにも消防や水道、医療、福祉等の分野で、協議会や一部事務組合、広域連合等を設置して行われてきた。文化財保護に関しても、埋蔵文化財の発掘調査を広域の事務組合や連合組織等が担っていた事例もある。今後の人ロ減少社会においては、行財政運営は一層厳しい状況が見込まれ、従来どおりの住民サービスを維持・充実するためには地域全体で協力して対応していく必要があり、その手段の一つとして市町村連携の強化・促進が求められている。</p>
<p>平成20年（2008）に設立された京都府の相楽東部広域連合は、京都府南部の3町村からなる広域連合で、福祉や廃棄物処理、教育に係わる業務を行っている。学校教育や生涯学習等は広域連合に設置された教育委員会が担当し、相楽東部広域連合文化財保護条例の制定や、文化財保護委員会の設置・運営等を行っており、文化財分野における今後の連携方法の事例として注目される。</p>	<p>平成20年に設立された京都府の相楽東部広域連合は、京都府南部の3町村からなる広域連合で、福祉や廃棄物処理、教育に係わる業務を行っている。学校教育や生涯学習等は広域連合に設置された教育委員会が担当し、相楽東部広域連合文化財保護条例の制定や、文化財保護委員会の設置・運営等を行っており、文化財分野における今後の連携方法の事例として注目される。</p>
<p>6 歴史的建造物の活用に関する建築基準法の適用除外に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の活用に関して建築基準法の適用除外を検討している市町村に対しては、関連する条例の制定等について、県・市町村の関係部局と連携して必要な指導・助言を行う。 <p>国の重要文化財や史跡となっている建造物は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されている。しかし、その他の歴史的建造物については、活用の</p>	<p>6 歴史的建造物の活用に関する建築基準法の適用除外に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の活用に関して建築基準法の適用除外を検討している市町村に対しては、関連する条例の制定等について、県・市町村の関係部局と連携して必要な指導・助言を行う。 <p>国の重要文化財や史跡となっている建造物は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されている。しかし、その他の歴史的建造物については、活用の</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>ための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、地方公共団体が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められている。</p>	<p>ための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、地方公共団体が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められている。</p>
<p>歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、<u>関係</u>部局と連携し、建築基準法の適用除外についての情報提供や、関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。</p>	<p>歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、知事部局と連携し、建築基準法の適用除外についての情報提供や、関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。</p>
<p>コラム 5 建築基準法の適用除外</p> <p>建築基準法第3条では、国宝や国の重要文化財・重要有形民俗文化財等の建築物については建築基準法を適用しないこととしている。また、文化財保護法第182条第2項に基づく条例によって県や市町村の重要文化財等に指定された建造物についても、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては適用を除外できる。その他、現状変更の規制及び保存のための措置を定めた独自の条例によっても同様の取り扱いができることとなっているが、技術的な指標がなく、制定が進まない状況にあった。そのような中、国土交通省は、歴史的建築物の活用に向けた独自条例の制定を目指す地方公共団体を支援するため、平成30年に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、条例の制定・活用の促進を図っている。なお、本県では富岡市が独自条例を制定し、平成29年度から施行している。</p>	<p>コラム 5 建築基準法の適用除外</p> <p>建築基準法第3条では、国宝や国の重要文化財・重要有形民俗文化財等の建築物については建築基準法を適用しないこととしている。また、文化財保護法第182条第2項に基づく条例によって県や市町村の重要文化財等に指定された建造物についても、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては適用を除外できる。その他、現状変更の規制及び保存のための措置を定めた独自の条例によっても同様の取り扱いができることとなっているが、技術的な指標がなく、制定が進まない状況にあった。そのような中、国土交通省は、歴史的建築物の活用に向けた独自条例の制定を目指す地方公共団体を支援するため、平成30年に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、条例の制定・活用の促進を図っている。なお、本県では富岡市が独自条例を制定し、平成29年度から施行している。</p>
<p>第6章 防災・災害発生時の対応</p> <p>1 文化財を災害から守る必要性</p>	<p>第6章 防災・災害発生時の対応</p> <p>平成7年（1995）に発生した阪神淡路大震災や、平成16年（2004）の中越</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>平成 7 年（1995）に発生した阪神淡路大震災や、平成 16 年（2004）の中越地震、平成 23 年（2011）の東日本大震災等において、数多くの文化財が被災し毀損・滅失してしまった。特に東日本大震災においては、群馬県内でも数多くの文化財に影響があり、指定文化財のみならず、歴史的建造物や美術工芸品が被害を受けた。また、地震や台風等の自然災害とともに、火災や盗難等によっても貴重な文化財が被害を受け、その価値が損なわれてしまうことがある。</p>	<p>地震、平成 23 年（2011）の東日本大震災等において、数多くの文化財が被災し毀損・滅失してしまった。特に東日本大震災においては、群馬県内でも数多くの文化財に影響があり、指定文化財のみならず、歴史的建造物や美術工芸品が被害を受けた。また、地震や台風等の自然災害とともに、火災や盗難等によっても貴重な文化財が被害を受け、その価値が損なわれてしまうことがある。</p>
<p>群馬県では、5 世紀末から 6 世紀<u>前半</u>に発生した 2 度にわたる榛名山噴火、弘仁 9 年（818）の大地震、天仁元年（1108）や天明 3 年（1783）の浅間山噴火に伴う大規模災害等、歴史的に大きな災害があったことがこれまでの調査により知られている。近代以降も、明治 43 年（1910）と昭和 10 年（1935）の大水害、昭和 22 年（1947）のカスリーン台風、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風等で被害が発生しており、今後、いつ何時、県内のどこかで大規模災害が発生してもおかしくはない。</p>	<p>本県では、5 世紀末から 6 世紀に発生した 2 度にわたる榛名山噴火、弘仁 9 年（818）の大地震、天仁元年（1108）や天明 3 年（1783）の浅間山噴火に伴う大規模災害等、歴史的に大きな災害があったことがこれまでの調査により知られている。近代以降も、明治 43 年（1910）と昭和 10 年（1935）の大水害、昭和 22 年（1947）のカスリーン台風、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風等で被害が発生しており、今後、いつ何時、県内のどこかで大規模災害が発生してもおかしくはない。</p>
<p>有形・無形の文化財は地域の歴史や伝統を色濃く反映しており、地域の人々の心の拠りどころとなっているものや、連帶の象徴となっているものが数多く存在し、災害によって失われてしまうことがないよう対策を取ることが必要である。大規模な災害に対して、しっかりととした対応が正確且つ迅速にできるよう、日常の防災・防犯体制、及び災害発生時の文化財保護のネットワーク構築等について、日頃から対策を考えておかなければならない。そのためにも、県民が日常的に文化財に親しみ、文化財が人類の宝であり未来へつなぐ資産であることを認識することが、文化財を災害から守り保存・活用していくことにつながり、この視点から文化財の保存・活用を図ることが求められる。</p>	<p>有形・無形の文化財は地域の歴史や伝統を色濃く反映しており、地域の人々の心の拠りどころとなっているものや、連帶の象徴となっているものが数多く存在し、災害によって失われてしまうことがないよう対策を取ることが必要である。大規模な災害に対して、しっかりととした対応が正確且つ迅速にできるよう、日常の防災・防犯体制、及び災害発生時の文化財保護のネットワーク構築等について、日頃から対策を考えておかなければならない。そのためにも、県民が日常的に文化財に親しみ、文化財が人類の宝であり未来へつなぐ資産であることを認識することが、文化財を災害から守り保存・活用していくことにつながり、この視点から文化財の保存・活用を図ることが求められる。</p>
<p>2 災害に備えた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財リストを作成して情報を<u>関係機関等</u>と共有するとともに、文化財の所 	<p>1 災害に備えた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と協力して文化財リストを作成して情報を共有するとともに、県・市

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>有者や管理者等（以下、所有者等）が災害発生時の対応について共通認識を持つよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯の設備や人的体制の整備とともに、防災・防犯計画の策定や点検・訓練等の実施、耐震診断や補強工事等の耐震対策など、災害に備えた取組の推進を図る。 県が主体となって災害時の連絡・協力体制の構築を図るとともに、災害対応マニュアルや文化財防災マップ等の作成、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。 <p>文化財リストの必要性 災害はいつ、どこで発生するか予測不可能なことがあるため、平時より発災時における文化財の保護方法及び現況把握、管理方法等についての備えが必要である。そのために、指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた域内の文化財総体を集約した、文化財リストの整備が必須である。このリスト化によって災害時に守るべき文化財を可視化することができることから、所有者等と地元市町村文化財部局、県文化財保護課との間で日頃からの文化財保護意識や情報共有を図ることが可能となる。さらには、文化財の盗難被害の際にも、警察への情報提供や、全国の都道府県や関係機関への照会等を迅速に行うことができる。そしてこのリストに基づき、所有者等と地元市町村、県文化財保護課が、災害発生時にとるべき行動について事前に定めておくことが重要である。なお、将来的には、文化財リストを基にしたデータベース化とそのクラウド上での閲覧を可能とするシステム構築等が求められる。</p> <p>市町村文化財部局の役割 市町村文化財部局は、外部の専門人材や地域住民、民間団体等の協力を得て域内の文化財リストの作成を進める必要がある。そして、このリストに記載された文化財（未指定文化財を含む）の所有者等に対して災害時の対応についての周知に努める必要がある。リストの周知は、文</p>	<p>町村・文化財所有者や管理団体等が災害発生時の対応について共通認識を持つよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯の設備や人的体制の整備とともに、防災・防犯計画の策定や点検・訓練等の実施、耐震診断や補強工事等の耐震対策など、災害に備えた取組の推進を図る。 県が主体となって災害時の連絡・協力体制の構築を図るとともに、災害対応マニュアルや文化財防災マップ等の作成、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。 <p>災害はいつ、どこで発生するか予測不可能なことから、平時から危機意識を持つとともに、災害が発生した場合に備えて、文化財の保護方法及び現況の把握、管理方法等について準備しておく必要がある。そのためには、指定・未指定を含めた地域の文化財総体を把握し、リスト化しておくことが必要である。リスト化によって災害時に守るべき文化財を可視化することができ、所有者等と地元教育委員会、県文化財保護課とで意識や情報の共有を図ることが可能となる。盗難被害に対しても、警察への情報提供や、全国の都道府県や関係機関への照会等を迅速に行うことができる。そしてこのリストに基づき、所有者等と地元教育委員会、県文化財保護課とが、災害発生時にとるべき行動について事前に定めておくことが重要である。市町村の地域計画作成に伴う文化財の調査は、このリストの作成にも役立てることができる。</p> <p>市町村の文化財部局は、外部の専門人材や地域住民、民間団体等の協力を得て域内の文化財リストの作成を進め、それに記載された文化財、とりわけ未指定文化財の所有者や管理者に災害時の対応について周知していく必要がある。リストに記載することで所有者や管理者が文化財の重要性を改めて認識し、災</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>化財の重要性を<u>所有者等が</u>改めて認識し、災害時にとるべき行動について市町村<u>文化財部局や県文化財保護課</u>との共通認識を持つこと<u>につながると</u>期待される。<u>加えて、市町村文化財部局</u>は、災害時の対応と事前の対策について、地域計画に記載することが望まれる。</p> <p>また、報告書等に記載された既存の文化財情報は、被災した場合の文化財復旧・復元を可能とすることから、それらのアーカイブ化についての検討も求められる。</p> <p>日常的な取組・管理 日常的な管理においては、火災や盗難を予防するための設備や人的体制の整備に努めるとともに、防災・防犯計画の策定、定期的な点検や防災訓練の実施等の取組が必要である。それぞれの地域でハザードマップが作成されている場合は、災害が予想される地域に所在する文化財を把握しておき、災害を想定して避難や救出の体制を整備し、日頃から訓練を行うことも大切である。群馬県内でも、毎年1月の文化財防火デーの前後に、多くの歴史的建造物や博物館等の施設で防災訓練を行っている。令和元年9月には、文化庁が、国宝や重要文化財の建造物と、国宝や重要文化財の美術工芸品を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを公表しており、今後はこれに沿った対策が必要となる。県や市町村指定の文化財についても、このガイドラインを参考にした対策を検討していく。</p> <p>各種指定文化財の対応 建造物や史跡・名勝等については、倒木や崖崩れ等による被害が予想される場合、伐採等の予防措置を行うことも検討する必要がある。一方、天然記念物の樹木等は、台風等の自然災害に起因した倒木や落枝によって周辺に被害を生じさせる危険性があり、防災を念頭に置いた現況の把握や管理方法の検討が必要である。国・県指定文化財については防災・防犯対策に対する国や県の補助制度があり、積極的に活用して災害に備えていく。</p>	<p>害時にとるべき行動について県や市町村と共通認識を持つことが期待される。市町村は、このような災害時の対応と事前の対策について、地域計画に記載することが望まれる。</p> <p>将来的には、こうした関係者間において、文化財リストを基にしたデータベースの作成とネットワークの整備が重要となり、それを可能とするシステムの構築が求められる。また、報告書等の文化財の情報は、被災した文化財の復旧や復元を可能とすることから、それらのアーカイブ化についても検討していく。</p> <p>日常的な管理においては、火災や盗難を予防するための設備や人的体制の整備に努めるとともに、防災・防犯計画の策定、定期的な点検や防災訓練の実施等の取組が必要である。それぞれの地域でハザードマップが作成されている場合は、災害が予想される地域に所在する文化財を把握しておき、災害を想定して避難や救出の体制を整備し、日頃から訓練を行うことも大切である。群馬県内でも、毎年1月の文化財防火デーの前後に、多くの歴史的建造物や博物館等の施設で防災訓練を行っている。令和元年9月には、文化庁が、国宝や重要文化財の建造物と、国宝や重要文化財の美術工芸品を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを公表しており、今後はこれに沿った対策が必要となる。県や市町村指定の文化財についても、このガイドラインを参考にした対策を検討していく。</p> <p>建造物や史跡・名勝等については、倒木や崖崩れ等による被害が予想される場合、伐採等の予防措置を行うことも検討する必要がある。一方、天然記念物の樹木等は、台風等の自然災害に起因した倒木や落枝によって周辺に被害を生じさせる危険性があり、防災を念頭に置いた現況の把握や管理方法の検討が必要である。国・県指定文化財については防災・防犯対策に対する国や県の補助制度があり、積極的に活用して災害に備えていく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>無形の民俗文化財は地域の伝統に根付いた文化財であり、災害で地域社会が崩壊してしまうと、文化財としての存続が危ぶまれることになる。しかし一方で、被災した地域社会の復興において、地域の結びつきを確認する重要な役割を果たすことも期待される。そのため、民俗芸能・民俗技術・祭礼行事等の地域の活動記録や調査報告書、映像記録を作成する等、対策を講じていく必要がある。</p>	
<p><u>歴史的建造物への備えと対応</u> 指定・未指定の歴史的建造物には木造が多く、長い年月を経て腐食など老朽化が進行している物件があり、平時から対処が必要となる。また、近代以降の物件では、建設当時の基準で災害に対応している物件もあり、それらを勘案しながら、地震等の災害被害へ対応することが大切である。特に大規模な被害が予想される地震については、文化庁が耐震診断や耐震補強の指針や手引を作成しており、これに沿った耐震対策の促進が求められている。国・県指定や登録の建造物については国や県の補助制度もあり、市町村と連携して所有者等へ耐震対策の実施を働きかけていく。</p>	<p>指定・未指定の歴史的建造物には木造が多く、長い年月を経て腐食など老朽化が進行している物件があり、平時においてはそれへの対処が必要となる。また、近代以降の物件では、建設当時の基準で災害に対応している物件もあり、それらを勘案しながら、地震等の災害被害へ対応することが大切である。特に大規模な被害が予想される地震については、文化庁が耐震診断や耐震補強の指針や手引を作成しており、これに沿った耐震対策の促進が求められている。国・県指定や登録の建造物については国や県の補助制度もあり、市町村と連携して所有者や管理団体へ耐震対策の実施を働きかけていきたい。</p>
<p><u>文化財救済ネットワークの役割</u> これまでの大規模災害の際には、各府県単位で結成されている資料救済ネットワークが資料の保全に大きな役割を果たした。現在全国で 15 を超える組織が活動しており、災害後の保全だけでなく防災にも力を入れている。</p>	<p>また、これまでの大規模災害の際には、各府県単位で結成されている資料救済ネットワークが資料の保全に大きな役割を果たした。現在全国で 15 を超える組織が活動しており、災害後の保全だけでなく防災にも力を入れている。本県においても関係する民間団体や大学、機関等と協力し、同様の組織を立ち上げることが急務となっている。</p>
<p><u>本県では、令和 5 年度に群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が設置され、以降、構成員による会議に加え、本協議会主催の公開講演会や県内実務者を対象とした研修会を開催し、関係者間の認識と情報の共有を継続的に図っている。</u></p>	
<p><u>県文化財保護課の役割</u> 群馬県の地域防災計画では、災害対策本部が設置された場合、県文化財保護課は文化財に係る災害情報の収集と応急対策に関する業務を行うと定められており、県内文化財の被害の集約と、応急的な保護措置</p>	<p>群馬県の地域防災計画では、災害対策本部が設置された場合、県文化財保護課は文化財に係る災害情報の収集と応急対策に関する業務を行うと定められており、県内文化財の被害の集約と、応急的な保護措置に向け文化庁等関係機</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>に向け文化庁等関係機関との調整の役割を担うこととなる（第8図）。この情報収集も先のリストを基に行なうことが効果的であり、所有者等や市町村との間で情報を集約するための連絡方法と体制を早急に確立しなければならない。</p> <p><u>博物館等の関係機関の役割</u> 学芸員が配置されている博物館等の関係機関は、災害時には被災文化財の応急措置などの対応が適切に取れるよう平時よりそれぞれの役割分担や必要機材の所在などを把握しておく必要がある。</p> <p><u>今後の体制検討</u> 本県では、今後群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が中心となって早急に体制の構築を図っていく。併せて災害時の対応マニュアルや、ハザードマップと連動した文化財防災マップの整備、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。</p> <p>3 災害発生時における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、県文化財保護課が県内の被害状況を集約し、市町村や関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。 ・被災した文化財の取り扱いについては、文化庁や専門知識を有する専門家や関係団体等の指導を受け、適切且つ慎重に対処するよう努める。 ・群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会との連携を図る。 <p>初動段階 災害発生後の初期段階の活動としては、その後の救援・支援の必要性を検討するための情報集約が主な内容となる。</p> <p>市町村文化財部局は、文化財リストに基づき文化財の被災状況について所有者等からの情報を集約し、県文化財保護課へ電話またはメールで連絡する。</p> <p>博物館等の関係機関は、それぞれが所管する文化財の被災状況を把握して、県文化財保護課へ電話またはメールで連絡する。</p> <p>なお、被災状況によっては、地域住民や施設利用者の避難や安全確保等への</p>	<p>関との調整の役割を担うこととなる（第8図）。この情報収集も先のリストを基に行なうことが効果的であり、所有者や市町村との間で情報を集約するための連絡方法と体制を早急に確立しなければならない。また、応急措置を行う博物館等の関係機関についても、災害時に適切な対応が取れるよう事前にそれぞれの専門職員や機材の存在などの対応能力を把握し、連絡・協力体制について定める必要がある。本県ではこのような連絡・協力体制の検討が進んでおらず、今後県文化財保護課が中心となって早急に体制の構築を図っていく。併せて災害時の対応マニュアルや、ハザードマップと連動した文化財防災マップの整備、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。</p> <p>2 災害発生時における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、県文化財保護課が県内の被害状況を集約し、市町村や関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。 ・被災した文化財の取り扱いについては、文化庁や専門知識を有する専門家や関係団体等の指導を受け、適切且つ慎重に対処するよう努める。 ・文化財防災ネットワークとの連携を図る。 <p>災害発生後の初期段階の活動としては、その後の救援・支援の必要性を検討するための情報集約が主な内容となる。市町村は管内の文化財所有者や管理者からの情報を集約し、博物館等の県の関係機関はそれぞれが所管する文化財の被災状況を把握して、県文化財保護課へ連絡する。大規模な災害の場合は、市町村は住民の避難や安全確保等への対応に追われ、文化財の被害情報の収集が難しいことが想定される。そのため、今後整備していく文化財リストと災害対応マニュアルに基づき、県と所有者や管理者、民間団体等が連携して連絡・報</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>対応が優先されるため、文化財被害の情報収集が難しいことが想定される。そのため、発災直後の初動については、文化財リストと災害対応マニュアルに基づき、関係各者が連携して連絡・報告することが望ましい。</p> <p>救援段階 県文化財保護課は、初動段階で集約した情報を基に市町村文化財部局や県内の関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。</p> <p>なお、被災状況によって県内の連携体制だけでは対応が不可能な場合は、文化庁や県外の関係機関、関東ブロックの都県等に救援や支援の要請を行う。</p> <p>災害により被害を受けている文化財の取り扱いについては、指定・未指定にかかわらず、所有者・管理者等及び地元市町村文化財部局、県文化財保護課が緊密に情報を共有しあい、文化庁や専門家・学識経験者等の指導を受けながら、慎重且つ適切に対処していくことが求められる。文化財は、一度滅失してしまうと元の姿に戻すことが困難な場合がほとんどであり、地域で守り伝えられてきた文化財を次世代に受け継ぐためにも、適切な対処と慎重な判断とが求められる。</p> <p>4 文化財被害への対応 （1）被災文化財の救済・支援</p>	<p>告する体制の構築が必要となる。</p> <p>県文化財保護課は初動段階で集約した情報を基に、市町村や県内の関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。大規模な災害で県内の連携体制だけでは対応が不可能な場合は、文化庁や県外の関係機関、関東ブロックの都県等に救援や支援の要請を行う。</p> <p>災害により被害を受けている文化財の取り扱いについては、指定・未指定にかかわらず、所有者・管理者等及び地元市町村教育委員会、県文化財保護課が緊密に情報を共有しあって、文化庁や専門家・学識経験者等の指導を受けながら、慎重且つ適切に対処していくことが求められる。文化財は、一度滅失してしまうと元の姿に戻すことが困難な場合がほとんどであり、地域で守り伝えられてきた文化財を次世代に受け継ぐためにも、適切な対処と慎重な判断とが求められる。</p> <p>東日本大震災のような大規模災害への対応については、平成26年度より独立行政法人国立文化財機構が、文化遺産の防災に関するネットワークの構築を目的として、「文化財防災ネットワーク推進事業」を進めてきた。この事業では、国立文化財機構の他、文化遺産に係る専門的な全国組織が参画する「文化遺産防災ネットワーク推進会議」において、災害時における活動のガイドラインを策定している。本県も、大規模災害はもとより平生においても文化財防災ネットワークとの連携を図っていく。</p> <p>3 文化財被害への対応 前段で述べたように、被災した文化財は、情報収集の段階を経て行政や博物</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>前段（2 災害発生時における対応）で述べたように、被災した文化財は、初動段階を経て市町村文化財部局や博物館等の関係機関、県防災ネットワーク連携協議会等による救援・支援が行われることとなるが、文化財の被害程度によっては初動段階で保護対応が必要な場合もありうる。保護措置の遅れによる文化財の破壊や滅失は極力回避しなければならないことから、文化財被災の対応に関するより一層の情報共有と慎重な応急措置が必要となる。以下に、必要とされる取り扱い別に災害時の対応方法を示す。なお、具体的な対応方法については、今後作成するマニュアルの中で示していく。以下、文化財の種類毎の対応を示す。</p> <p>（2）建造物（有形文化財・有形の民俗文化財・史跡）</p> <p>建造物は、災害発生直後から倒壊もしくは倒壊の恐れがある。よって、二次被害を防止するためにも「立ち入り禁止」表示などの安全対策が必要である。一方、建造物を安易に解体することは絶対に避けなければならない。拙速な解体や除却を防ぐためにも、所有者等及び地域住民に対して、文化財保護の理解を求める説明が必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。</p> <p>県文化財保護課や市町村文化財部局は、被害状況を把握した上で、文化庁や県及び市町村の文化財保護審議会、各分野の学識経験者等に報告・相談し、指導を受けながら適切な対応を行っていく必要がある。なお、災害時の応急的な対応や修理方法等については、100名を超えるヘリテージマネージャーや被災建物応急危険度判定士を擁する民間団体等と協力体制が取れるよう連携を進めていくことも有効である。</p> <p>（3）美術工芸品、有形の民俗文化財（各種用具等）</p> <p>美術工芸品は、被災直後から廃棄の対象となってしまう恐れがある。特に保</p>	<p>館等の専門的な組織、関連する民間団体等による救援・支援が行われることとなるが、初動の段階で保護の対応が必要な場合もある。初動の対応の遅れによって、文化財の破壊や滅失を招く恐れもあり、より一層の情報共有と慎重な対応が必要となる。以下に、必要とされる取り扱い別に災害時の対応方法を示す。なお、具体的な対応方法については、今後作成するマニュアルの中で示していく。</p> <p>建造物（有形文化財・有形民俗文化財・史跡）</p> <p>災害発生後は、倒壊もしくは倒壊の恐れがある建造物について、二次被害を防止するため立ち入り禁止などの安全対策が必要であるが、安易に解体することは絶対に避けなければならない。拙速な解体や除却を防ぐためにも、地域の文化財リストの作成と、所有者や管理者及び地域住民への周知が大切である。県や市町村の文化財部局は、被害状況を把握した上で、文化庁や県及び市町村の文化財保護審議会、各分野の学識経験者等に報告・相談し、指導を受けながら適切な対応を行っていく。また、100名を超えるヘリテージマネージャーや被災建物応急危険度判定士を擁する民間団体等と、災害時の応急的な対応や修理方法等についても協力体制が取れるよう連携を進めていく。</p> <p>美術工芸品、有形民俗文化財（各種用具等）</p> <p>美術工芸品のうち、絵画や彫刻、工芸品、書跡等は、美術品的な価値を有する</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>管する建物が被災した場合などでは、一括して処分されてしまうことが懸念される。</p>	<p>ものが多く、災害時にも率先して保全すべきものとして所有者や地域住民に認識されている。その一方、古文書や歴史資料、衣食住や生業、信仰等に用いられる有形民俗文化財は、指定されていなければその価値を認識されにくく、被災した場合、廃棄されてしまう危険性が高い。保管されていた建物が被災した場合などでは、一括して処分されてしまうことが懸念される。この点でも文化財のリスト作成は有効であり、所有者等に文化財としての価値を認識してもらい、災害時に確実に保全するよう働きかけができる。</p>
<p>よって、地元市町村文化財部局は、拙速な廃棄や処分を防ぐため、所有者等及び地域住民に対して、被災した文化財としての価値を認識してもらい、災害時でも確実に保全するような働きかけが必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。</p>	<p>文化財を保管している建物が被害を受け、一次的な仮置き場所が必要となる場合も想定される。</p>
<p>美術工芸品のうち、絵画や彫刻、工芸品、書跡等は、美術品的な価値が認識しやすいことから、災害時にも率先して保全すべきものとして所有者等や地域住民に認識されている。しかし、古文書や歴史資料、衣食住や生業、信仰等に用いられる有形の民俗文化財は、指定されていなければその価値を認識されにくいため、被災直後から廃棄されてしまう危険性が高い。よって、保護措置を講じる際は特に留意すべき文化財として認識する必要がある。</p>	<p>県や市町村は、文化財を安全に保管するための施設を確保できるよう、平時から関係機関と協議しておく。特に、これらの動産の文化財が水損被害を受けた場合、カビの発生を防ぐことが重要である。水に濡れたまま放置されると比較的短時間でカビが発生し、その後の修復作業が非常に困難となる。そのため、水をかぶった文化財を早急に回収し、洗浄や乾燥等の措置が行える施設や機材、体制の整備等、県が中心となって支援のネットワークを構築していかなければならない。</p>
<p>文化財を保管している建物が被災し、保管機能が不全となった場合は、文化財を一次的に別の場所に移し保管することを考えなければならない。</p>	
<p>この際、特に文化財へのカビの発生と焼失を防ぐために、保管場所としては、防湿と防火機能が維持できる場所を選ぶことが望ましい。</p>	
<p>特に、文化財が水損被害を受けた場合、水に濡れたまま放置するとカビ発生のリスクが極度に高まる。よって、これを防ぐ対応を最優先することが重要である。そのため、水損した文化財は早急に回収し、乾燥措置が行える場所や施設への移動が望まれる。</p>	
<p>なお、この対応が後手になると、その後の文化財修復作業が非常に困難となることが多い。</p>	
<p>（4）記念物（史跡・名勝・天然記念物）</p>	<p>記念物（史跡・名勝・天然記念物）</p>
<p>史跡等の記念物が被る災害は、地震や台風・暴風雨等による洪水・土石流・崖崩れ・落雷・火山噴火等の自然災害が想定される。日ごろからの管理体制の</p>	<p>史跡等の記念物が被る災害は、地震や台風・暴風雨等による洪水・土石流・崖崩れ・落雷・火山噴火等の自然災害が想定される。日ごろからの管理体制の</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>整備を徹底するとともに、災害を被った際の対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。</p> <p>天然記念物には動植物が含まれ、災害時の混乱に乗じて盜難・密猟等の被害を受けやすい。<u>また、</u>樹木については倒木や落枝の危険もあることから、<u>特に安全確保に留意しなければならない。このため、</u>日頃から文化庁・県文化財保護課・地元市町村<u>文化財部局</u>や所有者・地域住民・保存会等とで協力しながら、普及啓発活動や監視体制の構築・強化について準備していくことが重要である。</p> <p>（5）無形の文化財</p> <p>大規模な災害の発生後は、無形の民俗文化財、<u>無形文化財</u>の保存団体、<u>保持者等</u>の状況や<u>道具類等の被害</u>を把握する必要がある。<u>特に、</u>地域社会が大きな被害を受けた場合、民俗文化財を支えてきた地域住民が疲弊して保存団体の弱体化を招き、その継承を危うくする恐れがある。</p> <p><u>無形の民俗文化財の留意点</u> 被害状況が目に見える有形文化財と違い、無形の民俗文化財は意識しないと被害状況を正しく把握することが難しい。<u>無形の</u>民俗文化財についても域内のリストを作成し、道具類等の保管・管理体制や、保存団体の連絡先等の情報を県と市町村で共有する必要がある。</p>	<p>整備を徹底するとともに、災害を被った際の対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。</p> <p>また、天然記念物には動植物が含まれ、災害時の混乱に乗じて盜難・密漁等の被害を受けやすく、樹木については倒木や落枝の危険もあることから、日頃から文化庁・県文化財保護課・地元市町村教育委員会や所有者・地域住民・保存会等とで協力しながら、普及啓発活動や監視体制の構築・強化について準備していくことが重要である。</p> <p>無形民俗文化財</p> <p>大規模な災害の発生後は、祭礼や行事等に使用する道具類の被害とともに、無形民俗文化財の保存団体の状況を把握する必要がある。地域社会が大きな被害を受けた場合、民俗文化財を支えてきた地域住民が疲弊して保存団体の弱体化を招き、その継承を危うくする恐れがある。被害状況が目に見える有形文化財と違い、無形民俗文化財は意識しないと被害状況を正しく把握することが難しい。無形民俗文化財についても域内のリストを作成し、道具類等の保管・管理体制や、保存団体の連絡先等の情報を県と市町村で共有する必要がある。</p> <p>無形の民俗文化財は地域の伝統に根付いた文化財であり、災害で地域社会が崩壊してしまうと、文化財としての存続が危ぶまれることになる。しかし一方で、被災した地域社会の復興において、地域の結びつきを確認する重要な役割を果たすことも期待される。そのため、伝統芸能・伝統工芸・祭礼行事等の地域の活動記録や調査報告書、映像記録を作成する等、対策を講じていく必要がある。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>第7章 文化財保存・活用の推進体制</p> <p>1 県の文化財担当部局及び関係部局の職員・専門人材の配置状況</p> <p>(1) 文化財保護主管課</p> <p>県では、<u>知事部局の地域創生部</u>文化財保護課が文化財保護の業務を担当している。文化財保護課には、主に指定文化財を担当する文化財活用係と、埋蔵文化財を取り扱う埋蔵文化財係<u>が配置されている</u>。在籍する職員は、考古学の専門職員を中心に、専門的な知識を有する教員や行政職員である。</p> <p>(2) 関係部局</p> <p><u>知事部局</u> <u>知事部局では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存・活用や「ぐんま絹遺産」の登録と活用等をはじめ文化行政全般を担当し、各種の情報発信事業や伝統文化の継承や地域の文化資源の活用事業等を支援している文化振興課、観光振興に向けた歴史文化遺産の魅力の発信や活用事業に財政面での支援を行っている観光魅力創出課等と連携を図っている。</u></p> <p><u>また、県が所有する国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）を総務部財産有効活用課、文化財を含む県内の様々な撮影支援をeスポーツ・クリエイティブ推進課、国天然記念物の安中原市のスギ並木（安中市）を県土整備部道路管理課、国名勝の妙義山（富岡市、安中市、下仁田町）の一部を占める県立公園を環境森林部自然環境課が管理している。この他、自然保護については自然環境課や農政部農政課、まちづくりや埋蔵文化財保護等については県土整備部の各担当課と関連があり、それぞれの部局には建築、獣医、林業職等の専門職員が配置されている。</u></p> <p><u>教育委員会</u> <u>教育委員会とも連携を取っている。学校現場や発掘調査を行っている公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団との間で頻繁な人事交流を</u></p>	<p>第7章 文化財保存・活用の推進体制</p> <p>1 県の文化財担当部局及び関係部局の職員・専門人材の配置状況</p> <p>(1) 文化財保護主管課</p> <p>県では、文化財保護課が文化財保護の業務を担当している。文化財保護課には、主に指定文化財を担当する文化財活用係と、埋蔵文化財を取り扱う埋蔵文化財係を置き、それぞれ係長以下7から8名の係員が業務を行っている。在籍する職員は、考古学の専門職員を中心に、専門的な知識を有する教員や行政職員である。</p> <p>(2) 関係部局</p> <p>文化財保護行政において、教育委員会内部でも連携を取っている。文化財保護課と学校現場、発掘調査を行っている公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団との間で頻繁な人事交流を行っているほか、学校への情報発信や教員向けの研修の実施等について義務教育課や高校教育課、各教育事務所と協力している（資料4参照）。</p> <p>知事部局では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存活用や「ぐんま絹遺産」の登録と活用等を担当する世界遺産課（※）、文化行政全般を担当し、各種の情報発信事業や伝統文化の継承や地域の文化資源の活用事業等を支援している文化振興課、観光振興に向けた歴史文化遺産の魅力の発信や活用事業に財政面での支援を行っている観光物産課等（※）と連携を図っている。</p> <p>また、県が所有する国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（前橋市）を管財課（※）が、沼田高校管理教室棟・屋内運動場（沼田市）や富岡高校御殿・黒門（富岡市）を教育委員会管理課が、国天然記念物の安中原市（はらいち）のスギ並木（安中市）を県土整備部が、国名勝妙義山（富岡市、下仁田町）の一部を占める県立公園を自然環境課が管理している。この他、自然保護については自</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>行っているほか、学校への情報発信や教員向けの研修の実施等について義務教育課や高校教育課、各教育事務所と協力している（資料4 参照）。</p> <p>また、<u>文化財である群馬県立沼田高等学校管理教室棟及び</u>屋内運動場（沼田市 <u>国登録</u>）や<u>群馬県立富岡高等学校御殿黒門及び</u>黒門（富岡市 <u>国登録</u>）を教育委員会管理課が管理している。</p> <p><u>博物館・教育施設</u> 博物館や教育施設としては、<u>知事部局の歴史博物館・近代美術館・館林美術館・自然史博物館・土屋文明記念文学館・日本絹の里・世界遺産センター・埋蔵文化財調査センター</u>、教育委員会のぐんま昆虫の森・文書館・図書館がある。それぞれの施設では、各分野の調査研究や資料収集、展示公開、普及啓発等の事業を行っている。管理委託を行っている埋蔵文化財調査センターと指定管理を行っている日本絹の里以外は県が直接運営しており、それぞれの分野を専門とする学芸員等が配置されている。</p>	<p>然環境課や農政課、まちづくりや埋蔵文化財保護等については県土整備部の各担当課と関連があり、それぞれの部局には建築、獣医、林業職等の専門職員が配置されている。</p> <p>博物館や教育施設としては、教育委員会のぐんま昆虫の森・文書館・図書館・埋蔵文化財調査センター（※）、知事部局の歴史博物館・近代美術館・館林美術館・自然史博物館・土屋(つちや)文明(ぶんめい)記念文学館・日本絹の里がある。それぞれの施設では、各分野の調査研究や資料収集、展示公開、普及啓発等の事業を行っている。令和2年3月には、世界遺産センターも開館する。管理委託を行っている埋蔵文化財調査センターと指定管理を行っている日本絹の里以外は県が直接運営しており、それぞれの分野を専門とする学芸員等が配置されている。</p> <p>※組織改編により令和2年度から世界遺産課は文化振興課に統合、観光物産課は観光魅力創出課に名称変更、管財課は財産有効活用課に名称変更、埋蔵文化財調査センターは知事部局に移管予定</p>
<p>2 県の文化財保護審議会等、外部の専門人材の配置状況</p> <p>県の文化財保護審議会は、現在、審議委員 10 名と、建造物、美術工芸、歴史資料、無形・民俗文化財、史跡・考古、名勝・天然記念物、<u>防災</u>の<u>7</u> 専門部会の専門委員 <u>24</u> 名からなる。このうち、各専門部会の代表 <u>7</u> 名は、審議委員を兼ねている。審議会では、<u>群馬県</u>からの諮問を受け、文化財の県指定・選択・<u>登録</u>の是非について審議、答申を行う。審議にあたっては、対象となる文化財の専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて審議を行う。専門委員はそれぞれの分野を専門とする学識経験者であり、その他の審議委員は地理学や博物館学、コミュニティ文化論、環境科学等の専門家で、様々な視点からの審議が可能となっている。</p>	<p>2 県の文化財保護審議会等、外部の専門人材の配置状況</p> <p>県の文化財保護審議会は、現在、審議委員 10 名と、建造物、美術工芸、歴史資料、無形・民俗文化財、史跡・考古、名勝・天然記念物の 6 専門部会の専門委員 21 名からなる。このうち、各専門部会の代表 6 名は、審議委員を兼ねている。審議会では、教育委員会からの諮問を受け、文化財の県指定・選択の是非について審議、答申を行う。審議にあたっては、対象となる文化財の専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて審議を行う。専門委員はそれぞれの分野を専門とする学識経験者であり、その他の審議委員は地理学や博物館学、コミュニティ文化論、環境科学等の専門家で、様々な視点からの審議が可能となっている。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>この他、県が行う事業に関し、必要に応じて外部の専門人材からなる委員会を設置している。</p>	<p>この他、県が行う事業に関し、必要に応じて外部の専門人材からなる委員会を設置している。</p>
<p>3 県と連携協力体制にあるその他の団体</p>	<p>3 県と連携協力体制にあるその他の団体</p>
<p>（1）関係法人</p>	<p>（1）関係法人</p>
<p>公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団</p> <p>国・県事業に伴う発掘調査等を行う機関として昭和 53 年 <u>（1978）</u> に設置され、県と連携して埋蔵文化財保護行政を牽引してきた。</p> <p><u>事業団</u>独自で採用した考古学や保存科学の専門職員とともに、県から派遣された専門職員や教員、行政職員等が、発掘調査や資料整理、普及啓発事業等に従事している。県文化財保護課では開発に伴う記録保存 <u>のための発掘調査や資料整理</u> は直接行わず、<u>事業団がその実務を行っている</u>。そのために、<u>県文化財保護課と事業団との間では</u> 頻繁な人事交流を行っている。</p>	<p>公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団</p> <p>国・県事業に伴う発掘調査等を行う機関として昭和 53 年に設置され、県文化財保護課と連携して埋蔵文化財保護行政を牽引してきた。財団独自で採用した考古学や保存科学の専門職員とともに、県から派遣された専門職員や教員、行政職員等が、発掘調査や資料整理、普及啓発事業等に従事している。県の文化財保護課では開発に伴う記録保存調査は行っていないため、発掘調査や資料整理等の実務については、派遣先の事業団での業務を通じて専門的技能を習得している。そのために、文化財保護課と事業団との間で頻繁な人事交流を行っている。</p>
<p>公益財団法人群馬県教育文化事業団</p> <p>文化事業等の実践を通し、本県文化の振興を図るため昭和 55 年 <u>（1980）</u> に設立された。各種の文化活動の機会の提供や、関連する企業や民間団体等の支援のほか、伝統文化の保存と継承、発展を目的とした事業を行っている。</p> <p>この他の関係法人 公益財団法人尾瀬保護財団や公益財団法人群馬県蚕糸振興協会、公益社団法人群馬県緑化推進委員会等が、県と連携してそれぞれの保存・活用や調査研究、普及啓発活動等を行っている。</p>	<p>公益財団法人群馬県教育文化事業団</p> <p>文化事業等の実践を通し、本県文化の振興を図るため昭和 55 年に設立された。各種の文化活動の機会の提供や、関連する企業や民間団体等の支援のほか、伝統文化の保存と継承、発展を目的とした事業を行っている。</p> <p>この他の関係法人</p> <p>公益財団法人尾瀬保護財団や公益財団法人群馬県蚕糸振興協会、公益社団法人群馬県緑化推進委員会等が、県と連携してそれぞれの保存・活用や調査研究、普及啓発活動等を行っている。</p>
<p>（2）民間団体・民間企業</p> <p>文化財の保存・活用に関して、県が行う調査研究や活用事業等へ多くの民間</p>	<p>（2）民間団体・民間企業</p> <p>文化財の保存・活用に関して、県が行う調査研究や活用事業等へ多くの民間</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>団体が協力をしている（資料4 その他民間団体参照）。団体には各分野における専門的な知識を持つ人材も多く所属しており、文化財の総合的な調査研究や保存・活用に向けた取組において、一層の連携・協力体制の構築が望まれる。</p> <p>また、文化財の調査・研究や保存処理、発掘調査等を行っている民間企業も多く、専門人材も多数在籍しており、調査に対する指導・助言等の協力を求めることも今後検討する必要がある。</p>	<p>団体が協力をしている（資料4 その他民間団体参照）。団体には各分野における専門的な知識を持つ人材も多く所属しており、文化財の総合的な調査研究や保存・活用に向けた取組において、一層の連携・協力体制の構築が望まれる。</p> <p>また、文化財の調査・研究や保存処理、発掘調査等を行っている民間企業も多く、専門人材も多数在籍しており、調査に対する指導・助言等の協力を求めることも今後検討する必要がある。</p>
<p>4 今後の体制整備の方針</p> <p>これから文化財保護行政は、改正文化財保護法で<u>規定され</u>ているように、地域の文化財を総合的に把握し、適切な保存と活用により、社会総<u>が</u>かりで継承に取<u>り</u>組んでいくことが必要である。そのためには、今後の文化財保護の体制整備において以下の方針をあげる。</p> <p>（1）広範で緊密な連携体制の構築</p> <p>今後の文化財の保存・活用については、都市計画や地域振興、観光振興等、従来よりも広範囲の関係部局との連携を図っていかなければならない。県と市町村及び市町村相互の連携・協力体制も、これまで以上に緊密なものとし、学識経験者等の外部の専門人材や、大学、ヘリテージマネージャー等の民間の専門家、文化財の保存・活用に関連する民間団体、とりわけ文化財保存活用支援団体と協力し、一体となって文化財を守り伝えていく体制を作り上げていく必要がある。また、これまで文化財保護行政を支えてきた専門的な知識・技能を持つ退職公務員・教員などについても、人材の把握と<u>活用</u>、支援<u>方法</u>等の検討が求められる。現在活動中の文化財パトロールや、古墳総合調査に協力いただいた県民調査員等、地域に存在する人材についても育成と活用を考えていく。将来的には、様々な立場の人々や団体が、文化財の保存・活用について考え、議論し、提言できる場を作ることも検討していく。</p>	<p>4 今後の体制整備の方針</p> <p>これから文化財保護行政は、改正文化財保護法でうたっているように、地域の文化財を総合的に把握し、適切な保存と活用により、社会総掛かりで継承に取組んでいくことが必要である。そのためには、今後の文化財保護の体制整備において以下の方針をあげる。</p> <p>（1）広範で緊密な連携体制の構築</p> <p>今後の文化財の保存と活用については、都市計画や地域振興、観光振興等、従来よりも広範囲の関係部局との連携を図っていかなければならない。県と市町村及び市町村相互の連携・協力体制も、これまで以上に緊密なものとし、学識経験者等の外部の専門人材や、大学、ヘリテージマネージャーのような民間の専門家、文化財の保存・活用に関連する民間団体、とりわけ文化財保存活用支援団体と協力し、一体となって文化財を守り伝えていく体制を作り上げていく必要がある。また、これまで文化財保護行政を支えてきた専門的な知識・技能を持つ退職公務員・教員などについても、人材の把握と支援に向けた組織化等の検討が求められる。現在活動中の文化財パトロールや、古墳総合調査に協力いただいた県民調査員等、地域に存在する人材についても育成と活用を考えていく。将来的には、様々な立場の人々や団体が、文化財の保存と活用について考え、議論し、提言できる場を作ることも検討していく。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（2）専門職員の確保と育成による行政組織の体制強化</p> <p>広範な連携体制を構築して維持するには、継続的な専門職員の採用と適切な人材育成を行うことによって、その中核となる文化財保護部局の体制の充実を図っていかなければならない。のために、文化庁等が実施する研修への参加や関係部局間の人事交流等により、文化財に関する専門知識だけでなく、広範な知識・技能の習得を目指した人材育成を行う。同時に、様々な分野の専門知識を持つ人材を学校現場も含めて全庁的に把握し、必要に応じて文化財保護部局に配置できる仕組みを構築していく。また、歴史博物館をはじめとする県内の博物館等との連携を強化し、多様な分野の専門職員との協力体制を構築していく。小規模な市町村においては、近隣の複数市町村による一部事務組合や協議会の設立等も検討する。</p>	<p>（2）専門職員の確保と育成による行政組織の体制強化</p> <p>広範な連携体制を構築して維持するには、継続的な専門職員の採用と適切な人材育成を行うことによって、その中核となる文化財保護部局の体制の充実を図っていかなければならない。のために、文化庁等が実施する研修への参加や関係部局間の人事交流等により、文化財に関する専門知識だけでなく、広範な知識・技能の習得を目指した人材育成を行う。同時に、様々な分野の専門知識を持つ人材を学校現場も含めて全庁的に把握し、必要に応じて文化財保護部局に配置できる仕組みを構築していく。また、歴史博物館をはじめとする県内の博物館等との連携を強化し、多様な分野の専門職員との協力体制を構築していく。小規模な市町村においては、近隣の複数市町村による一部事務組合や協議会の設立等も検討する。</p>
<p>（3）地域社会との連携強化</p> <p>今後の<u>文化財</u>の保存・活用や継承、あるいは調査等については、地域住民や関係する民間団体との協力・連携体制の構築が不可欠である。地域住民等が地域の文化財についての理解を深め、保護・保存に参加してもらうためにも、適切な文化財の活用とわかりやすい情報発信が大切である。適切な保存が大前提ではあるが、その上で地域住民が主催、共催として参加するようなイベントの開催等、地域住民が携わる機会を提供し、連携の強化を図っていく。</p>	<p>（3）地域社会との連携強化</p> <p>今後の史跡や建造物等の保存・活用や、民俗芸能や祭礼等の無形民俗文化財の継承、あるいは悉皆的な文化財調査等については、地域住民や関係する民間団体との協力・連携体制の構築が不可欠である。地域住民等が地域の文化財についての理解を深め、保護・保存に参加してもらうためにも、適切な文化財の活用とわかりやすい情報発信が大切である。適切な保存が大前提ではあるが、その上で地域住民が主催、共催として参加するようなイベントの開催等、地域住民が携わる機会を提供し、連携の強化を図っていく。</p>
<p>第8章 文化財の確実な継承に向けて</p> <p><u>継承のための仕組みづくり</u> これまで述べてきたように、地域社会の縮小や衰退が懸念される現代の日本では、文化財の保存と継承について大きな課題が</p>	<p>第8章 文化財の確実な継承に向けて</p> <p>これまで述べてきたように、地域社会の縮小や衰退が懸念される現代の日本では、文化財の保存と継承について大きな課題が存在し、従来通りの方法では</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p>存在し、従来通りの方法では守りきれなくなる危険性が生じている。財源も人材も限られる中で、各地方自治体はいかに文化財を保存し、活用して将来に継承していくか、<u>適切な仕組みを考え続けていかなければならぬ</u>。</p> <p>近年は、観光や地域振興、産業振興等において文化財の活用が検討され、文化財が持つ可能性への期待が高まっており、街中の再生や農村への観光誘致等において歴史的建造物を活用するなどの取組も試みられている。今後は、自治体の部局の枠組みを超えた連携を推進し、地方行政全体の中で文化財の保存と活用を効果的に実現していくとする視点が必要となってくる。県や市町村間、地域住民や学校、NPO やボランティア団体等との連携・協力体制は一層重要となり、民間活力やクラウドファンディング等の導入による資金の確保も、今後有効な手段となりうる。</p> <p>このような<u>新たな枠組みでの</u>取組を進めるにあたっては、各地方自治体の文化財保護部局は、これまでよりも多様な知見や幅広い視野を持って業務に当たることが求められる。<u>そのために</u>、専門的な知識とともに、広範囲にわたる連携を実現するマネジメント力や、効果的な文化財の保存・活用を行う企画力等も必要となる。<u>加えて</u>、地域住民や学校、民間団体や地元企業等に向けて文化財の価値や魅力をわかりやすく発信し、文化財の保存・活用への理解を促すことも重要である。</p> <p>その一方、文化財保護の根本的な理念は、文化財を適切に保存し、継承していくことである<u>ことを忘れてはならない</u>。<u>ゆえに</u>、広範な連携の中で文化財を活用する際は、その<u>文化財の本質的価値と適切な保護措置と共に正しく認識した上で判断する必要がある</u>。<u>そして</u>、その判断に携わるのは文化財保護部局である。<u>なお、文化財保護部局は、価値がわかりにくい文化財や、性質上活用に向かない文化財、将来的に高い価値が見込まれる文化財についても、その価値を見極め、確実に保存していかなければならぬ</u>。</p>	<p>守りきれなくなる危険性が生じている。財源も人材も限られる中で、各地方自治体はいかに文化財を保存し、活用して将来に継承していくか、新たな仕組みを考えていかなければならぬ。近年は、観光や地域振興、産業振興等において文化財の活用が検討され、文化財が持つ可能性への期待が高まっており、街中の再生や農村への観光誘致等において歴史的建造物を活用するなどの取組も試みられている。今後は、自治体の部局の枠組みを超えた連携を推進し、地方行政全体の中で文化財の保存と活用を効果的に実現していくとする視点が必要となってくる。県や市町村間、地域住民や学校、NPO やボランティア団体等との連携・協力体制は一層重要となり、民間活力やクラウドファンディング等の導入による資金の確保も、今後有効な手段となりうる。</p> <p>このような取組を進めるにあたっては、各地方自治体の文化財保護部局は、これまでよりも多様な知見や幅広い視野を持って業務に当たることが求められる。専門的な知識とともに、広範囲にわたる連携を実現するマネジメント力や、効果的な文化財の保存・活用を行う企画力等も必要となる。地域住民や学校、民間団体や地元企業等に向けて文化財の価値や魅力をわかりやすく発信し、文化財の保存・活用への理解を促すことも重要である。</p> <p>その一方、文化財保護の根本的な理念は、文化財を適切に保存し、継承していくことであるのを忘れてはならない。広範な連携の中で文化財を活用するには、その価値を正しく認識し、適切な保存とあわせて行うことが必要であり、その判断が可能なのは文化財保護部局に他ならない。価値がわかりにくい文化財や、性質上活用に向かない文化財、将来的に高い価値が見込まれる文化財についても、その価値を見極め、確実に保存していかなければならぬ。また、今後写真や映像等の調査記録では一次資料がデジタルデータとなることが予</p>

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）
<p><u>デジタルデータの保存管理</u> 今後は、写真や映像等の調査記録類においては、一次資料がデジタルデータとなることが予想される。よって、その長期的な保存方法と適切な管理体制を構築していく必要がある。公文書もペーパーレス化が進んでおり、将来的な歴史資料である行政の記録をどのように残すのか、今後検討が必要である。</p>	<p>想され、長期的な保存方法と適切な管理体制を構築していく必要がある。公文書もペーパーレス化が進んでおり、将来的な歴史資料である行政の記録をどのように残すのか、今後検討が必要である。</p>
<p><u>自然災害への備えの強化</u> 近年多発する自然災害に対する備えも、早急に整えなければならない。そのためには、各自治体における文化財保護部局の体制強化が重要であり、専門知識を有する職員の適切な配置と、博物館・資料館や大学、関係機関、外部の専門人材や団体等との緊密な連携が必要である。</p>	<p>近年多発する自然災害に対する備えも、早急に整えなければならない。そのためには、各自治体における文化財保護部局の体制強化が重要であり、専門知識を有する職員の適切な配置と、博物館・資料館や大学、関係機関、外部の専門人材や団体等との緊密な連携が必要である。</p>
<p><u>今後は、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づいた適切な対応が求められるとともに、その実現のために、「群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会」を軸に、適切に関係者が動き、情報が共有されることが肝要である。</u></p>	
<p><u>確実な継承を目指して</u> 地域の文化財総体を地域が総がかりで守っていくという改正文化財保護法の理念の実現では、住民や民間団体等の主体的な協力や参加が求められており、これまで以上に地方自治体による住民等への働きかけが必要とされ、文化財保護部局が果たすべき役割は重要になっている。</p>	<p>地域の文化財総体を地域が総掛かりで守っていくという改正文化財保護法の理念の実現では、住民や民間団体等の主体的な協力や参加が求められており、これまで以上に地方自治体による住民等への働きかけが必要とされ、文化財保護部局が果たすべき役割は重要になっている。今後は本大綱の方針に基づき、県と市町村が連携して県内の文化財の保存と活用を推進し、確実な継承を目指していく。</p>
<p><u>そしてそのためには、市町村による地域計画の策定とその運用がその継承のために極めて重要なものと位置づけられる。今後とも、本大綱の方針に基づき、県と市町村が連携して県内の文化財の保存と活用を推進し、確実な継承を目指していく。</u></p>	

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）

群馬県文化財保存活用大綱（改定案）（新旧対照表）

新（改定後）	旧（改定前）